

平成31年3月定例会

浪江町議会会議録

平成31年3月 5日 開会

平成31年3月15日 閉会

浪 江 町 議 会

平成31年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
渡邊泰彦君	14
馬場 績君	31
石井悠子君	58
散会の宣告	69

第 2 号 (3月6日)

議事日程	71
出席議員	74
欠席議員	74
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した者の職氏名	75
開議の宣告	76
議事日程の報告	76
議案第11号から議案第50号の一括上程、説明	76
延会について	125
延会の宣告	126

第 3 号 (3月14日)

議事日程	127
------	-----

出席議員	1 3 0
欠席議員	1 3 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 0
職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
開議の宣告	1 3 2
議事日程の報告	1 3 2
発言の訂正	1 3 2
議案第11号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第12号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第13号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第14号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第15号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第16号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第17号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第18号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第19号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第20号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第21号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第22号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第23号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第24号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第25号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第26号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第27号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第28号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第29号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第30号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第31号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第32号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第33号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第34号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第35号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第36号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第37号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第38号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第39号の質疑、討論、採決	1 8 0
延会の宣告	1 8 0

第 4 号 (3月15日)

議事日程	1 8 3
出席議員	1 8 4
欠席議員	1 8 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 4
職務のため出席した者の職氏名	1 8 5
開議の宣告	1 8 6
議事日程の報告	1 8 6
議案第40号の質疑、討論、採決	1 8 6
発言の訂正	2 2 9
議案第41号の質疑、討論、採決	2 3 0
議案第42号の質疑、討論、採決	2 3 0
議案第43号の質疑、討論、採決	2 3 3
議案第44号の質疑、討論、採決	2 3 3
議案第45号の質疑、討論、採決	2 3 4
議案第46号の質疑、討論、採決	2 3 4
議案第47号の質疑、討論、採決	2 3 4
議案第48号の質疑、討論、採決	2 3 7
議案第49号の質疑、討論、採決	2 3 8
議案第50号の質疑、討論、採決	2 4 0
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 0
同意第1号の質疑、採決	2 4 5
陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 6
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 4 9
副町長あいさつ	2 5 0
町長あいさつ	2 5 1
閉会の宣告	2 5 2

浪江町告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成31年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月8日

浪江町長 吉田数博

1 日 時 平成31年3月5日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	石紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	石紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	石平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	石渡本泰彦君
11番	松田孝司君	12番	石山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	石泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	石馬場績君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 3 1 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 1 年 3 月 5 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	本間茂行君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

3月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々を初め、長期にわたる避難生活によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

会議の前に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（横山秀樹君） 佐藤文子議員及び佐々木恵寿議員におかれましては、議員在職期間が15年以上となりまして、全国町村議会議長会の表彰を受けられました。

議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇の前へご移動ください。

初めに、佐藤文子議員、前へお進みください。

[表彰状の朗読]

[拍手]

○事務局長（横山秀樹君） 佐藤議員は自席へお戻りください。

続きまして、佐々木恵寿議員、前へお進みください。

[表彰状の朗読]

[拍手]

○事務局長（横山秀樹君） 佐々木議員は自席へお戻りください。

議長、議長席へお戻りください。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成31年浪江町議会3月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、3番、高野武君、5番、半谷正夫君、6番、紺野則夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から15日までの11日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日、14日及び15日を本会議とし、7日から13日までは委員会等のため休会としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日、14日及び15日を本会議とし、7日から13日までは委員会等のため休会としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、このとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、町長からお願いします。

町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） おはようございます。

議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

平成31年浪江町議会3月定例会の開催に当たり、行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、平成29年3月に一部地域を除き避難指示が解除され、間もなく2年が経過しようとしておりますが、2月末現在の居住人口は599世帯、910人で、現住民基本台帳人口1万7526人の約5%にすぎず、なかなか町民の帰還が進まない状況にあります。このような中、町内の生活環境におきましては、私が就任以来、最重要課題として掲げておりました買い物環境について、先般の報道でもありましたように、多くの町民の願いでもありましたスーパーマーケットがことし夏に出店する運びになりました。町内で生活されている方々の利便性向上、また、帰還を考えておられる方、さらには浪江町に新たに転入される方の後押しになるものと考えております。

先日、公表されました住民意向調査についてであります。帰還された方も含めた「すぐに・いずれ帰る」と答えた方の割合が16.7%と前年度に比べ0.1%の減、「まだ判断がつかない」と答えられた方の割合は30.2%と1.4%減少し、「帰還しないと決めている」と答えられた方の割合が49.9%と0.4%の微増となり、前年度の傾向とは大きく変わってはおりませんが、引き続き、生活環境の整備を着実に進めることにより、帰還の促進に努めてまいります。

そうした町民の皆さんの思いに応えるべく編成を行いました平成31年度当初予算について述べさせていただきます。

来る平成31年度は、東日本大震災及び原発事故から9年目、一部地域を除く避難指示解除から3年目を迎える中、これまでまいてきた復興の種が少しずつ芽吹き始める年となります。

一方で、浪江町復興計画【第二次】に位置づける本格復興期の後半、また復興・創生期間が残り2年となり、今後、町を取り巻く状況が大きく変化をしていくことが想定される中、持続可能な町を目指した新たな種まきにも着手する予算編成となりました。この結果、平成30年度当初予算と比較して20.1%増となる総額395億7100万円となりました。

歳入におきましては、町独自の施策を展開する上で貴重な財源と

なる自主財源の確保を図るため、町税、使用料・手数料等の確保に努めました。

一方、普通交付税や臨時財政対策債等の一般財源については大幅な増額が見込めず、引き続き厳しい財政状況ではありますが、確実に町の復興再生を実現するため、福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金及び避難地域復興拠点推進交付金等の復興財源を最大限活用しつつ、財政調整基金及び浪江町復旧・復興基金等の基金の取り崩しにより、財源の確保を図りました。

歳出におきましては、これまでまいてきた復興の種が少しずつ芽を出し始めており、冒頭申し上げました買い物環境の整備ではスーパーマーケット開店に向けて必要な予算を計上したものであります。

また、平成30年度から継続事業として整備を進めている請戸漁港の荷さばき施設や請戸地区水産加工団地等が順次完成を迎える見込みでありまして、町民の交流の拠点となる交流・情報発信拠点、いわゆる道の駅についても平成32年度のオープンを目指し、整備を進めてまいります。

「町のこし」のために重要な一次産業の再生につきましては、新たに米の乾燥調製貯蔵施設の整備に着手いたします。

また、子どもから高齢者まで健康で生活できるよう、ふれあいセンターなみえ周辺への健康関連施設の整備にも着手いたします。

このほかには、引っ越し・住宅清掃・リフォーム費用等、町内での生活再建に向けた補助を継続するほか、町内での生活環境充実に関する新たな助成制度を創設し、暮らしやすい町を実現していきます。

また、県内外さまざまな場所で生活をしている町民の皆さんを支援する復興支援員配置事業等の取り組みについても、引き続き重要な位置づけとして実施いたします。

帰還困難区域においては、国とともに帰還困難区域3カ所の復興拠点整備を本格化させるとともに、拠点機能の一つとして、室原地区への防災拠点施設整備に着手いたします。

町の復興・創生のため、各重要施策に全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

初めに、賠償請求支援についてご報告いたします。

個人によるADR申し立ての支援につきましては、交流館等にお

いて、ADRセンターから総括基準の解説や多数の和解事例を紹介いただく説明会を開催いたしました。今回の説明会では総括基準に特化した、より簡易な和解仲介手続申立書を活用し、参加された町民の方々の申し立てが実現したところであります。

今後は、町のホームページ等において簡易な申し立て手続の周知を図り、引き続き、個人によるADR申し立てを促進してまいります。

次に、復興加速に向けた協議会についてご報告いたします。

町の復興を確実に実現していくため、国・県・町による第4回浪江町の復興加速に向けた協議会が12月20日に開催されました。会議では、まちづくり、農林水産再生、産業復興の分野ごとに復興の進捗を確認しながら、直面する課題解決に向けた意見交換を行いました。

また、開催に先立ち、磯崎原子力災害現地対策本部長及び浜田復興副大臣に復興・創生に向けた要望書を提出いたしました。

次に、東京農業大学との包括連携協定の締結についてご報告いたします。

1月31日に、東京農業大学の豊かな農業の知見を当町の農業再生に活用することを目的に包括連携協定を締結いたしました。協定の締結に先立ち、1月11日に東京農大と共催し、東京都内において浪江町の復興を考えるシンポジウムを開催し、また1月13日には学生46名が町内視察や農家との意見交換を実施いたしました。

今後、農作物の六次化による商品開発や学生と農家の交流による担い手の確保など、さらに連携を深め、本町農業の再生に取り組んでまいります。

次に、営農再開ビジョンの策定状況についてご報告いたします。

これまで12の地区においてビジョンが策定されました。3月中には復興組合が設立された全ての地区において、再開ビジョンが策定されます。

今後は、各地区の農業の将来像を実現すべく、町としても全力でサポートしてまいります。

次に、海産物モニタリングの状況についてご報告いたします。

請戸沖で採取された海産物のモニタリング調査について、現在出荷制限の指示がなされている海産魚介類も含め調査を行っています。マダコ、イシガレイ、スズキなど、27種を検査した結果は全て検出限界値以下となっております。

今後も、水産業共同利用施設の開場を含め、水産業の再生に努めてまいります。

次に、町内での事業再開及び買い物の環境整備についてご報告いたします。

2月末現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規合わせて130事業所となっております。

また、買い物環境の整備については冒頭で申し上げましたが、2月19日にイオンリテール株式会社と商業環境整備に関する覚書を取り交わし、スーパーマーケット出店に向け着手をしたところであります。出店計画では生鮮食料品のほか、店内で調理する惣菜や生活に必要な日用品・家庭用常備薬などを取り扱う予定となっております。引き続き、覚書に基づき、相互協力により、夏ごろのオープンを目指し、準備を進めてまいります。

次に、プレミアム付商品券についてご報告をいたします。

昨年6月9日から販売を実施していましたがプレミアム付商品券につきましては、平成31年1月31日をもって今年度の販売を終了いたしました。販売実績は購入者数2618人、登録店舗数67店、販売金額1億4499万5000円、プレミアム率を含む額としては2億1749万2500円となり、町内再開事業者や町民双方から大変好評をいただき、町内での需要喚起、地域経済活性化が図られました。

次に、町内イベント事業についてご報告いたします。

昨年末から1月末にかけて、町に明かりとにぎわいを再生させるため、なみえライトアップ事業を実施し、まち・なみ・まるしえや駅前などに電飾を飾りつけ、多くの観覧者でにぎわいました。また元旦には、昨年引き続き、あるけあるけ初日詣大会が浪江青年会議所を中心とする実行委員会の主催により開催をされ、およそ300人の町民の方々が参加し、初日に町の復興を祈願いたしました。

引き続き、町民が集い、町民同士また町と町民のきずなが深まるような町内イベントを企画・実施してまいります。

次に、浪江町交流・情報発信拠点施設の整備状況についてご報告いたします。

当施設につきましては、プロポーザル・デザインビルド方式による業者選定を行い、1月22日の審査会において請負業者が決定し、先般の臨時議会において契約締結の承認をいただいたところであります。現在、具体的な設計の検討を進めており、コンビニや商業施設、フードコート、交流施設等をメインとした地域振興施設と大堀相馬焼の体験・販売、地酒の製造見学と販売をメインとした地場産品施設の2つの施設を整備する計画であります。地域振興施設については平成32年7月、地場産品施設については平成33年1月のオープンを目指し、事業を進めております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

昨年12月19日、北産業団地造成工事着工に伴う安全祈願祭をとり行い、本年秋の供用開始に向け工事を進めております。引き続き、着実な整備と進出希望のある事業者等の誘致に向け話し合いを進めてまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取り組み状況についてご報告いたします。

NEDOの福島水素エネルギー研究フィールドの整備事業につきましては、7月より順次、製造地の引き渡しを行っており、プラント建設及び太陽光パネル設置工事が順調に進捗しております。これまでに3万5000枚の太陽光パネル設置が完了しております。引き続き、計画どおりに事業用地を提供できるよう、着実に造成工事を進めてまいります。

スマートコミュニティ導入促進事業についてご報告いたします。

再生可能エネルギーの地産地消及び災害時等における非常用電源の確保を目的として、幾世橋住宅団地内の災害公営住宅85戸及び集会所1戸に太陽光発電パネルと蓄電池を設置する事業が今年度末に完了予定となっております。

今後も、再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの見える化を図り、エネルギーの自給自足を促進してまいります。

次に、医療費一部負担免除の継続についてご報告をいたします。

先般、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者に係る一部負担金の免除の取り扱いについて、平成31年度も財政支援策を継続するとして平成31年度政府予算案が閣議決定されました。帰還困難区域の被保険者、旧避難指示区域の上位所得層及び未申告者を除いた被保険者には一部負担金等の免除措置を平成31年3月1日から平成31年7月31日まで延長することとし、2月下旬に一部負担金等免除証明書を発送したところであります。

次に、応急仮設住宅についてご報告いたします。

2月28日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数308戸に対し、入居戸数31戸、入居者数42名、入居率10.1%となっております。

また、みなし仮設住宅の再契約事務を昨年11月より開始し、2月28日現在、対象戸数823戸に対し、契約戸数705戸の85.7%が終了し、県へ契約書を送付しております。

仮設住宅の供与期間が平成32年3月末の残り約1年となっていることから、今後も入居者の孤立防止など安心・安全を確保しながら、住宅確保の見通しを立てられずにいる方に対し、引き続き、できる

限り懇切丁寧な支援に努めてまいります。

次に、町外の復興公営住宅についてご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、2月1日現在では1502世帯、2646名の入居が決定し、1499世帯、2642名が入居を開始しております。

なお、平成30年度第5回定期募集は募集戸数648戸に対し、応募戸数136戸で、倍率は0.21倍となりました。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

1月31日に浪江創成小学校及び浪江創成中学校の校歌が完成いたしました。これを受け、平成31年2月5日に浪江創成小・中学校校歌作成委員会を開催し、浪江創成小学校・中学校校歌完成の集いの開催に向けて協議されました。

また、2月7日及び9日に浪江創成小学校及び浪江創成中学校において、入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会が開催されました。参加した児童・生徒の状況については新入学生6名、転入生は小学5年生が1名、6年生1名、中学3年生1名であり、平成31年4月に同校へ入学及び転入する予定の児童・生徒は計9名となっております。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

1月12日に浪江町地域スポーツセンターにおいて、平成31年成人式を実施いたしました。当日は晴天に恵まれ、新成人106名が参加し、大勢のご来賓や保護者の方々が新成人の新たな門出を祝うとともに、ふるさとでの友人・恩師との再会を喜び合い、周囲の人への感謝と大人になった自覚・決意を新たにする姿が見られました。

芸能保存関係では、浪江町芸能祭が3月2日に浪江町地域スポーツセンターで開催されました。歌や演奏、舞踊など、日ごろの活動の成果発表として12団体がステージで披露を行ったほか、特別ゲストとして福島県出身の歌手の紅 晴美さんをお招きし、多数の方にご覧いただきました。

昨年以降の地域スポーツセンターでの開催を一つの契機として、一部の団体で町内での定期的な練習を行うなど、徐々にではありませんが、町内での活動が実施されるようになってきております。

文化財関係関連では、建造物として福島県の重要文化財に指定されている幾世橋地区の初発神社について、東日本大震災で被災を受けた本殿について、本年度に拝殿とあわせて復旧工事が行われ、12月に完了し、3月17日に竣工式と幾世橋保存会による災害以降初となる神楽の奉納が予定されております。

震災遺構関連については、昨年8月に設置いたしました震災遺構

検討委員会より2月8日に委員会提言をいただいたところでありまして、これを受け、先日、庁内関係課を招集しての協議により、町として、請戸小学校を震災遺構として保存していく方向性を確認したところでもあります。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告をいたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は条例の新規制定案件が3件、一部改正案件が9件、廃止案件1件、字の区域の変更案件1件、契約等締結及び変更案件が7件、平成30年度の補正予算案件が8件、平成31年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

質問は、質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また、円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君の一般質問を許可します。

10番、渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） おはようございます。10番、渡邊です。

議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って質問させていただきます。質問形式は一問一答式でよろしくをお願いします。本来、気が弱くておとなしい性格なので、1番バッターだとちょっと緊張

しております。答弁はゆっくり丁寧をお願いいたします。

まず、質問に先立ちまして、町民から強い要望がありましたスーパーの出店が決定しました。本当に粘り強く、大胆な交渉が実を結んだのかなというふうに思っています。この難しい案件に結果を出した町と産業振興課には敬意を表したいと思えます。

また、イオンの出店によって利便性が高まった浪江町に1人でも多くの町民の方が戻ってくることを期待したいと思っております。

今回は、3つについてご質問させていただきます。1つ目は浪江町交流・情報発信拠点施設について、2つ目は町税について、3つ目は町内の防犯対策について質問させていただきます。

まず、1番目の質問ですが、浪江町交流・情報発信拠点施設について。

浪江町の交流・情報発信拠点施設が建設事業公募型プロポーザル・デザインで入札されまして、事業者が決定したと。これは約20億円の落札価格だったんですが、これに先立ちまして、平成27年8月から平成28年3月にかけて6回ほど開催されました交流・情報発信拠点施設検討委員会というのがありました。その中で、さまざまなお報告がなされたと思うんですが、検討委員会の報告書の導入施設の整備方針を今回の計画の中にどのぐらい反映されているか、お答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

浪江町交流・情報発信拠点の施設整備につきましては、平成27年8月から町民の代表、各種団体の代表、国・県の関係機関や学識経験者18名からなる交流・情報発信拠点施設基本計画検討委員会において、整備候補地の検討、整備基本理念・方針の検討、さらには導入施設整備方針について議論をいただきました。

基本理念は、「みんなが集まり、なみえを未来に繁いでいく、まちの復興・創生拠点」とし、人々が集まる場となり、町がにぎわい、浪江町の復興、そして浪江町を未来につないでいくために重要な施設として整備することと提言をいただきました。

基本方針としては、「交流・・・ここに来れば誰かに会える」「発信・・・ここに来れば浪江町が分かる」「成長・・・まちの成長・施設の成長・ひとの成長」として整備することが必要との意見を頂戴したところであります。

そして、これらを体現する導入機能といたしましては、交流の場として、飲食店、町民の交流、町民・来町者の交流、憩い空間、休息機能、親子ふれあい広場、健康増進が図られる機能、こういった

ものを備えなければならないと。そして、発信の場としては、大堀相馬焼の再興、町の復興情報発信、震災記録の発信、伝統文化の保存・発信、町の観光PR、道路・交通情報などの機能を備える。成長の場といたしましては、公設民営型の小売、子どもの学習、再生可能エネルギーの活用と啓発、避難スペースなどの機能整備が必要であるといった、このような提言をいただいたわけでございます。

これを受けて、今回のプロポーザルにおいては提言内容を取りまとめた基本設計を具体化することで公募をしたところでありまして、提案内容についてもフードコート、小型テナント、コンビニエンスストア、地場産品や特産品などの販売エリアなどの商業スペース、交流サロン、会議室、郷土料理研究室やキッズスペース・親子ふれあい広場などの交流スペース、観光、交流・情報発信スペース、交通情報スペースなどの情報スペース、大堀相馬焼の体験・販売、日本酒の製造見学・販売などの伝統産業スペースなどの基本設計に基づいた施設整備の提案を受けたところでありまして、こういった内容は検討委員会にて報告いただいた内容と十分合致し、反映している内容となっておりますことを確認したところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 質問の答弁が全くかみ合ったというか、課長のすきのない回答にちょっと敬意を表するところですが、検討委員会の報告書に1つだけがあって、管理運営体制は新たに設立する第三セクターによることが望ましいという報告書が上がっていると思うんですね。

また、本施設は魅力的な事業推進、にぎわいをつくり出す、収益性を確保しながら経営を確保するという提言がなされています。今回、一番最後の質問にここをちょっと答弁を求めたいと思いますので、その辺を今頭に入れていただいて、次に、平成28年9月から平成29年3月にかけて4回ほど開催されていますが、交流・情報発信拠点施設設立準備会の建設計画の基本方針というのが提言されておりまして、それが今度またどの程度今回のプロポーザルに反映されているか、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） では、お答えいたします。

今おっしゃった設立準備会につきましては、さきに述べました交流・情報発信拠点施設基本計画検討委員会に引き続き、平成28年度において4回にわたり開催いたしました。その中での準備会ではゾーニングの検証、運営計画などの検討をいただきまして、これを基本設計に反映させていただいたところであります。

今回のプロポーザル提案におきましては、基本設計をもとに実施要綱を作成いたしました。それに基づき募集したところであります。これまでの検討委員会や準備会で検討いただいたとおり、主要施設については請戸川沿いに配置し、施設南側の国道114号線沿いに駐車場を設けるなど、両国道からわかりやすい場所である視認性を高める配置にすることといたしております。

また、施設内の各エリアの配置や来客者の動線についても、これまで検討いただいたものをベースにプロポーザルにても提案をいただいたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今回のプロポーザル・デザイン方式の事業者のほうでご提案いただいているものが、この2つの会議の中の内容が取り入れられていると、ほぼ内容的には非常にきちんとされているものだというふうに私は思っております。

そこで、今回プロポーザルで基本コンセプトが決まり、事業者が決まり、工事が着工されるということではありますが、浪江の「なみえらしさ」というかコンセプトの中に入っていると思うんですが、「なみえらしさ」というのがどの程度今回反映されているかということ。すなわち何を言いたいかというと、今まで浪江にあったものを道の駅に導入する、レジェンドというか伝統的なものがきちんと入っているのか。

また、それを震災後8年たっていって、新たな考え方に変わってきている部分もあるかと思うんです。そういったものをきっちりこのコンセプトの中に入れていっているのかどうかということ。をまずお尋ねしたいと。

それと、先ほど言いました検討委員会のほうで報告になった運営体制はどんなふうを考えているのかということ。を2点。

もう一つは、設立準備会のほうの報告書の中で、帰還住民の生活にとっても非居住者の生活にとっても欠かせない存在とする施設にするというふうに報告を受けていると思うんです。この2点に関して、合計3点なんです。お答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、議員の皆様ももう存じ上げていらっしゃると思うとおり、浪江町というのは6町村が合併して現在に至ったものでございますので、そういった状況を体現していただくというためにも6つの屋根で構成した建物となっております。大堀相馬焼の陶板タイルを外壁のアクセントに活用することや木のぬくもりを感じられる木

材をふんだんに活用した施設構造となっております。

また、道の駅敷地と請戸川のリバーラインを結び、桜と河川を親しむことができる散歩コースなども考えております。

さらには、大堀相馬焼や地酒など伝統産業や請戸沖の海産物なども販売することで、浪江暮らしの再現、さらには情報発信ブースでは交流情報や観光情報のみならず、震災の状況、復興の状況、浪江町の情報を発信するスペースを設け、浪江町の伝統、浪江町の震災の教訓、こういったものを町内外に広く周知することができるよう整備してまいります。

次に、新しい取り組みとしましては、施設は町が進めるスマートコミュニティ事業、そして木材製造拠点、こういったもののショーケース化の施設としての機能を持たせたい、水素発電、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用などの新エネ・再エネの積極的な導入を図り、町の取り組み、町の意気込みを全国へ紹介するブースを設ける予定となっております。

次に、運営体制でございますが、運営体制は前回の議会でも答弁させていただいたとおり、公募にて運営者を決めるということには変わっておりませんが、運営体制はほかの道の駅の運営体制を十分検討しながら、こういった運営体制がベターなのか、そして直営部分とテナント部分をどのように配置すれば経営的に立ち行くのかということをも十分考慮してやっていきたいと思っております。それは今検討中でございますので、もうしばらく結果は出ないわけでございますけれども、こういった施設が今回できましたイオンスーパーとやはり共存できるような、それぞれの役割を担った施設となるような工夫もしていかなければならないと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今回、何か課長の答弁が非常にわかりやすいんですけども、今まで話したところはこれ全てハード面の整備で、平成32年のオープン、町長の行政報告の中にもありましたが、オープンの日にちがほぼ大体決まっているという中で、造成工事、建築工事も平成32年度のオープンに向けて急ピッチで今進行しているところでもあります。

今度は、ハード面からソフト面に移っていかなければいけないと思っているんです。あと2年あるというか2年はないんですけども、あっという間にもう過ぎてしまうんですよ、期間というのは。

そこで、ちょっとご提案をお願いしたいんですが、その前に1回質問したいんですが、地場製品の販売施設及び地域振興施設の具体的な計画が現時点でどの辺まで来ているのか、全くやっていないの

か、これから考えるのか、それとも途中なのかという報告をまずいただきたいということと、やはりこれ職員の方には申しわけないですけれども、なかなか初めてやることだと思うんです。経験のある方が多分いないと思うので、やっぱり報告書でいただいたとおり、赤字を出さないような、そして魅力あるものをつくっていかなきゃいけないという使命は情報発信拠点にはあるかと思うんです。そういったときに、やはり専門的な人材をきっちり張りつけて、いろんな計画、それと、もっとも個々の今度交渉にも入ってくると思うので、そういった個々の交渉を含めて、そういった経験のある方、そして優秀な方をきっちり人材として採用してやっていく考えがあるのかなということでご質問します。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 正直申し上げまして、やはりハード面、それから用地交渉でこれまでの労力の大半を費やしていた部分はありまして、ソフトの検討について全くされていないわけではありませんが、これから本格的にソフトの検討に入っていくという状況であります。

しかしながら、伝統産業施設における大堀相馬焼等についての話は徐々に同時並行で進めていたところであります。そういった施設以外の施設につきましてもの経営について、やはり素人的な考えばかりでありますと競争性もなくなってしまいますので、許されるならば、そういった専門的な方の知見もいただきながら十分進めていきたいという考えであります。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 長い、短いというちょっと話をさっきしてしまっただけですけれども、こういった道の駅がちょっと形態はちがうんですが、飯館村にまでい館というんですか、までい館、川俣町にとんやの郷というのが震災後オープンして、私も相当な回数通っていて、いろんなものを見て食べてきているんですが、ちょっと考えというか、道の駅というまだ認定がとれたわけではないので、道の駅になるかどうかはわからないんですが、今までの震災前にあった各地の道の駅と違って、地元の人が相当利用するんですよ、観光客とかそういったものよりも。ということは、どちらの施設もどちらかという地域密着型になっているんですよ。

浪江の場合は、じゃ、どうなるのかということ想定すると、立地的には2つの道の駅よりは多少いいだろうと、6号線沿いだし、高速道をおりてすぐだと。場所的にも114号線と6号線が重なるところの角地なので、かなりの出入りはあるだろうというふうには想

定するんですが、その中でも、今の浪江の全ての現状を考えると、やっぱり地域密着型になるのかなというふうなことを私は思っています。

その中で、今、課長がおっしゃったとおり、町民が帰町する、要するに戻ってくる一つの起爆剤なんです。今、町長の行政報告にあったとおり、910人の方しか浪江に戻っていないと。しかという言い方がどうかちょっとわからないんですけども、そんな中で、今後、浪江の帰還者を増やすためには大平山に復興住宅ができる、それで水素というか、棚塩産業団地がきちんと活動する、そして道の駅が完成する、こういった積み重ねで1人でも2人でも3人でも4人でも帰していくしか今方法はないかと思うんですね。ということは、どういうことかということ、もう失敗は許されないんですよ。人が来なかったとか、そういったことがあってはもうダメなんですね。

そういったことから、私が今提案しているのは、経験のある方でそういった方をもうすぐにでも、例えば地域おこし隊というところがあるんですけども、そういった素人ではなくて、きちんと専門的に道の駅をやったことがあるだとか、成功したことがあるだとか、そういった人材を1年間限定でも何でもいいから町で導入して、そこできちんとした綿密な計画、そして個別の交渉をやるべきだというふうに私は思うんですね。

さっき、課長のほうから答弁があったとおり、これ、相当力の要るハード面の整備だったと思うので、今回はじっくり腰を据えて、1年間、ソフト面をきちんとやっていくという時期になっているんだと思うんですね。

ちょっと町長にお尋ねしたいんですが、やっぱりそういった専門的な分野の方をきちんと入れて、本当にせっかくこれだけの壮大な予算を勝ち取って、それで施設を建てるわけですから、やっぱり今度ソフト面の力というのは、先ほど言いましたけれども、職員の方は経験がないわけなんです。そういったことを外から持ってきて、きっちりやっていただきたいと思うんですけども、ちょっと町長の考えをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

議員おただしのとおりかと思えます。そういった意味で担当課においては、今までハード面の整備についてしっかりと取り組まざるを得なかった状況もございますので、新しい年度につきましては、そういったソフト面、やはりその部分が一番肝要かと思えますの

で、これからしっかりと取り組んで、もしそういった適当な方がおられるとすればご紹介をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。本当にそういった形で我々も当然協力しなきゃいけないと思いますし、これの成功に向けて1年、2年頑張っていきたいと思っています。

それで、最後に課長にちょっとお尋ねしたいんですが、運営体制、要するにいろんな形で、第三セクターだとか何とかかんとかというところある、NPOがやったりとかという事例は全国にあるかと思うんです。運営体制をつくるためにも、やっぱり時間がかかると思うんですよ。すぐに何かもう指定管理人みたいなのがぼこっと入ってきて、がちゃがちゃというふうなことにはならないかと思うので、そういった運営体制、要するにソフト面の中に1つ入っているんですが、そういったところもちょっとずつ進めて、最終的にはこういった形の道の駅をこういった運営体制でやっていくんだと、当然のことながら、これ、人も雇わなきゃいけないわけですよ。

よく、いろんな施設が各地にできていますけれども、施設はできるんですけれども、人がいなくてオープンできないとか、そういったことが各地で起きているんですよね。特に、震災で影響を受けた地域にはそういったことが多いので、人材面、運営体制、そういったこともちょっと頭に入れながらソフト面を充実させていただきたいと思うんですけれども、ちょっと課長、一言お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 皆様のご指導をいただきながら、そういった形を進めていきたいのですが、やはり潰れてしまっただけでは元も子もありませんので、こういった経営が一番ベターなのか、先ほど申し上げました直営体制とテナント体制をどのように組み合わせれば運営体制が健全になるか、そういったことも念頭に置き、議員の先生方のご指導をいただきながら進めてまいりたいと思っています。よろしくお申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 議員の先生方というところとちょっとなかなか厳しいなと思うんですけれども、ぜひ協力させていただきますので、よろしくお申し上げます。

それでは、ちょっと時間も予定をオーバーしているので、次の質問に入りたいと思いますけれども、次は町税について少しやらせていただきます。

全協でいろんなご説明をさせていただきました。その中でちょっと個別に3つほど質問を絞り込んで、課長のほうに答弁をお願いしたいと思うんですけれども、まず住民税について、平成30年度は所得が500万円以下が全額減免と。ところが、平成31年度の予定、議案に入っているのもので予定になると思うんですが、400万円以下が全額減免ということで今計画なさっていると思うんですね。

双葉郡の他の市町村では、双葉町以外なんですけど、通常課税及び所得300万円以下が全額減免になっているんですよ。金額が違うんですけれども、なぜそうなったかというのをちょっと課長のほうからご説明いただきたいと思うんですけれども。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、郡内におきましては400万円であったり300万円であったりしたわけですが、町民の軽減の人数をなるべく少なくしたいというような検討もいたしまして、浪江町におきましては今議会のほうに条例を出させていただきませんが、400万円以下を全額減免としたいということで決めさせていただいたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと、何を言いたいかというのと、例えば所得が300万円以下ということ考えた場合に、これはあくまで所得なので、例えばサラリーマンとかそういった方が、じゃ、額面でどのぐらいもらっているかというのを計算すると、収入金額というのは約20%、プラス54万円という計算方式があるんですけれども、例えば300万円を越えて400万円になると、大体収入金額というのは550万円ぐらいになるんですよ。ということは、相当稼いでいるということなんですよ。例えば月に、ざっとした計算で申しわけないですけれども、30万円ぐらい給料をもらっていて、ボーナスが2回で100万円ぐらいだと、大体これは五百五、六十万円なんですよ。決して低い所得じゃないと思うんですよ。

それの、じゃ、税金はどうなるかというのと、当然、段階的な減免になってくるので、例えば90%の減免だというふうになると10%だけ払えばいいということになるんですよ。そうすると、大体月1万円ぐらいだと思うんですね、毎月、町税として払っていくのが。果たしてそれは、何を言いたいかというのと、今、交付税が入ってきているので、我々の町に震災前の人数で交付金というのが入ってきていると思うんですけれども、それがなくなったときに、果たして行政そのものがもつのかどうかということなんですよ。こんなことをずっとやっていたら、結局国からの、交付税調査の結果にもよって

くと思うんですけれども、そういったものがなくなって、本当に1000人なら1000人、2000人なら2000人の人口でやられたときに、最終的に行政サービスが続けられるのかという心配を私はしているんですね。

無理のある、例えば本当に収入のない方から取るというのは、それは難しいと思うんですけれども、さっき言ったように、これだけの収入があって、払えないのかということにちょっと私は疑問を感じているんですね。今すぐやれと言っているわけではないんですが、考え方として、今後、来年、再来年に向けて、どういう考えになっているかというのをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 今後の考え方ということでございますが、今後につきましては、町の財政状況や住民サービスなどさまざまな点について慎重に検討いたしまして、できるだけ早い時期に方向性を示していきたいと、このように考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 財政的な面で、例えば今、町民に対していろんな減免をやっていったことで最終的に町民が困るということになったら、これは本末転倒だと思うんです。企画財政課長もいると思うんですが、今、こういった現状の中で減免をするだとか、それを補填していただくかということをやっていると思うんですけれども、あと2年後ですか、2年後になったときに、じゃ、果たして今までのとおり、国から交付金がきちんと来るという確約なんかがあるかどうか、ちょっと確認します。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

地方交付税並びに今の特別地方交付税につきましては、毎年度算定を行いますので、今から2年後とか3年後というような、そういう確約というようなことは今のところはない状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そういう答えが来ると思ったんですけれども、本当に何というか、ちょっといろいろなことで8年間大変な思いをしてきたというのは、町民はそう思っているというか、そういう状況になっていると思いますけれども、やっぱり今後、平成も終わって、もう新しい時代に入ってきたときに、今までのような形でやっていたのでは、もう浪江町がもたないということにもなってくると思うんですよ。そういったことを町全体として考えて、若干町民には厳しいかもわからないんですけれども、ある程度行政サービスが

できる体制を整えていっていただきたいと思います。

次に、同じ税に関してですが、これも固定資産税についてですが、これ、避難指示解除から3年間は50%は国で持つよということになっております。1年目があって、50%を国、残りの50%は町で、今度は計画ですが、残りの50%の25%が通常課税、25%が減免というふうなことになるようですが、これも、例えばこの間いただいた資料によれば、富岡町を見ると昨年度は50%減免で、50%が条例減免で、ところが、平成31年度の案なんです、50%が法令減免で、50%が通常課税なんです。さすが富岡はよく考えているなというふうに思っていたんですが、それに対して浪江町は25%が通常課税で、25%が条例減免ということになっているんですが、ちょっと単純な話で申しわけないんですけども、なぜそうなったか、ちょっと理由をお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

議員おただしのとおり、固定資産税につきましては、法令減免分を除いたうちの2分の1を条例で減免する議案を提出する予定としております。これによりまして7000万円の自主財源を減免することになりまして、町の財政は大変厳しいところでありまして、一番は町民がおかれている現在の状況、それから他の被災市町村の動向などを鑑みまして、減免範囲を縮小しながらも条例での減免を継続したいという考えでおりまして、そういう考えで、今回そうさせていただいたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと納得できる回答ではないんですが、要するに7000万円が条例減免になるということなんです、その財源が本当にあるのかどうかということですよ。そんなに余裕のある財源なのかということが1点と、残り7000万円に関しては通常課税なので、これは収入として入ってくるんだと思いますが、通常であれば約1億4000万円という金額に単純計算すればなるんですが、その50%減免、国でやっている分を合わせると2億8000万円、相当な金額だと思うんですね。

これ、来年はそういったことで25%、25%になるんでしょうけれども、その次、再来年といたらちょっとあれなんですけれども、これは課長、同じ方向性でいくのか、それとも残りの50%は通常課税にするのかというところまでは考えているのかどうか、ちょっとお答えをお願いしたいと思うんですけども。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** こちらも、先ほど住民税の関係でも申し上げさせていただきましたが、やはり町の財政状況、こういったものを見ながら、また住民サービスなどさまざまな点について慎重に検討いたしまして、早い時期に方向性、こういったものを示してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**議長（紺野榮重君）** 10番、渡邊泰彦君。

○**10番（渡邊泰彦君）** 町長にちょっとお尋ねするようになるんですが、これ3年後は今度、国の50%減免もなくなりますよね。そうすると100%ということになってくるんですけども、例えば今回は25%、25%で、例えば来年は国が50%、通常課税が50%というふうに仮になったとしたときに、その次は今度100%になってしまうんですけども、町長、その辺、町の固定資産税に対する考え方、帰宅困難区域のところは固定資産税がかからないからあれなんですけれども、どんな考えなのかちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、よろしいですか。

○**議長（紺野榮重君）** 町長。

○**町長（吉田数博君）** お答えいたします。

基本的には、住民課長がお答えしたとおりであります。まず、平成31年度の予算についてこれから提案をさせていただきますが、その動向を見定めていかざるを得ないだろうと、そしてまた、今後の財政シミュレーションを含めて、さまざまな角度から総合的に判断をせざるを得ないというふうに考えておりますので、まず、平成31年度の状態を見てということになるかと思えます。来年度の予算がまだ決まらない状況の中で、再来年のことを言われてもちょっと難しいものもございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○**議長（紺野榮重君）** 10番、渡邊泰彦君。

○**10番（渡邊泰彦君）** なるほど、わかりました。

固定資産税というのは、普通、建物の購入金額の7割が大体目安になります。それで土地と路線価が評価額になって、大体そういった形で固定資産税という金額が出てくるんですけども、去年ちょっといろいろみんなに資料を送っているところでありまして、大体見てみると、震災前の平成22年度と比較しても土地・建物の評価額というのは随分下がっているんですよ。ちょっと偉そうなことを言うと日本国憲法では「国民は権利と義務が」ということがうたわれているんですよ。やっぱり震災から10年後の平成33年4月以降は多分これ被災地に対して、国も結構厳しい現実を突きつけるのかというふうに最近思っているところなんです。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 静粛にお願いします。

○10番（渡邊泰彦君） これ何、どうなんですか。ちょっと議長、ちゃんと注意してくださいよ。

それで、厳しい現実が来るんだらうというふうに私は思っているんですね。やっぱりきっちり和我々も義務を遂行することによって権利とか要望を突きつけることが多分できると思うんですよ。いろんなことで今、浪江町は大変苦勞していますが、将来を見え据えたときにきちんとした態度で国に交渉していかないと、なかなか復興ができないのかなというふうに思っているんですね。そういった意味でそういったことも本当に細かいことかもわからないけれども、少しずつ体制を変えていって、突然がくんというふうな体制変更という町民も戸惑うと思うんですよ。ある程度そういったものを段階的にやっていただきたいなというふうに今私は思っているんですね。

もう一つは、3番目は今、浪江町に帰還している町民がおります。町外で避難生活を終了して不便を承知で浪江に帰町している町民、または復興のために帰町している町民、さまざまな形で帰還していると思うんですね。その中で、じゃ、その方に対して税の優遇措置があるかという、そうではないんですよね。いろんな税の優遇措置のかわりにいろんなインセンティブをいただいて、それが税の優遇につながっているというような認識で私はいるんですけれども、その辺、税制を含めてなんです、何か町のほうで今後、帰町町民に対するインセンティブみたいなものがあれば、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず、税の均衡性を保つ観点から優遇措置の拡大というものは考えておりません。

しかしながら、帰還された町民に対し、さまざまな補助制度、例えばですけども、引っ越し・住宅清掃・リフォーム費用など、現在、補助制度がございますし、さらには新たな補助制度などを創設するということにもなっているようですので、そちらのほうを活用いただきながらインセンティブを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、課長がお答えになったとおりでと思うんですね。やっぱり町民はなかなか浪江に戻ってきても、今回スーパーができて、非常に便利になるというふうに言われるんですけども、

さまざまな課題を抱えながらやっているかと思うんですね。910人帰ってきていると、そういった方々に対していろんなインセンティブを与えてもらって、多分相当、上下水道に関してもいろんな意味で恩恵を受けているということを私も感じていますがけれども、やはりもう少しそれに対するアピールもあるので、インセンティブをもう少し高めていただいて、ああ、浪江に帰るとこういうことがあるんだなということで、できるだけ町民が帰ってきていただけるような環境整備をしていただきたいと思います。

時間が過ぎているんですけども、すみません。次の質問なんです、町内の防犯対策について若干お尋ねします。

防犯カメラ及びセンサーライトの設置について、福島県警察の防犯環境整備事業で防犯カメラ及びセンサーライトの貸し出しの申し込みが昨年6月に実施されました。これはちょっと報道というか新聞で見たんですけども、飯館村では貸し出しが実行されています。それも新聞とあとテレビもやっていたと思うんですけども、それに対して浪江では、これ、実行されているかどうかはわからないし、多分実行されていないのかなと私は思っているんですけども、浪江町の実施予定はどのようになっているのか、これは町の事業ではないので、警察署の事業なので、どこまで町が把握しているかちょっとわからないんですが、実施はどうなっているのかということが1つと、また町単独で防犯カメラ及びセンサーライトの設置を町民の安全のために防犯の強化というんですか、そういった考えがあるのかどうかというのを2点ほどお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

福島県警察の防犯環境整備事業における浪江町の防犯カメラ及びセンサーライトの貸し出し世帯数、確認しましたが、64世帯となっております。

福島県警のほうでは、次年度も本事業を引き続き実施していく計画と聞いておりますので、帰町された方へ町としても周知を図りたいと思っております。したがって、現在のところは町単独財源での貸し出しの計画はございません。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） これ、ちょっと詳しくわかるかどうかわからないんですけども、申し込んだ世帯が全員設置ということになっているのかどうか、おわかりであればお答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 貸し出し件数は64件ですが、申し込み自体

は75世帯と聞いております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 残りの申し込みというか、設置されていなかったところには何か連絡かなんかいつているんでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 警察の貸し出し事業ではありますが、対象を絞り込んでいるようでございまして、65歳以上の高齢世帯とか、そういった方を優先的に対応しているという状況でございまして、対象とならなかった方についてはしっかりその辺の説明をして、回答するように警察のほうには申し入れをしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） わかりました。町の事業じゃないので、やっぱりそういうふうになるかと思うんですけども、貸し出しを希望している方に関しては困っているというか、そういったことをやっていただきたいという要望のあらわれだと思うんですね。町に申し込みじゃなくて警察署に申し込みなので、本当にやっていただきたいという方が警察署まで行ったのかなというふうに思うので、やはり貸し出ししたところと貸し出ししないところ、高齢者とかいろいろ条件があるかと思うんですが、その辺はある程度警察のほうでもう1回説明をする必要があるのかなと思っていますので、ちょっとその辺、町のほうでもお願いをしていただきたいと思います。

次に、町の防犯灯の件でちょっと5分ぐらいやりたいんですけども、私が住んでいる権現堂なんですけれども、町の中心なんですけれども、これ相当明るくなっていて、充実しているんですよ。私ももう戻って2年以上になるんですけども、本当に明るくなったなというも思っているんですね。

ところが、実際、権現堂地区以外の防犯灯の整備が余り進んでいないんですよ。というのは、今後、設置の方針とかもまた聞きたいと思っているんですが、何というんでしょう、今、いわば住民からちょっとご要望というか、ちょうど意見をいただいているところが地区名でいうと西台と、あともう1カ所は高瀬なんですけれども、戻ってきたと、浪江に帰町したと、そうしたときに周りが誰も帰町していないんですよ。単独で帰町なんていったらおかしいですけども、例えば隣組の1軒だけぼそっと来ているみたいなのがこの2つの地区にありまして、その方々から言われているんですけども、夜になると真っ暗だと、前はいろんなどころの明かりがついていたんですけども、自分の明かりを消すともう周りが真っ暗な

んですね。寝るだけだからいいのかななんて思うんですけども、例えば風なんか吹いたりして、ガサガサとこうやったときに、何かなと思ってカーテンをあけると、もう真っ暗で何も見えない。その方がこういうふうに言っていたんですけども、夜、渡邊君が車を運転してライトを消したときに怖くありませんか、運転できますかというようなことを言われたんですね。そういう状況が今その2地区で起こっていると。

ですから、何をお願いしたいかという、例えば戻ってきたというのを町に何というんですか、届け出を出すと、帰町しましたと。そうしたときに支援員の方とかが回るようになるかと思うんですが、そのときにやっぱり街灯を1つだけでもそこにつけていただくというようなことをやっていただければ、全てのところにつけるといのは大変な予算になるかと思うんですけども、そういった配慮というのは町にできるのかなというのをちょっとお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

防犯灯は、これまで区長等の要望により設置をしてみました。今後も区長等から要望があれば、現地を調査し、設置を検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長のほうからの答弁で納得したので、帰町したときにやっぱり町に届を出したら、ある程度町のほうで支援員なりに足を運ばせて、そういった環境を見ていただいて、何十個もつけるというわけじゃないので、何メートルごとというふうには何か決まっているのかどうかわからないですけども、例えば、そのところにきちんと防犯灯を1個だけ整備していただければ、こういった町民の不安はなくなるのかなと思いますので、ぜひそういったことで今後進めていただきたいと思います。と思っています。

最後に、防犯対策ということで、総合的なものでちょっと課長にお尋ねしたいんですけども、浪江警察、防犯パトロール隊、警備会社、消防団、4つの分野で見回りをしていただいて、それと防犯無線もかなり充実したということは私もわかっています。防犯カメラも各地に設置されているということで、十分な防犯体制なのかなというふうには私自身は思うんですけども、まだまだ双葉郡内でこの間、新聞にもちょっと出たんですけども、多様な犯罪がまだちょこちょこ起こっているんですよ。それは本当に小さいというか、大きな犯罪ではないんですけども、防犯対策の強化というか、例えば浪江町にいる方の防犯対策をいろんな形でアピールしていけ

ば、町外に避難している町民の方に対しても浪江はなかなかこういったことをきちんとやってくれているんだなど、戻っても安心だなというイメージがつけば、ちょっと浪江に戻るのも、これは大丈夫かなとかというふうなことになりかねないというふうに思っているので、防犯体制がかなりびしっとなっているということ踏まえて質問するんですけれども、何か新しい防犯対策みたいなものは町で考えているのかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

本年度におきましては、継続した防犯対策のほかに警察とか防犯見守り隊と一緒に金融機関とかコンビニエンスストアとか、防犯啓発などにも努めてまいったところでございます。

防犯カメラ、パトロール等による犯罪抑止とともに、関係機関と連携を引き続き密にいたしまして、町内の防犯の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 新しいものというか、なかなか見つからないところもあるんだと思いますが、やっぱり今一番浪江町の中で何というんですか、安心ではないというところが出てきた場合に関しては、それに対する対策をとっていくということしかないかと思うんですが、イノシシに関して随分2年たって、被害も少なくなっているし、当初帰町したときは本当にその辺でイノシシがどんどん見られて、それはというのがあったんですけれども、現在はそういったところも解消されています。防犯灯に関して、今、課長のお答えをいただいたとおり、明るくしていけば、さらにまた安全が高まっていくと。草の対策に関していろいろやっているの、河川敷を含めていろんなところでよくなってきているというのは目に見えるかと思うんですが、やはり万全な体制をとっていくためにはいろんなことが出てくるかと思うんですよ、住んでいる間に。そういったものに臨機応変に対応していただくことを要望としてお伝え願います。

以上で終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時45分まで休憩します。

（午前10時30分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時45分）

◇馬場 績君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

避難解除から2年を経過して、ようやく生鮮産品を取り扱うイオンリテール浪江の出店が決まりました。関係者のご苦勞に謝意を表するものです。

一方、原発事故による全町避難から丸8年、いまだに原発事故は収束していません。なりわいも生活基盤も突然奪われました。終わりなき長期避難の深刻さは、原発事故特有のものであり、その回復と復興政策のあり方が厳しく問われております。

昨年4月、なみえ創成小・中が開校しましたが、今年4月からは中学校3校と小学校4校、合わせてこれまでの7校が閉校することになります。否定し得ないこの現実を率直に受けとめ、被災者に寄り添う生活再建となりわい支援の必要性を我々は共有しなければならないと思います。

質問の第1は、町民の生活再建、産業再建の現状と町の対応についてであります。

生活再建の基本は、仕事、なりわいの再建であります。現状把握の参考になるのが、昨年10月29日に行われた浪江町復興支援員の間接報告であります。

例えば、宮城支援員の間接報告では、面談調査74件の結果は、求職中が7件、無職16件、計23件で31.8%です。仕事ありが22件、29.7%、留守・無回答が29件とのことです。二本松支援員の報告では、訪問件数54件で求職中が2件、無職9件、計11件で20.3%、仕事ありが27件で50%、無回答が14件です。2つの調査事例ですが、20%から30%の町民が無職状態にあるということです。

さらに、福島大学うつくしま未来支援センターが2017年2月に行った第2回の双葉郡住民実態調査の結果によれば、広野町を除く7町村の2万6000世帯、回収約1万世帯、回収率4割弱の15歳から64歳の生産年齢世帯を対象にした調査では、震災前は無職が10%であったものが、今は31.9%が無職であると報告しています。

そこで、お尋ねいたします。

町民の無職、就労及び事業再開の現状と雇用者数の実態について

平成22年対比でお答えください。

私は、昨年の9月議会で、町の水田の再開面積と再開率、農林水産販売額、商工業の再開率と売り上げ、出荷額の回復についても質問いたしました。改めて今回、それぞれ平成22年対比で平成30年度はどこまで回復したのか。また、町の支援の対応、今後の対応も含めてお答えください。

仮設住宅無償提供と借り上げ住宅支援事業打ち切りの問題です。

昨年8月27日の福島民報によれば、県は、大熊・双葉町以外の帰還困難区域を含む全ての応急仮設住宅供与と借り上げ住宅について、無償提供2020年3月終了と報じました。文字通り福島県が被災者切り捨ての先頭に立って旗振りをしているというのも同然であります。

ご承知のとおり、帰還困難区域は避難解除もされておられません。なぜ終了しなければならないのでしょうか。2月12日の全員協議会において、二本松、福島、本宮、南相馬の仮設住宅に現在も33戸、44人の町民が入居しているとの報告がありました。

そこでおたいたします。

使用延長と帰還困難区域の応急仮設使用打ち切り撤回を県に求めたでしょうか、お答えください。

また、入居者に対する説明をどのようになされているのかお答えください。

借り上げ住宅家賃支援事業打ち切りについてであります。

支援事業の対象件数と打ち切りによる総額、すなわち町民の新たな負担額は幾らになるのかお答えください。

また、打ち切りの理由は何なのか。方針の撤回と提供期間の延長を県に求めたか、改めて答弁を求めたいと思います。

どこにいても浪江町民という避難者支援の立場から独自の家賃減免制度もまた創設すべきだと思いますけれども、町の方針をお示ください。

課税復活と町民負担であります。

今ほどの一般質問でもありましたけれども、2月4日の全員協議会で、住民課税について、これまでの500万円以下全額減免だったものを、平成31年度から400万円以下に引き下げ、課税対象を広げました。固定資産税は、平成30年度50%条例減免であったもの、すなわち負担ゼロであったものを、平成31年度からは固定資産税4分の1課税の方針を示されました。町長は、使用料や課税復活の理由について以下の3点を示されました。1つは、町の自主財源がないこと。2つは、行政サービスを継続するため。3つは、公平の観点

から納税意識を持ってもらうためということでした。

一々反論するつもりはありませんが、要するに公平の観点から納税意識醸成のためということですので。では、減免継続は納税意識をなくし、公平を欠くということでしょうか。課税を復活しなければ、新規事業やこれまでの行政サービスが継続できないということでしょうか。町の自主財源はないけれども、長期避難の町民には、担税能力、税負担能力があるということでしょうか。憲法にいう納税義務以前に加害者の責任が問われてしかるべきだと思います。

浪江町だけではないと他町村の課税状況と比較されるかもしれません。そもそも課税環境が整備されたのかどうかということが問題であります。町民に寄り添うということは、課税の復活でいいのでしょうか。少なくとも復興・創成期間は、あと2年あります。そもそも95%の町民が、なぜ今なお県内、県外で避難生活を続けなければならないのでしょうか。原発避難は自己責任なのでしょうか。トンネルから抜け出せない大多数の町民にどう向き合うのか、課税復活ではなく、減免継続のために行政はどうあるべきなのか、町民の声を聞くべきだと思います。

また、議会は、課税復活の提案をどう判断するのか、その責任もまた問われているのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

事業再開と農地利用など課税環境が整備されたのか、現状認識をお示ください。つまり、営業再開や戻って暮らせる居住環境が安定し、農地の利活用など事業資産や農地、または宅地など所有するその資産的・経済的価値が回復し、正常化されたから賦課することなののでしょうか。明確にお答えください。

町の財政基金保有高、また町の財政運営から見た課税減免継続の障害があるとすれば、それは何なのかお答えください。

3つ目に、その障害は町の責任なののでしょうか。憲法による納税の義務も、先ほど発言された方がおりますけれども、原発事故の特異性と国の責務についてどう認識されているか、お答えください。

帰還困難区域の整備加速の問題であります。

特定復興再生拠点、いわゆる復興拠点計画について、町が議会に示したのは2017年11月13日の全員協議会でした。津島、室原、大堀3地区の第1ステージ整備計画面積は661ha、全体面積の3.6%です。帰還困難区域全体面積の3.6%です。その解除時期は、2023年3月末、人口目標は1500人というものでした。

そこで、まず特定復興拠点整備事業3地区の今年度の解体・除染計画（道路を含む）についての現状を、進捗状況をお示ください。

2つは、第2、第3ステージのエリア設定についてであります。

第1ステージでは、住民の意見や要望が反映されないまま、エリアが設定されたということでもあります。

今回対象とならなかった地区の問題ですが、今後一体どうなるのか、先が見えないことは耐えがたい苦痛であることは、おわかりいただけたと思います。当然のことながら、帰還困難区域の放射線量は低下しており、これまでの除染事業の経験と実績で十分可能であります。将来は、全ての帰還困難区域も除染、避難解除すると政府は言うものの、国の方針では第3ステージの終期があと16年、2035年まで引き延ばし、まさに諦めさせることを待っているのかもしれない。そんなことは許されるはずありません。

まず、エリア設定の計画づくりに町は着手しなければ事は進みません。

そこで、お尋ねいたします。

計画の認定基準はあるのか。そして、政府が市町村計画を認定することになっていますが、町は第2、第3ステージまでの計画はあるのかないのか。あるとするならば、お示してください。ないとするならば、今後、住民と協議し、計画づくりを進めるべきと思いますが、町の対応方針をお示してください。

帰還困難区域の除染廃棄物仮置き場の問題についてであります。

去る2月18日、津島区長会が開かれ、環境省関係者と町住民課長らが出席し、かねてから問題となっているJA草地仮置き場計画について説明がありました。

環境省の説明によれば、2月17日の南下行政区の説明会において、やむを得ないというご理解をいただきましたとの報告がありました。

しかし、それで南津島下JA草地仮置き場の問題が全て解決したことにならないことは明らかであります。なぜなら、放射能汚染土壌は全て中間貯蔵施設に搬入するとしていたにもかかわらず、帰還困難区域の排出汚染土壌を帰還困難区域に運び込むのは新たな問題であります。

したがって、広域搬入について津島地区住民への説明が求められていると思います。合意が必要であると思います。どうなされるのかお答えください。

また、搬送路線、町道ですけれども、国道も狭いです。特に、搬送路線（町道）は狭隘で急峻、しかも帰りの路線はピンカーブであり、特に冬場はもちろん、大型ダンプの通常の通行においても極めて危険であります。町道改良の強い要望がありました。この要望に

対し環境省は、その場でJ V業者の判断であると責任逃れしておりました。

そこで、環境省と町道改良に関する協議は行われたのか、お答えをください。

帰還困難区域の防犯と保全管理についてであります。

十万山の山林火災は2年前の4月でした。昨年12月24日は、双葉町で住宅が全焼、今年1月には帰還困難区域で500件もの空き巣事件が発覚するなどしております。津島では、土手のぼやが起きております。

そこで、双葉署管内の建物火災や家宅侵入、あるいは窃盗、盗難事件の発生件数、うち浪江町では何件なのか、お答えください。

12月議会において、帰還困難区域の保全管理の責任の所在について、安倍課長は私の質問に対し、保全管理は国の責任において実施されるべきものと認識しているとお答えになりました。その立場で、町は国と協議されたかお答えください。

医療・診療体制の強化と浪江町健康づくり総合計画についてであります。

健康づくり総合計画を進めるに当たって、脆弱な医療体制の改善をどうするかが問われております。

12月議会での担当課長の答弁は、あらゆる手段を講じて人材確保に努めると答弁されました。もちろん、右から左に解決できる問題ではないことは十分理解できますが、町民の置かれている現状は、放置できる問題ではありません。具体的に、医療・診療体制の確保に、充実にどのような取り組みをなされたのか、具体的にお答えください。また、今後どうされるのか、お答えください。

健康づくり総合計画を進めるに当たって、計画の位置づけとして、健康増進法や食育推進、自殺対策基本法に基づいて一体的に計画を策定したと担当課長からの説明がありました。

3月2日夜11時、NHK、E T V特集「原発事故 命を脅かした心の傷」をご覧になられた方もおありだと思います。放映されました。何名かの浪江町民の震災関連死やP T S D、心的外傷ストレスの問題などについて専門家が登場し、限られた資料をもとに原発避難の深層を分析しておりました。震災関連死（自殺を含む）195名の経緯書、限られた経緯書分析による死因によれば、肺炎が28%、心疾患が20%、脳血管疾患8%、自殺6%、感染症3%、悪性新生物、いわゆるがん2%、老衰10%、その他不明23%でした。また、自殺の背景にあるものは、原発避難による家族の分散、小型化が震災関連死と密接に関係しているとも指摘しておりました。同時に、

宮城県、岩手県と比較し、福島県が震災関連死や自殺が多いのは、長期化する原発避難とフラッシュフォワード、将来の絶望であることなど衝撃的な番組です。

したがって、町の健康づくり総合計画もあれこれの法律に基づく形式的、一般的なものではなく、総合計画は置かれている浪江町の現状を改善できる実効性のあるものでなければならないと思います。

そこで質問、生涯を通じた健康づくりのために、人的体制をどう強化するのか、総合計画と整合性のある体制づくり、計画づくりをどうされるのか、お答えください。

浪江町診療所に、訪問介護ステーションの新設を提案したいと思います。それを通じた町民の健康づくりが必要であります。答弁ください。

甲状腺検査と医療費免除についてであります。

浪江町のこれまでの18歳以下の甲状腺検査結果は、昨年11月末現在、A 1 判定が3819名、49.24%、A 2 判定が3851名、49.68%、B 判定が8名、1.09%、C 判定はゼロという結果が出ております。その後の2次検査では47名中、悪性ないし悪性の疑いが4名確認されております。

問題は2つあると考えております。2次検査で、悪性ないし悪性の疑いが2名確認されておりますけれども、注意を喚起する必要があると思います。

そこで、経過観察の中で、その後の判定の進行が起こったのかどうか、その後の変化について把握されているのかどうか。また、2次検査の2名のほか、その他の甲状腺検査の進行について把握していればお答えをいただきたいと思います。

医療費免除継続についてであります。

今年度も3月から7月までの医療免除通知が送付されました。平成29年度決算による国保加入は3751世帯、54.3%の加入率です。高齢者や退職者、当然無職やひとり暮らしなど、社会的支援を必要とする方々の加入が圧倒的であります。もちろん有病率も高い、介護サービスの利用も増加しているのが現状であります。

一方では、さまざまな支援、軽減措置が打ち切れようとしております。町民の不安は、医療・介護免除はどうなるのか、免除打ち切りにされたら、医者にはかかれないし、介護利用料の負担はとてとても無理だという極度の不安に包囲されていることはおわかりだと思います。

町民の命綱である医療・介護免除継続のために被災町村とも連携

し、上期、下期の区切りのない安定した無料継続の担保が必要であります。その立場で、国・県に求めてきたのか。国の回答はどうか、改めて答弁を求めます。

防災・減災についてであります。

政府の地震調査研究推進本部は、東北沖から関東沖の日本海溝沿いで、今後30年以内に起きる地震の確率を発表を公表しました。それによれば、福島県沖で今後30年以内にマグニチュード7から7.5の大地震が起きる確率は50%、宮城県沖で90%程度、茨城県沖で80%程度など巨大地震を予測しているということです。3.11を経験している我々にとっては、改めて原発の問題はもちろん、防災・減災対策が求められていることは明らかだと思います。広島豪雨災害など、各地で連続した豪雨災害も発生しております。

そこで、町の防災・減災の事業計画について、請戸川、泉田川、高瀬川などの本流はもちろん、中小河川、支流など川道掘削や樹木伐採など、治山事業整備計画を進める必要があると思います。計画についてお答えください。

また、砂防、堰堤など砂防対策の調査と事業整備計画についてもあわせて答弁を求めます。

福島原発事故の検証と原発裁判についてであります。

3月3日の福島民報に、防災、東日本大震災について日本世論調査会の調査結果が報道されておりました。深刻な事故が再び起きる可能性について、起きないと思う、11.8%、起きる心配が残る、何と85.7%です。また、原発事故の際、スムーズに避難できるかについて、できる、ある程度できるを合わせて30.1%、できるとは思えない、余りできるとは思えない、合わせて68.1%です。

このことについて、福島第一原発事故の教訓が生かされていないというコメントも同時に掲載されております。

原発事故は決して忘れないし、再稼働を強行する安倍政権に対する国民・県民の厳しい評価であると思います。

問題は、福島第一原発事故の教訓を、被災者、被災自治体の視点での検証が行われていないということであり、8年は経過したけれども、検証するかが改めて問われていると言わなければなりません。

そこでお尋ねいたします。

福島原発事故の原因、原発事故がもたらした命と健康、生活への影響、避難計画と安全な避難方法など、福島県独自の検証委員会設置を求めるべきと思いますが、町長に答弁を求めます。

各地原発裁判の判決と中間指針の見直しについてであります。

去る2月20日、神奈川県に避難した住民らが起こした原発事故集団訴訟の判決が横浜地裁でありました。原告団長の村田弘さんは、小高区飯崎の人であり、いろいろな交流があります。

横浜地裁判決の特徴は、国と東電の責任を明確に認めたこと。中間指針が不十分であり、それを上回る賠償を認めたことです。

これまで行われた8つの原発裁判では、全て東電に対する賠償責任を認め、国に対しては被告にしなかった2つの裁判と千葉判決を除き、5度目の賠償命令、国の責任を認めました。共通していることは、中間指針を上回る判断を下しているということです。

何をどう見直すべきなのか。横浜地裁では、国が公表している中間指針に基づく賠償基準の妥当性が正面から争われ、判決は、公表から時間が経過し、慰謝料額の算定にそのまま活用できないとしたことです。ADR問題でも、浪江町がそうであったように、東電は中間指針を盾に和解案の拒否をしているのが実情であります。そもそも紛争審査会には、被害者、避難者代表は参加しておりません。加害者の物差しでつくられたのが中間指針であります。

営業損害賠償では、震災前をベースに年間、あるいは年間逸失利益の2倍の支払いは、平成29年2月までとされました。それ以降の損害については、個別事情により支払うとされていたのに、共産党、岩渕友参議院議員の国会質問で明らかにされたように、追加賠償受付600件のうち、合意はたったの1件のみ。事業再開が困難である事情は認められないとの東電回答に加害者責任が微塵も見られません。実態を認めようとしない不遜な態度であることは明らかであります。

一方、国・東電の責任を認める各地原発裁判の判決が続出しています。中間指針の見直しを改めて判決を根拠に求めていく必要があると思いますけれども、町長の対応についてお答えください。

最後に、消費税の問題です。

安倍政権は、10月から消費税10%の増税を強行しようとしております。暮らしを脅かし、経済の足を引っ張る増税計画の一方、安倍政権は、昨年末に軍事費を5年間で27兆4700億円もの防衛計画大綱と中期防衛力整備計画を閣議決定しました。軍事力で平和を保持できるとでも考えているのでしょうか。国民的批判は避けられないでしょう。

極東アジアの緊張というなら、極東アジアの平和外交こそ憲法9条を持つ日本のとるべき外交の道ではないでしょうか。

第2回の米朝トップ会談が事実上決裂した際にも、トランプ大統領の判断を全面的に支持すると安倍首相はカメラの前で言っ

ました。世界的にも異様な立場であることもマスコミは報じております。

もし、消費税が10%に引き上げられたとするなら、国民負担は4.6兆円、約5兆円、1世帯当たり8万円になります。

日本共産党は、2014年4月の消費税引き上げ以来、実質家計消費は回復していないもとで引き上げてよいのか。2015年10月からの引き上げを延期したときよりも、日本経済は悪化し、昨年7月から9月期の国内総生産、GDPは、消費、設備投資、輸出、公共投資、全てが下落。英国の合意なきEU離脱の混乱や中国経済の後退など世界経済のリスクが高まっていること。毎月勤労統計の不正でも明らかかなように、決して賃金は上昇している政府の認識とはかけ離れていること、すなわち経済の底が浅いこと。買うもの、買う場所、現金かクレジットかによって消費税の負担が10%、8%、6%、5%、3%の5段階になるなど、ポイント還元が複雑であり、一方では還元されないなど、増税対策に値しない愚策であることを明らかにして、増税中止を求めています。

そこでお尋ねをいたします。

新年度予算ベースで町の諸会計の消費増税と使用料、利用料など増税による町と町民負担の影響はどうかお答えください。

そして、生活となりわい再建に冷や水を浴びせる、復興に冷や水を浴びせる消費税増税中止を町長は求めるか、答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私からは最後の質問になります消費税増税の中止を求めるのか等についてお答えをいたします。

消費税の増税につきましては、社会保障の機能強化並びに社会保障全体の持続可能性の確保を図るための安定した財源の確保を目的としたものと認識をしております。

昨今の国、地方の厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状に鑑み、平成31年10月1日に予定をされている消費税の税率の引き上げを行うということが必要であるというのが、今の政府の見解であると認識をしております。

消費税税率の引き上げに当たっては、特に地方の財政運営に支障が生じないよう配慮と、地域経済の活性化に十分に配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を含めた各種対策が講じられることが必要不可欠であると考えております。

その他の質問については、各担当課長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、大きな1番の避難・帰還・再興についてというご質問の中の就労、事業再開の実態と支援対応についてお答えいたします。

震災前の平成21年、経済センサス基礎調査、事業所、企業統計調査においては、浪江町内には1136の事業所がございました。現在、町内で事業再開や新規創業した事業者数が130事業者となっておりますので、震災前と比較して約1割程度となっております。

また、官民合同チームが実施した訪問とヒアリングでの再開意向状況では、昨年11月末現在で申しますと、町内で事業再開済みが6%、避難先で事業再開済みが33%、休業中が52%、事業を再開しない（廃業）が9%となっております。

事業再開につきましては、再開に当たっての状況は事業者により異なることから、商工会や福島相双官民合同チームと連携しながら、それぞれの状況に合った国・県の再開支援制度、創業支援制度を紹介するなどの支援をしております。さらには、町内再開事業者にはプレミアム商品券事業での購買促進策や町独自による光熱費補助などの支援を行っております。

求職者支援といたしましては、福島広域雇用促進支援協議会にて就職相談会や合同就職面接会の開催、また資格取得講座の開催をしております。さらには、ふくしま生活・就職応援センターでは、毎月1回就職相談会を開催しております。

事業者の求人支援といたしましては、福島求人支援チームにおいて求人広告の作成やインターネットサイトでの浪江町求人特集ページを設け、周知を図っておりますし、単に求人内容の紹介にとどまらず、仕事内容のインタビューや職場の雰囲気がかかるような掲載をもしていただいております。

引き続き、国・県・各団体と協力しながら就労支援に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 水田の再開面積や販売額に関するご質問にお答えいたします。

水稲に限って言えば、平成22年の作付面積は約1200ha、平成30年の作付面積は約6haなので、率にして0.5%です。また、平成22年に行った農業センサスなどにより、農林水産業算出額はおよそ43億6000万円でした。

町が把握している平成30年の販売額については、農業部門で約2000万円、水産業部門で約1億9000万円の合計約2億1000万円であ

ります。

農業部門に関しては、営農再開支援事業を初め、被災12市町村農業者支援事業や町単独の地域農業活動推進事業など、水産業部門に関しては、共同利用施設や加工団地の整備、加工団地参入事業者への補助制度などを活用し、支援を継続します。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、（2）仮設住宅、借り上げ住宅の打ち切りについて、①仮設住宅使用延長を県に求めたか及び避難解除されていない困難区域の打ち切り撤回を求めたかのご質問にお答えをいたします。

応急仮設住宅の供与期間につきましては、仮設住宅の耐用年数などによる安全性、防犯の問題、復興公営住宅の建設状況などを考慮し、国や県に対し要望や協議を行った結果、平成32年3月末まで延長となったところでございます。

次に、②入居者への説明はどのようにされているのかのご質問にお答えをいたします。

仮設住宅にお住まいの皆様には、直接、電話や訪問等により供与期間の説明を行い、住宅再建等についても復興公営住宅の入居申し込みの支援や情報提供等を個別に行っております。

次に、③町民の借り上げ住宅家賃支援事業について。ア）支援事業の対象件数と打ち切りによる総額についてのご質問にお答えをいたします。

家賃支援事業につきましては、当初平成30年度限りという形で始まりましたが、応急仮設住宅の供与期間延長などを考慮し、公平性の観点などから延長の必要性を判断し、県への要望、協議を続けた結果、平成31年度も継続することとなったものであります。

次に、イ）方針撤回を県に求めたかのご質問にお答えをいたします。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、家賃支援の方針に対しましては、直接の協議や関係市町村を含めた会議の中で、当町の現状や実情をその都度訴えてまいりました。

次に、④町独自の家賃減免制度創設についてのご質問にお答えをいたします。

家賃に係る町独自の制度創設につきましては、既に自立再建を果たされている世帯との公平性や財源確保の観点から困難であると考えております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） （3）課税復活と町民負担についての①に

お答え申し上げます。

東日本大震災及び原子力災害の被災を受けた町民の避難生活……
[「聞こえない」と呼ぶ者あり]

○**住民課長（中野隆幸君）** すみません。

東日本大震災及び原子力災害の被災を受けられた町民の避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく被災以降、減免条例を制定し、実施してきております。平成31年度におきましても、現在の帰還状況や事業再開の状況、さらには町民が置かれております現在の状況、それから他の被災市町村の動向などを鑑みまして、減免範囲を縮小しながらも引き続き町税等を減免する条例案を今議会に上程させていただきたいというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（安倍 靖君）** ②の町の財政と課税減免継続の障害についてというご質問にお答え申し上げます。

町税等の税収は、震災からの復旧・復興に取り組んでいる当町にとって最も基礎となる財源の一つであります。震災後のさまざまな事情により現在まで町税等の一部減免を継続しておりますが、その補填財源として国より交付税措置を受けております。そのため、今後とも町税等の一部減免を継続するためには、国による財源補填の継続が必要であると考えております。

次に、③原発事故の特異性と国の責務についての認識を問うのご質問についてお答え申し上げます。

東日本大震災による原発事故は、他の自然災害とは異なり、長期にわたる町民の避難を招き、当町の産業基盤のみならず生活基盤そのものが失われております。このような大規模災害からの復興には、多くの時間と多額の財源が必要であり、当町単独ではなし得ないと考えております。

そのため、国が定める復興・創生期間後も国による全面的な人的、財政的支援の継続が必要であり、復興庁の後継組織の設置を含め、支援継続を強く要請しているところでございます。

○**議長（紺野榮重君）** 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** 大きな2番の帰還困難区域整備加速についての（1）復興拠点整備事業と住民要望についての①解体、それから除染計画の進捗についてお答え申し上げます。

まず、復興再生拠点区域内の家屋解体につきましては、平成30年、昨年8月1日から家屋解体の申請受付を開始しております。平成31年2月末現在163件の受け付けをいただいているところでござい

ます。

家屋解体工事につきましては、今年度は60件の家屋解体を予定しております。平成30年12月より着工を開始したところでございます。平成31年2月末におきまして、1件の解体工事が完了いたしております。現在、7件の工事を着手しているような状況でございます。着手率につきましては、13.3%となっております。

次に、除染工事の進捗状況についてでございますが、現在、同意いただいております一部の宅地及び町道等の除染が実施されているところでございます。復興再生拠点面積661haに対しまして、平成31年2月末現在になりますが、21.1haの除染が完了しております。また、農地につきましては、現在、同意取得が進められているところでございます。

今後につきましては、仮置き場の設計、それからその後、造成工事が進められていくこととなっております。造成工事の一部の供用が開始できる状況になりますと、復興拠点の整備が本格化していくこととなります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ②の第2、第3ステージのエリア設定についてのア）住民の帰還意向など認定基準があるのかについてお答え申し上げます。

現在整備を進めております特定復興再生拠点区域の認定については、線量の低減、適切な規模、的確な帰還者数の見込み、土地利用の実現可能性、適切な計画期間などの基準が定められております。そのため、第2ステージ、第3ステージにおいても、同様であると想定しております。

次に、町は第2、第3ステージまでの計画はあるのか、今後住民と協議して計画を作成するのかのご質問にお答え申し上げます。

町では、浪江町復興計画第二次及び平成29年度に策定した帰還困難区域復興再生計画において、帰還困難区域全域の避難指示解除を目指しております。

この計画の中で、第2ステージは、第1ステージの区域を核としてその周辺に範囲を拡大するもの。第3ステージは、第2ステージの状況を踏まえつつ、帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指すとしております。

具体的な計画につきましては、第1ステージ整備の進捗を見ながら、議会並びに住民の皆様とともに策定してまいります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） （2）JA草地仮置き場計画についての①

についてお答え申し上げます。

南津島行政区の住民の皆様及び津島行政区長会に対しまして、仮置き場の設置についての説明会を実施させていただきました。仮置き場設置につきましては、ご了承をいただいたところでございます。

今後も、仮置き場の造成工事などについて、地元である南津島行政区長を初め、津島行政区長会へも報告をさせていただき、進めさせていただきたいと考えております。

次に、②のご質問にお答え申し上げます。

南津島行政区の仮置き場に関する説明会などで、除染土壌搬入に対し安全対策として、輸送のルート上、狭隘部があるため、一時立ち入りの際に支障とならないよう待避所を設置してほしいなどのご要望をいただいたところでございます。

環境省では、現地確認を実施しておりまして、避難所の設置を計画しているということでございます。

町といたしましても、安全が第一でございますので、今後とも安全対策について状況を確認させていただき、環境省と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） （3）帰還困難区域の防犯・保全管理についての①建物火災や盗難事件発生の状況を問うというご質問にお答えします。

双葉郡内の平成30年中の火災発生件数は12件、うち浪江町は1件となっております。また、帰還困難区域の赤字木地区で平成29年8月に建物火災が1件ございました。

次に、窃盗事件の発生状況ですが、平成30年1月から12月までで双葉郡全体で474件、うち浪江町は28件となっております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ②の保全管理について国と協議をされたのかという質問にお答え申し上げます。

帰還困難区域の保全管理については、定期的に国と開催しております浪江町の復興加速に向けた協議会等で継続的に協議をしております。

また、直接国へ要望も行っており、直近では1月23日に、環境大臣宛てに、帰還困難区域内の荒廃家屋の解体や……

[何事か呼ぶ者あり]

○企画財政課長（安倍 靖君） 環境大臣です。

帰還困難区域内の荒廃家屋の解体や繁茂した草木の伐採など、環境保全に努めることとして町長と議長が要望を行っております。

引き続き、帰還困難区域の再生に向け、国と協議してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） 大きな3番の医療・診療体制の強化と浪江町健康づくり総合計画について、(1)脆弱な医療体制の改善について、①人材確保に対する町の取り組みを問うのご質問にお答えいたします。

2月18日に、厚生労働省は、都道府県や各地域の医師数の偏りの度合いを示す医師偏在指標を公表し、福島県は医師少数県とされ、その中でも相双地域は医師少数区域とされました。

そのような厳しい状況の中、強靱な医療体制を目指し、木村所長を中心に限られた少数のスタッフが一丸となり、日々の診療を実施しておりますが、来年度はさらなる安全・安心な医療提供を目指し、医療人材を確保するための予算を計上いたしております。

また、来年度から新たに婦人科の医師が不定期ではありますが、月1回診療を開始する予定となっております。

次に、(2)健康づくり総合計画の取り組みについて、①生涯を通じた健康づくりのために人的体制をどう強化するのか問うのご質問にお答えいたします。

これまでも介護予防事業、子育て支援事業、生涯学習事業等を行う関係各課と連携を図りながら、町民が心身ともに健やかな暮らしが送れるよう、健康づくり事業を進めてまいりました。

今後の健康づくり総合計画に基づく事業においても、関係各課と連携を図りながら実施してまいりたいと思います。

また、確保が難しい専門職については、県の保健福祉事務所等の関係機関からの支援を受けることにより、人的体制の強化を図っていきたいと考えています。

また、復興計画第二次にあります生きがいくくりによる自立した生活の確保には、行政だけでなく住民の力を引き出し、行政と住民が一緒に考え、展開することが不可欠となりますので、住民の協力も得ながら事業を実施してまいりたいと思います。

続きまして、②浪江診療所に訪問看護ステーション新設を問うのご質問にお答えします。

先ほどお答えいたしましたように、限られた少数のスタッフで診療所を運営している現状では、訪問看護ステーションの新設は、困難と考えております。

町民の方からご相談があった場合は、ふたば医療センター附属病院が行っております在宅・訪問医療をご案内させていただいており

ます。

続きまして、(3) 甲状腺検査及び医療費免除継続について、①経過観察とその後の結果について問うのご質問にお答えいたします。

甲状腺検査の検査結果については、県から1回目、2回目の調査については悪性ないし悪性疑いの人数の報告はありましたが、その後の経過については個人情報ということもあり、報告はございません。

続きまして、②医療費免除は命綱、継続を問うのご質問にお答えします。

平成31年3月以降の国保加入者、後期高齢者の医療費の一部負担金免除及び介護保険利用者負担額減額免除につきましては、国の財政支援が決定されたことを受け、免除期間を平成31年3月1日から7月31日までとする証明書等を2月下旬に該当者に発送したところでございます。

また、8月1日以降の一部負担金免除証明書につきましては、平成30年中の所得判定を行った後に発行となりますので、7月下旬の発送となりますことをご理解願います。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大きな4番、防災・減災対策について、(1) 防災・減災の事業計画について、①河川整備（河道掘削や樹木伐採）についてお答えいたします。

福島県事業で平成30年度、請戸川、高瀬川合流点付近を約2万^m掘削しております。

平成31年度は、請戸川西台地区で約8000^m、高瀬川高瀬地区で約3000^mを掘削予定しております。

河川の樹木伐採についてお答えします。

福島県事業で、平成30年度、請戸川加倉地区から酒田地区約2.6km間、高瀬川高瀬地区約1.8km間を伐採しております。

平成31年度は、請戸川加倉地区1.5km間、高瀬川小野田地区2km間を伐採予定です。請戸川津島地区においては、農地除染とあわせ伐採予定となっております。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 治山事業に関してお答えいたします。

現在行われている治山事業は、棚塩・請戸地区の海岸防災林造成事業です。また、事業実施の要望を行っている箇所は、小野田地区と小丸・大堀地区の予防治山事業です。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ②砂防堰堤などの砂防対策調査・事業計画を問うにお答えいたします。

現在、浪江町での砂防堰堤などの砂防施設整備の計画はございません。

県では、国の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生したときの危険区域等を示す土砂災害危険箇所基礎調査を実施しております。

浪江町においては、全104カ所のうち、これまで原発事故前に調査済みの帰還困難区域の15カ所を含む25カ所を公表しております。

なお、現在、帰還困難区域の66カ所を除く残りの13カ所について調査中であります。この箇所については、平成31年度に調査を完了し、公表予定となっております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい5番、福島原発事故の検証と原発裁判についての（1）県独自の検証委員会設置を求めるかを問うについてお答えします。

原発事故の原因究明は、非常に重要なことだと認識しております。

事故の原因究明に当たっては、原子力規制委員会設置法の規定に基づいて、規制委員会が事故調査を行うと定められておりますので、国の責任において確実に調査検証を進めるべきだと考えております。

また、原発事故後の被災者の影響調査や避難計画等の策定については、被災自治体と連携しながら福島県が主体となり取り組みを進めているところでございます。

（2）各地原発裁判の判決と中間指針見直しの必要性について問うについてのご質問にお答えします。

各地の原発訴訟においては、議員ご指摘のとおり、金額に差異はあるものの中間指針を上回る賠償を認める判決も示されており、この司法の判断は、現行の賠償が被害の実態を反映していない、被災者救済が不十分であると示されたものと考えております。

原子力損害紛争審査会に対しましては、これまでも現地視察等を通じ町内の現状を訴え、被害の実態を踏まえた指針の改定を求めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 6、消費税増税と町民の影響について、

（1）浪江町及び町民の影響についての①新年度予算と使用料、利用料など増税の影響を問うのご質問にお答え申し上げます。

新年度予算における消費税率改定への対応といたしましては、10

月以降に契約や支払いを予定している工事並びに業務委託等について、改定後の消費税率を用い予算計上してございます。

また、使用料や利用料につきましては、消費税の課税対象である上下水道料金を除いて料金改定などの対応は予定していないところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料配付をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。

（午前11時45分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時46分）

○16番（馬場 績君） 再質問します。

冒頭、町長から消費税の問題で答弁がありました。多分、そういう答弁があるだろうと思って、若干の資料を用意しておきました。A4裏表2枚です。詳しく説明している時間はありませんので、ポイントのみ説明したいと思います。

日本共産党の財源提案、2018年12月3日の新聞赤旗です。大企業優遇税制4兆円、以下は、大型公共事業、軍事費、原発推進など浪費を一掃する3兆円まで、約ね。現在の予算の範囲内でも17兆円の財源が確保できると。所得税の応能負担を原則累進にした場合、6兆円ということで、財源というと消費税というふうに言うんだけど、国民の立場から立てば決してそうでないと。極めて現実的な財源提案だというふうに思っています。

その裏をちょっと見てください。

これまで消費税課税実施以来、372兆円の消費税が国庫に入りました。そのうち、もちろんお金に色分けされているわけではないんだけど、先ほど言った税制の不公平という点から法人三税の減収だけで291兆円、これはあると。集めた消費税の大半がこういう使われ方をしている。

それから、町長の答弁との関係で言うと、暮らしを壊す消費税10%、増税なくしても財源はある。浦野広明さんの論文の一部ですけども、ちょっと見てください。

要するに、社会保障の財源のためにとということではいるけれども、今の財政運営ではとてもとてもそういうことにはならないんだということはこの一覧で示しているんですよ。これも時間があ

りませんからポイントで言うと、現在の予算では、これは2018年ですけれども、国債発行収入が33兆6000億円です。そのうち国債返済利息が23兆3兆円だね、さっきも33兆6000億円です。ということで、国債発行のほとんどが返済に使われていると。

したがって、この国債発行ももちろん国民経済に回った分もあるけれども、ほとんどは無駄な大型公共事業など浪費型の公共事業に投資されて、それが累積して、その利払いが本会計予算を食っちゃっている。したがって、社会保障には回らないと。

町長は、社会保障の安定した財源のためにも消費税は必要だという回答だけれども、実態からいうとそうならないと。

もちろん何のためにこういうことをやるかということ、一方では財源確保をやるようとしていると。無駄な公共事業を見直しもしないと。そして、とれるところからとると、これが国の姿勢だということが明らかだと思います。

町長も何か反論があれば、お知らせください。

順次、再質問をしていきたいと思います。

町民の就労あるいは生活再建について、いろいろ答弁がありました。町として実態調査をやるのかやらないのか。やるべきだというふうに思います。お答えください。

それから、仮設住宅、借り上げ住宅の無償提供で、一言で言うと丁寧に対応しているというふうに答弁されました。何人かから私は直接話を聞きました。同僚議員からもいろんな話がありますけれども、一言で言うと町は追い出しを迫っていると、これが実態だと。

そんなことやっていないと言うならば、じゃ、どういう対応をしているのかということをも改めてお答えいただきたい。

もう生活の見通しが立たない、住宅の確保もできない。たびたび町から強行的な仮設の退去を迫られるので、病気になったという人もおります。そういう状況を町は把握されているのかどうなのか。

それから、仮設住宅無償提供、借り上げ住宅、2020年3月打ち切りに対して撤回を申し入れたかということについては、明確な答弁がありませんでした。要するに、県に対しては撤回を求めているということだと思います。改めて撤回を求めるべきだと思います。

そこで、打ち切りになった場合、どれだけの町民負担があるかということも聞きました。多分、お答えにならないだろうというふうに思って、あらかじめ私のほうで試算しておきました。1つ、仮設住宅打ち切りの問題では、県のアンケート調査では、先行き未定が28%もあるんですからね。まだまだ問題は残っているということです。だから、これらにどう対応するのかということです。

それから、打ち切りの場合のその町民負担です。仮にだよ、平成31年1月1日現在、借り上げ住宅に1521戸、6万円から9万円までなんだけれども、低いほう、6万円を取った場合、全く荒っぽい計算だけれども、9126万円の負担ですよ。それから、復興住宅には1501戸、安い人から6万円、7万円の人もいるからだけれども、これも平均値、荒っぽい数字だけれども、2万5000円とした場合、3752万5000円、これだけで約1億3000万円の町民負担が発生するということです。こういう状況にあると。そこに持ってきて、だからこれ、借り上げ住宅家賃支援事業打ち切りはだめだと、撤回を求めるべきだと。

町長、これそういう状況を踏まえて、県に正面から見直しを求めていく必要がある、お答えください。

それから、課税復活の問題でいろいろありましたけれども、私は固定資産税や住民税の復活、町としても財源がないからということだと思いますけれども、登壇でも言ったように、それならば、先ほど町民の生活の実態を示しましたけれども、町民は担税能力はあるんですかと、こういう課税の見直しを、町民は果たして納得して納税できるのかということですよ。

私は、新たな課税負担を求めるということであれば、町民の声を聞くべきだ、町民に説明すべきだと。その機会を持つか持たないのか、答弁をください。

それから、別な角度から言うと、事業再開、農業再開の問題でいろいろ質問をしましたけれども、やっぱり安定した雇用環境をどう確保するかということだと思いますよ。安定した雇用確保、見直しありますか。お答えください。

それから、農業再開についてもいろいろな話を聞いております。農業機械はなくなると、使えないと。農機具購入に対して助成してほしいと、こういう要望が出ております。具体的な支援をどうするか。

それから、やっぱり町民がここから離れていても、収入があると、そういう生活環境を、経済環境を確保していく必要がある。登壇でも言ったんだけれども、再生可能エネルギーなど、町が主導して収益が発生する町民参加型の事業展開を検討すべきだというふうに思いますが、どうされるのかお答えください。

それから、帰還困難区域の問題についていろいろ聞きました。要するに、具体的なものはないということですよ。葛尾の村長が、帰還困難区域関係6町村で協議会をつくりました。もちろん浪江町も入っております。ここではやっぱり……

発言訂正申し出あり：議長許可。「9126万」を「10億9512」に訂正。「3752万5000円」を「4億5030」に訂正。
「約1億3000万円」を「年間約15億4542」に訂正。

○議長（紺野榮重君） 時間です。

○16番（馬場 績君） いや。

じゃ、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、最後の項目について、私、あくまでも消費税は社会保障に資するものであると考えております。

今、資料配付の中で考え方が示されました。議論のあるところだと思えますけれども、今、国会において審議をされております。そういった中で政府においての消費税の増税対策が示されております。議員も篤とご存じだと思いますけれども、9項目にわたっての対策が示されております。こういったものが着実に執行されれば、影響なしとは申しませんが、それなりのものが得るのではないかというふうに考えているところがございますが、国会での審議を注視してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは、借り上げ住宅の家賃支援事業への撤回についての再質問にお答えいたします。

最初の答弁でも課長からございましたが、もともとこれは平成30年度限りというものでございました。

しかしながら、応急仮設住宅の延長が平成31年度まで延びたということで、これでは不公平が発生するので平成30年度限りというのは撤回してくださいと、さらなる延長が必要だというふうに要望をした結果、平成31年度も継続となったものでございます。

したがいまして、平成31年度、さらにそれより以降、平成32年度も求めるつもりはございません。

次に、税金課税の説明会の点でございます。

課税につきましては、これは行政経営の根幹であり、行政サービスを維持し、町民の暮らしを支えるために基本的には課税を行っていくというのは原則でございます。

ただし、複合災害を受けた浪江町の現状、町民の現状を考慮し、少しずつですが課税していくということで減免幅は縮小しますが減免を続けていくという条例を出すということでございます。

これにつきましては、今後も町民の代表である議会の皆様と議論をするとともに、あらゆる町民の総会などを通じて、意見を賜っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、仮設住宅使用に関する事で、追い出しを迫っているのではないかというご質問にお答えをい

たします。

仮設住宅の供与期間は平成32年3月まで延長となりましたが、延長後は終了となります。現時点で住宅再建の見通しが立っていない場合は、終了後の生活再建が成り立ちません。担当者は親身になって考えております。

しかしながら、そのことを何度も聞かされるのが苦痛と感じさせてしまったことは、大変申しわけなく思いますが、決して強制しているわけではありませので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 再質問の町としての就労状況の調査をやるか、さらには安定した雇用の確保をどうしていくのかという2つのご質問についてお答えいたします。

町としても復興庁、福島県と三者と合同の住民意向調査を毎年実施しておりまして、平成29年に実施した意向調査での現在の就業状態についての問いでも、10代から50代の無職の割合を平均してまいりますと、23.1%程度となっております。

ただ、問題は、無職と該当された方の中には、職を探している方と職を全く探す意思のない方の両方がいらっしゃるしまして、その中で職を探している方の中で無職だと、いわゆる求職中と回答した方だけの割合で見ると9.4%という状況であります。

また、ハローワークの有効求人倍率の比較においては、震災前の平成23年2月が相双地区において0.54%であったのに対し、平成31年1月においては2.6%となっており、県全体では平成23年2月現在で0.5%であったものが、平成31年1月では1.16%となっております。相双と県全体では違うということは、ご理解いただいているとは思ひます。

状況によって、町民の方々の生活再建や就労についての課題はさまざまありますから、これらの数値だけを見て、就労が改善しているとは到底言い切れないものと思ひております。

そこで、私どもも福島県全体の雇用確保についてするすべはありますが、浪江町での雇用確保をするために今現在、産業団地を整備し、商業を再興するような運営等を醸成し、就労の確保に一步一步努力しているわけでございます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農機具の支援に関するご質問にお答えいたします。

福島県の補助事業といたしまして、被災12市町村農業者支援事業というのがあります。これは事業費が上限3000万円で、そのうち

の4分の3を補助するという制度でございます。ただ、補助でありますので、何でもかんでも認めらえるというものではございません。条件があります。

そういったお声があったときは、ぜひ、こちらにもお話をつないでいただければと思います。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 今3000万円までの再開事業があるという答弁がありました。それじゃ、浪江町の実績はどうかということについてお答えください。

それから、再開したいと。しかし、農業機械購入には莫大な投資が必要だと、大金が必要だと。そういう場合、町としても何らかの助成を検討すべきではないかということについて答弁がありませんでした。お答えください。

それから、あと有効雇用の確保についてはいろいろやっているということで、産業団地の話がされましたけれども、しからば産業団地の完成はいつごろで、それぞれの団地にどれだけの事業所が進出して、どれだけの有効雇用が見込まれるのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

それから、最初に戻りますけれども、課税に復活の問題について、通常課税について、本間副町長から課税は行政の根幹にかかわる問題だと。これからも町民の声を聞きながら町の財政運営のために予定どおり課税を進めるという答弁がありましたけれども、このことで私も何人かと話をしました。中には、戻っている人はそれはしょうがないという意見もありました。

一方では、帰りたくても帰れない、58歳の家族がちょっと多目の家族です。その方に話したらば、それはおかしいと。私は、帰りたくないから帰れないんでないんだと。子供のこともある、孫のこともある、戻って生活できないじゃないかと。もし、課税をすれば、普通の生活ができるようになってから、課税するのが当然ではないか。じゃ、その間どうするんだと、やっぱり原発事故が原因だから、あくまでもそのことは国に求めていくべきだという話です。本当に泣きながら話されましたよ。

それと、今回、固定資産税の予算では、全員協議会の説明では、7000万円、4分の1課税で7000万円ぐらいの財源を見込んでいたという提案でしたけれども、これを課税しないと浪江町はやっていけないんですか、これは。私はそうではないと、やっぱり。少なくともあと2年間、復興期間終了までは、50%分は何らかの形で町が穴埋めすると、こういうことが求められていると思います。

来年については、先ほど住民課長の答弁では、早目に判断をしたいという答弁がありました。えぐって、答弁をえぐれば次年度は50%課税復活したいという意図がありありだなというふうに思います。

話をもとに戻します。町民は、それだけ50%負担、これ国もなくなる、国の50%がなくなるわけだから。現状で浪江にある固定資産税の税金を支払うそういう意欲と負担能力があると思いますか。あるというんならば、その根拠についてご説明ください。これは本間副町長なのか町長なのか担当課長なのか。町民を泣かせるようなことをやってはだめだということですよ。

それから、仮設住宅あるいは借り上げ住宅について、浪江町も含めて延長を撤回を申し入れたから1年延長になったと。これ以上のことは言うつもりはないと。確かに、1年延長されたことについては、それはそれで一定の成果だと思います。

しかし、帰還困難区域も含めて仮設住宅あるいは借り上げ住宅入居者のさまざまな支援が打ち切りになる。もちろん帰還困難区域だけでいいなんては言いませんよ。そういうことを考えれば、1年延長になったからあとはしようがないということで引き下がるということは、入居者に、被災者に我慢を強いることになるんじゃないですか。それでいいんですか。町民はこれまでどれだけ我慢したと思いますか。

先ほど、E T V特集のことにも触れましたけれども、自分の命、体をぼろぼろにしながら頑張っているわけでしょう。これ以上、我慢しろというんですか。いや、それは税金は過酷ですよ。だけれども、現状からすれば課税回復、通常課税、復活する環境にはないというふうに思います。改めて答弁を求めます。

それから、仮設住宅、借り上げ住宅の延期についても再度延長を求めるべきだと。帰還困難区域の人たちに対してどうしろというんですか。今、居村課長の話では、いつまでも仮設住宅に入っていると、再建が遅れる、速やかな退去を求めたと言うんですけれども、先ほど県の調査でも28%が行き先がないと言っているんですよ。そういう人に生活再建のために早く出なさい、それでいいんですか。それで再建できるんですか。そうじゃないでしょう。少なくとも延長していくということでしょう。

そして、いま一つ、借り上げ住宅の家賃収入について、私は概算で試算しましたけれども、町のほうではどういう試算をしているのか、改めて答弁を求めます。

消費税については、9項目の減税対策がとられると、だから消費

税課税しても地域経済においては、あるいは町民、国民の生活には影響がないという趣旨の答弁をされました。

しかし、9項目のその減税対策でどれだけ町民が恩恵ありますか。わかりやすいのは先ほど言ったように、キャッシュカードで、使えば、片方では3%、5%、6%、8%、10%、みんながみんなキャッシュカードを使いますか。あるいは中古住宅を買えば、住宅を買えば、その分還元されます。じゃ、みんながみんな、さらに消費税の減税対策で導入した、そのことのためにうちを買われる人、おりますか。それは個人の判断だけれども、いずれにしてもことごとくポイント還元も含めて、消費税増税による減税還元は愚策だ、専門家がそういう分析、指摘もしております。課税する側からは、いや、問題ないと言うでしょう。

しかし、我々町議会、あるいは町長を含めて町執行者は町民がどういう状態に置かれているかということからこの消費税課税の問題を考えるべきだというふうに私は思いますよ。改めて、ちょっと町民の実態からかけ離れた政府広報の方針を真に受けた答弁ではないかというふうに思いますけれども、改めてお答えをいただきたい。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 被災12市町村農業者支援事業の実績ですが、平成28年からこの事業が始まりまして、平成30年度までに合計9件実施しております。

それと、町独自の制度ということですが、この事業で対象とならない既存の農機具や設備の補修については町単独で補助を行っております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

今、造成している、整備している団地としては4カ所、この団地が全て埋まれば20画以上とはなりますが、それを目標に今やっているわけでございます。その20区画のそれぞれの会社、一つ一つの会社の雇用が10人のところもあれば30人のところもありますので、これは何人となるのかは行政のほうで関知できるものではありませんが、20区画掛ける10人以上は確実に確保できるものとは思いますが、そのほかの団地、例えば日立化成が前あったところであるとか、エスエスがかったところであるとか、そういったところにも誘致の努力を続けていきたいと思っておりますし、商業も徐々に再開しております。そういったところの商店に勤める方もいらっしゃると思っておりますので、そういった目標で今誘致を進めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 課税の件についてでございますが、今回、住民税、固定資産税につきましては、段階的な課税を今回提案させていただくこととなります。特に固定資産税につきましては、宅地の評価額等が50%に、いわゆる減をしているという状況もございますので、少ない負担でのところから段階的にお願いをしていきたいと考えてございます。

先ほどありました、町民の皆様の負担能力についてでございますが、個々に違いはあると思いますが、今後につきまして町民の皆様には丁寧にご説明を申し上げて、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 仮設、借り上げの延長についての再質問についてお答えいたします。

やはり応急仮設住宅というのは、もともと災害救助法で応急的につくられた建物であり、耐用年数の問題、防犯対策、周りの孤独の問題からある程度やっぱり限界があるのかなというふうに思っております。

したがいまして、平成32年3月までということ要望して、県のほうでそのとおりに発表したところでございます。

したがいまして、家賃支援事業についても公平性を担保する観点から同じ期間で要求したところでありまして、それ以上、我々としては延長を要望するという考えがございません。

ただし、議員おただしのとおり、本当に困っている方というのはいらっしゃいます。そういう方にいかに寄り添っていくかというのが大切なので、現在、国・県・町合わせて、避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策に向け、現在、定期的に会議を持っております。そこで、やはり大事なのは、見守り体制をどうするか、住まいをどうしていくのか、就労等をどうするか、健康的な暮らし、この4つの柱で住民の方が困らないように、あらゆる機関、制度を導入して支えていこうという強化策をつくっているところでございまして、本当に困っている方に手が差し伸べられるような対策を今後もしていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは先ほども申し上げましたとおり、消費税の増税についての考え方ではありますが、決して政府の言いなり、あるいは政府の考え方が全てよしと、そういうものではありません。

ただ、基本的に社会保障の大きな柱であるということを考えれば、やはり今の段階の中では国の、国会での議論を注視してまいりたい、

そういう考えであります。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、試算ということですが、これは入居者4人までの上限であります月6万円ということ
を基準といたしますれば、年額で1世帯当たり72万円になるという
ことでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 答弁ありますか。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 答弁調整のため、暫時休議します。

(午後 0時21分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午後 0時21分)

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、実際、この支援事業で町民
の方々が家賃を幾らになっているかというのは、それぞれのご家庭
で事情がありますので、一概に幾ら掛ける何というふうにはなりま
せん。ただし、現在、担当のほうで捉えている件数ですけれども、
その件数は3985件となっております。

この内訳ですけれども、東京電力の家賃賠償からの移行というの
が2176件でございます。加えまして、平成30年4月時点の応急仮設
住宅入居の1809件を足したものでございますね。3985件、これが家
賃支援事業の対象となり得る件数、全てがなるということではござ
いませぬけれども、仮にこの上限である6万円を、この3985件に対
象として試算をすればですよ、これはあくまでも試算ですけれども、
年額で28億6920万円。これはただ単に掛けただけですので。

以上でございます。

28億6920万円、これは先ほど申し上げた月6万円の年72万円です
から。

○議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食のため、13時30分まで休憩します。

(午後 0時24分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時30分）

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君から発言の訂正を求められております。

これを許可します。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 発言の訂正を2つお願いしたいと思います。

1つは、消費税のところで、国債返済利息、いわゆる元利合計の金額は、正しくは23兆3000億円でした。そのように訂正をお願いしたい。

それから、家賃支援事業の私の試算の金額に間違いがありましたので、訂正をしておきます。借り上げ住宅については10億9512万円、それから復興住宅の試算については4億5030万円、合わせて年間の家賃負担の概算試算は15億4542万円になるのではないかというふうに発言を訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

◇石 井 悠 子 君

○議長（紺野榮重君） 2番、石井悠子君の質問を許可します。

2番、石井悠子君。

[2番 石井悠子登壇]

○2番（石井悠子君） 2番、石井悠子です。議長より発言の許可をいただきましたので、質問を一括方式で行わせていただきます。

東日本大震災よりもうすぐで8年が経過いたします。

今年1月には、浪江町で2回目の成人式が開催されました。その式で、新成人代表者の横山さんより、誓いの言葉に、20年を振り返ったとき、脳裏に浮かぶものは決して楽しいことばかりではありません。悲しいこと、苦しいこと、つらいこと、さまざまな感情がありました。その中でも中学校進学に胸を弾ませていた私たちを襲った東日本大震災は、人生を変えるほどの出来事でしたという言葉に、本当に人生を変えるほどの出来事の中で、思春期という多感な時期にいろんな出来事に耐えながら乗り越え、成人を迎えられた皆さんの姿にとっても感動いたしました。

その成人者が、進学や就職によって浪江町の復興へ直接かかわることができなくても、町のことを伝え、受け継いでいくことはできます。離れた土地に住んでいるからこそ、できることもたくさんあるのではないのでしょうかとも誓いの言葉を残してくださいました。

吉田町長のおっしゃっている「どこにいても浪江町民」が伝わっ

ているのではないかと思います。今年も浪江町には、頼もしい成人者が誕生したと思います。

このように小学生だったお子様が成人者と成長した8年という年月は、浪江町の状況も町民の生活も大きく変えました。避難指示解除からももうすぐ2年になりますが、震災前、住民基本台帳上、人口約2万1500人だった町民が、2月末現在、約1万7500人と人口が約4000人減り、約1万7500人中、居住人口は910名と約5%の方が帰還されていますが、帰還したけれども、本当に正しい選択だったのかわからない、今後の生活に不安があるとおっしゃる町民もいます。残り95%の方は、帰りたくても帰れない、まだ判断がつかない、1人で帰還するには不安など、さまざま個々の事情により帰還することができないのです。

なかなか町民の帰還が進まない状況の中でも、今回、町民の願いの一つだったスーパーマーケットの整備、今年夏に出店が決まり、帰還するための不安条件が一つ解決されたのではないかと思います。

県外に避難中の町民の方にも情報が伝わっていて、町民の方から喜びの声が届いております。この間の町執行者、町職員並びに関係者のご努力、ご尽力に対し敬意を表するものであります。帰還困難区域についても、復興拠点整備の計画に基づき進められていることに感謝申し上げます。

町は、徐々に復興というのが目に見える形になってきたと思いますが、目に見えない心については復興できているかがわかりづらく、先が見えない部分で一番解決が難しいのだと思います。私は、心の復興こそが本当の復興になるのだと思っていますし、心の復興が鍵となっていると思います。

私は、できる限り町民の心に寄り添い、心の復興のお手伝いをさせていただきたいと思います。そして、町民の声を町に届けるのが私の使命でありますので、この場で発言させていただきます。質問に対して、町の明快な答弁と今後の町政について町の考え方を伺いたいと思います。

1番、精神的賠償について。

帰還困難区域以外の区域の町民は、平成30年3月までの7年1カ月分で精神的賠償について終了となっています。町民は、このことについて納得できていません。納得できていないのは、もともと同じ浪江町内で3つの区域編成、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と空間線量で区域分けをしたのでしようけれども、道路を挟んで目の前は帰還困難にある地域、町内何kmも離れていな

いところが帰還困難となり、町民は同じ空気を吸っている中で線引きされたことが納得いかないところですし、私が復興支援員として町民同士の交流会を開催したときに、区域を話すと何となく見えない線引きができたこともありました。

町民が、みずから選んだ区域でもないのですが、解除された区域からすると、同じ町で区域の違いにより賠償額が違うということが町の一致団結を妨げるのではないかと思います。

3つの区域の町民が避難生活をする上で、例えば避難先が同じ場所で行っているにもかかわらず、避難指示解除後1年で精神的賠償が打ち切りになることは、帰還困難区域の町民と同じ避難生活の継続が続いている町民にとってはどこに怒りをぶつけていいかわからなくなっています。

政府の提案により、帰還困難区域を除いて解除を決めたのは、前町長も苦渋の選択だったと思います。それは、町民の意見は真っ二つに割れていたからです。

朝日新聞、「遺言11帰還」というタイトルで掲載されていました。1日も早く帰りたい。その一方で放射能が不安だ。時期尚早じゃないか。放射能に一度汚染された地域で安全に生活を送れるのか。でも、まちおこしのためと、このままでは町がなくなってしまう。町を残すためにどうすればいいのか。6年間、誰もが思ったことは、浪江をなくしてはいけないといった願いだと述べ、帰還することを決断されました。

避難指示解除イコール精神的賠償の打ち切りになるとは、この時点でわかっていなかったのかもしれないのですが、町民としては納得いかないです。

町に帰還したからといって、震災前の生活ができるわけでもなく、解除後すぐのころは、町内にスーパーも病院もなく、小・中学校の入学希望者は10人にも満たない。帰還した住民のうち少なくない人々が、こんなことなら戻らなかったと町政に苦情を寄せたとのことでした。

精神的賠償について、原賠審第一次指針では、本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛について、そのどこまでが相当因果関係のある損害と言えるか判断が難しい。しかしながら、少なくとも避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常生活の維持、継続が長期間にわたり、著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、損害と認める余地があり、今後、その基準や算定の要素などをできるだけ急速に検討する。前に述べたように、本件事故と相当因果関係のある損害であれば、原子力損害に該当する

から、精神、身体的損害を伴わない精神的賠償についても、相当因果関係が認められる限り賠償すべき損害と言えると掲載されていました。

その後、原賠審第四次追補では、避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている避難指示等の解除等から相当期間経過後の相当期間は、1年間を当面の目安として、個別の事情も踏まえ柔軟に判断する。

原賠審が申し上げるように、町民は、少なくともではなく、大いに避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常の維持、継続が長時間にわたり、長期間かな、にわたり、著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を感じています。避難指示解除区域は、解除されたからといって、精神的苦痛がなくなったわけではなく、逆に精神的苦痛が増したとの声が上がります。

原賠審で申し上げているように、避難指示解除後も個別の事情も踏まえ、柔軟に判断するとのことですので、東電に精神的賠償の継続、追加賠償をされることを町民は願います。町では、東電に追加賠償を求めるお考えがあるか伺います。

続きまして、2番、固定資産税について。

こちらは、私、12月に前回も質問させていただきました。そして、午前中に先輩議員たちも質問させていただいたんですけれども、私のほうからも質問ということさせていただきます。

今回、また質問させていただくのは、町民にとって大きな悩みの一つだからです。避難生活が長期化する中で、浪江町の解除がいつになるか不透明だったため、町外の避難生活を余儀なくされ、それに伴いそれぞれ住宅の確保をしたことで、避難先に固定資産税を納めている方、復興住宅に入居などにより今は復興住宅等の家賃等免除になっていますが、いずれ家賃を支払うことになる方など、震災がなければ今の生活になっていないわけですし、二重、三重の税金をお支払いしなくてもよいことでした。

それに、放射能に一度汚染された地域で一時的に浪江町の土地は資産価値ゼロになったのではないですか。土地の価値というのは、一般的にその土地から得られる収益性で判断されるかと思います。田畑についても、農産物をつくることができず、収益性が得られない現状ににもかかわらず、課税するというのを町民は納得しないかと思います。このことを踏まえて、もう一度質問させていただきます。

平成31年度より、課税の予定をされているかと思いますが、課税のお考えになった理由をお伺いいたします。

2、先ほど申し上げたように、利益性がないと思われる土地であり、放射能に一度汚染された地域で一時的に浪江町の土地は資産価値ゼロになったとされている方もいます。町民にとっては、今の浪江町の土地、田畑、山の所有は負の財産、子、孫の代に迷惑をかけるないようにどうか自分の世代で精査したいという声も上がっています。このように価値が変わってしまった中で課税するに当たって、固定資産税評価額はどのように算定したか伺います。

3、12月定例会での質問に対し、避難指示が解除された区域においては、地方税法附則第55条により、平成30年度から平成32年度までの3年間は、土地及び家屋の固定資産税は2分の1の法定免除となります。平成30年度は、残りの2分の1につきましては、条例により免除としたところですが、その免除額について復興特別交付金税により補填されているところがございます。しかしながら、次年度以降は法定減免を超えた部分の条例減免に対して国から見直しを求められているところがございます。

町長は、私としては、納税意識の醸成の必要性も感じておりますので、他の市町村の状況も踏まえつつ、慎重に検討してまいりたいとの考えでもありますとお答えもいただきました。

慎重に検討した結果、課税予定にされたと思いますが、避難指示解除されたことで課税されて、ここでも解除が町民にとっていいことだったのか、本当にわかりません。せめて復興期間でもある平成32年までは課税しない考えはないか伺います。

続きまして、大きな3番、被災者生活再建支援金制度について。

被災者生活再建支援金制度は、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい損害を受けた世帯に、支援金を支給することにより生活の再建を支援するものとなっています。

この制度について、申請期間が平成32年4月10日まで延長決定されたことは、町民の皆様からよかったの声をいただきました。

制度の支給対象となる世帯は、平成23年3月11日現在、浪江町に居住の世帯で、東日本大震災により被災した世帯で住宅の被害程度は、全壊、大規模半壊、半壊解体となっています。

町で最も多いのが、1月末現在の受付件数を拝見しますと、2022件中、半壊解体1153件となっておりますので、半壊解体が多いと思われれます。6年から8年も何もできず、小動物や猛獣の住みかになった家屋、泣く泣く解体せざるを得なかった方が半壊解体となっていて、被災者生活再建支援金制度の対象者となるわけですが、今回

は申請予定だった方が対象にならなかったとの声が上がりましたので、質問させていただきます。

それは、この申請に当たって半壊解体の申請ができるのは、住宅解体完了後世帯の方が申請することになりますとのことでした。

申請予定だった方は、昨年8月に、浪江町被災家屋等の解体撤去及び処分についての申請書を受け付けいたしましたの受付票が届き、その後、立ち会い時に、浪江町汚染廃棄物対策における被災建物等解体撤去等工事三者立会確認書に署名し、解体を待っていたそうです。ですが、その後、何も連絡がなく、今現在のも解体作業をしていただけてなく、しかも作業が遅れていることに対する理由、状況説明などの連絡もなく、支給対象者だった方が家屋解体できず、それに伴い住宅解体終了後、申請書を生前中に受けることができず、被災者生活再建支援金制度の対象になれずにお亡くなりになった方がいます。

浪江町全体的に解体作業が遅れていることは明らかですし、解体が順調に行えていれば、受け取ることができた支援金です。今後もし同じような町民が出てくるのではないかと思いますし、お亡くなりになる前に解体申請を受けていた事実がわかる書類など、相続者の方が申請してきた場合は、申請の対象にするよう対応していただくことを考えていただけないか、伺います。

続きまして、大きな4番です。廃棄物の現状について。

1、町内の帰還困難の町道復旧工事において、アスファルトがらが発生と説明を受けました。その発生したアスファルトがらは、1月現在では、津島地区、旧津島保育所跡地及び小野田地区、大堀総合グラウンドの町有施設の敷地内において、全部で1023.7m³といたしますと、1m³で1000リットルですので、物すごい量を一時保管中であるとのことでした。一時保管を避難指示解除区域の小野田地区、大堀総合グラウンドに置くことについても納得いかない町民の方はいます。

今現在は、大堀総合グラウンドにはなく、南棚塩に多分運ばれているとのことですので、こちらは解決しました。すみません。

しかも、アスファルトがらの放射能濃度8万8000Bq/cm³以上というのは、余り放射能に詳しくない私でも物すごい放射能濃度だとすぐに思いました。このアスファルトがらを一時保管中の場所から避難指示解除区域、帰還している町民が生活している約1kmから2kmの南棚塩地区を整備し、仮置き場にするというのは、町として正しい判断なのかお伺いいたします。

2、帰還困難区域から発生したアスファルトがらを仮置きするた

めに、なぜ避難指示解除区域で、しかも町民に帰還を促している町が、なぜ避難指示解除区域に仮置き場を整備するのか伺います。

3、知識のない私でもすごい濃度だと思う放射能濃度8万8000Bq/cm³以上のものを避難指示解除区域に置くことで、人体への影響はないのか伺います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） まず、私から平成31年度により課税となった理由についておたがしがございました。この質問にお答えをいたします。

発災以来8年が経過をいたしました。一部地域を除いて避難指示から2年がたったと申せ、帰還された町民は910名、5%にすぎない状況でございます。復興は、緒についたばかりであり、復興を進めるに当たり財源、人材を含め課題山積であります。平成32年度までが復興・創生期間とされており、時間軸を考えると非常にタイトな状況の中、行政運営を行っているところでございます。

平成31年度においては、普通交付税や臨時財政対策債等の一般財源が大幅な増額は見込めない、引き続き厳しい財政状況でございます。

一方で、まち残しを因るために、町独自の施策を展開するための財源確保が非常に大事になってまいります。ただ、現在の町の状況の中で固定資産税を初め各種税金については、町民の理解をいただけるのかどうか、大変苦慮をいたしました。

このような中、次の3点を基本に協議を進めてまいりました。

まず1つが、数少ない自主財源であること。そして、2つ目が、行政の財政健全化を図りながら、行政サービスを低下させることのないように継続する必要があること、3番目が、発災以来、各種税金が減免をされてまいりましたが、そういった中、納税意識の醸成が必要ではないかということでもあります。

以上のような事柄を考慮し、また近隣市町村の動向を加味しながら総合的に判断を行い、平成31年度の税の取り扱いについて3月定例会に上程をお願いする予定となっているところでありますので、どうぞご理解をいただくようお願いを申し上げます。

その他の項については、担当課長から答弁させます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい1番の精神的損害賠償のご質問にお答えいたします。

町では、東京電力に対して区域にかかわらず避難が継続していることに対する適正な賠償を行うよう繰り返し求めてまいりました

が、現実的には中間指針を盾に応じない状況でございます。

そのため、原子力損害賠償紛争審査会に対して、被害の実態を踏まえた指針の改定を求めてきたところでございます。

他方、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続、個人によるADR申し立てにおいては、要介護状態であった方や家族が別離した方などについて、精神的損害の慰謝料が増額されている事例が多数ございます。個人によるADR申し立ては、被災者救済の一つに成り得ると捉えており、今後も説明会等を通じてADR申し立ての促進を図ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大きい2番の固定資産税についての（2）の固定資産税評価額はどのように算定したかのご質問にお答えいたします。

固定資産税につきましては、地方税法第403条第1項において、固定資産評価基準により価格を決定しなければならないとされております。

土地の評価額は、不動産鑑定評価などにに基づき価格を決定しております。

平成30年度の評価額は、震災に伴う地価変動を反映しており、震災前、平成22年度と比較しますと、宅地で約50%程度下落しております。また、家屋につきましては、震災前の評価額に、年数の経過による経年減点や物価の上下動の考慮などを行った上で、さらに総務省通知による残価率を乗じまして、震災や原発事故などの被災の状況について最大限考慮し、減額措置を行い、算定をしております。

次に、（3）の平成32年度までの課税しない考えはという質問にお答えを申し上げます。

解除区域の固定資産税につきましては、議員ご承知のとおり、法令により避難指示解除後、平成32年度まで税額の2分の1が減免されることとなっております。

先ほど町長がお答えしたとおりとなりますが、数少ない自主財源であること、それから行政の健全化を図りながら行政サービスを低下させることなく継続する必要があること、発災以来、ほとんどの町税が減免をされている中で納税の意識の醸成が必要なことなどを考慮いたしまして、平成31年度の税の取り扱いについて、このたびの議会において、条例を提出させていただく予定となっております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、大きな3番、被災者生活再

建支援金制度についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしの中でも制度についてのご説明をいただきましたが、被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づく自然災害によりお住まいであった家屋が被災された世帯への支援金であり、支給対象者は被災当時の世帯主となります。

今回のご質問では、家屋の解体を待っている間にお亡くなりになられたとのことですが、お亡くなりになられた方が世帯主の場合、2人以上の複数世帯であれば、残られた方が支給対象者となれますが、1人世帯では残られる方がおりませんので、生活支援金の制度上、支援対象とはなりません。

支援金は、世帯単位的生活再建のものでありますので、世帯以外の相続される方ですと対象となりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 4、廃棄物について、(1) アスファルトがらの仮置き場についてにお答えいたします。

帰還困難区域の町道復旧工事で発生しましたアスファルトがらについては、現場保管することにより復旧・復興の妨げに成り得る可能性があるため、環境省と協議の上、南棚塩仮置き場へ搬入することと判断いたしました。

また、仮置き場への搬入については、南棚塩行政区とも協議をし、了承をいただいております。

(2) なぜ解除区域に仮置き場を整備するのかにお答えいたします。

今回、アスファルトがらを仮置きしました南棚塩仮置き場については、復興再生拠点区域内から発生した家屋解体廃棄物及び片づけごみ等を処理、保管するために環境省で整備した仮置き場となっておりますので、アスファルトがらについてもそこを利用することといたしました。

(3) 人体への影響はないのかについてお答えいたします。

指定廃棄物の保管については、環境省が定めた廃棄物関係ガイドラインに基づき、保管容器への収納及びシート養生等により放射性物質の飛散、流出防止を図るとともに、保管場境界における線量調査を行い万全の体制で管理することとなっております。

○議長（紺野榮重君） 石井悠子議員。

○2番（石井悠子君） そうですね、1番と3番と4番について、ちょっと再質問をさせていただきます。

再質問というか、1つの精神的賠償については、きのうの新聞で

知ったんですが原発賠償指針、被害実態に合わず見直しを、福島33市町村長に多分アンケートをとったときに、吉田町長が見直しを求めた市町に理由を尋ねたところ、避難指示が今も大半で解除されていない浪江町の、吉田町長は、指針の賠償額は被害の実態に合っており、ちゃんとやってくださっているなということはあるがありがたいことで今後もよろしく願います。すみません。これが昨日だったので、すみません、ということで、今後も町民のために言っていたらありがたいなと思います。

もう一つ、3番の被災者生活再建支援金制度についてなんですが、世帯にというのはわかるんですけども、どうしてもひとり暮らし方も多かったので、浪江町内においては解体が遅れているというのでもらえていないという理由の方とか、今後、この話とは別になるんですけども、固定資産税などの課税については相続者に例えば納税義務が及ぶと思うんですね。そのときに、やはり生前中、苦勞されていたわけですし、その方が亡くなったからといってその家の税金もなくなるわけではないので、ぜひその辺を考慮していただき、浪江町だけの対象者だけでもこの申請の対象にしていただく考えはないかと質問させていただきます。

あと、4番の廃棄物の現状についてなんですが、仮置き場へ搬入後に指定廃棄物申請を行い、環境省のほうで適正に管理していただく予定と説明がありましたが、環境省に適正に管理していただくまでの期間中の保管状況についてや土地の所有者、あるいはそこから1 km、2 kmに住んでいる北棚塩地区、荒井地区、内匠町地区の方々への放射能濃度の高いものを仮置きすると説明をしたのか、伺います。

もう一つ、南棚塩地区は、にじいろこども園、なみえ創生小・中学校、約5 km以内の地域になります。その近い距離に放射能濃度の高いものを仮置き場に置くというのは、預けているご父兄さんに不安を与えるのではないですか、伺います。

それと、万が一、事故で運搬中のアスファルトがらが飛散した場合、どのような対応をするのか伺います。というのも、きのうの新聞で、福島県浪江町国道114号上で、汚染作業で出た除去土のうを輸送中の大型トラックの左前方のタイヤが脱輪、左側ガードレールにぶつかって3 m下の草むらに転落した衝撃で計8トンの除去土のうを詰めた積み荷の土のうフレコンバッグ5袋全てが草むらに落下した。この落下してもフレコンバッグの中身をまき散らすことはなかったんですけども、こういう事故も実際起きたということで、

例えば運んでいる間に、解除された側を通るわけですので、そういう事故があったらどう対応するのかをお伺いいたします。

あと、仮置き場とはどのくらいの期間置くのか教えてください。棚塩には焼却炉設備もあり、あの設備も延長されていることから、町民とすれば安全ですから安心してくださいと言われても信頼できないと思います。仮置きの間を伺います。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からはアスファルトがら関係の再質問についてお答えいたします。

まず、周辺、この南棚塩地区というのは、そのアスファルトがらだけではなくて、末森、室原、津島の家屋解体とか、そういう除染の土壌以外の片づけごみ等を持ってこさせていただけますということでご了解をいただいております、アスファルトの復旧に関するものも運びますということで、行政区周辺にきちんと説明して、ご理解をいただいたところです。

ただし、そのアスファルトがらにつきましては、普通の仮置きの状態よりももっとしっかり管理しなければいけないので、下をアスファルトにしたり、いろんな体制を万全にするために工事が遅れたので運ぶのが遅くなったということでもあります。なので、そこは行政区にも説明しましたし、万全の体制で管理してもらいたいというふうに考えているところです。

さらに、指定廃棄物になってからが正式な環境省の管理なんですけれども、環境省が整備する仮置き場に置くので、指定廃棄物になる前からしっかりモニタリングをして、管理してもらおうということにしております。

さらに、にじいろこども園が近いということですが、学校、こども園は定期的にモニタリングをして、周辺が影響していないということを確認して、親御さんに見てもらおうという取り組みをしたいと思っております。

また、いつ運び出すかということですが、帰還困難区域のものについてどこに運ぶかというところを今、環境省でまだ検討中ですので、我々としては早急にいつまでもずっと置かないで、運ぶようにしておりますので、よろしくお願いたします。

また、事故については、町で何か対応をするというよりも、環境省なので、昨日の事故のようなのも反省しながら、対応するようということで町では厳しく求めていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、再質問であります解体の遅

れにより対象とならなくなった単身世帯の対応についてということですが、解体につきましては、申請のタイミング等々あるのは重々わかっております。

ただ、町だけでも対応できないかということですが、制度上、全国統一の制度であることをご理解いただきたいと思います。

現在も町としては、対応につきましては、受付の申請期間の延長ということで県・国等との協議によって延長させていただいておりますので、今のところできるところはそういうことですので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほど、一番最初のご質問で、解体申請済みの方についての家屋の、固定資産税についてですが、こちらについては後ほど、町税の減免等に関する条例のほうのご提案の際に説明申し上げたいと思いますが、そちらにつきましては、申請を行っていれば、家屋に対する税の課税については減免をするという内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 終わりですか。

○2番（石井悠子君） はい、すみません。

○議長（紺野榮重君） 以上で、2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 2時15分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成31年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成31年3月6日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第11号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第12号 | 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 浪江町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第17号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第18号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第19号 | 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第20号 | 浪江町営住宅等条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 浪江町電気給電条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第23号 | ふれあいセンターなみえ条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 工事請負契約の締結について(町道小熊田宮田線道路改築工事) |
| 日程第16 | 議案第26号 | 工事請負契約の締結について(北産業団地アクセス道路整備工事) |

日程第 1 7	議案第 2 7 号	工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）
日程第 1 8	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点建築工事）
日程第 1 9	議案第 2 9 号	工事請負契約の変更について（川添ため池環境保全整備工事）
日程第 2 0	議案第 3 0 号	工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））
日程第 2 1	議案第 3 1 号	委託に関する変更協定の締結について
日程第 2 2	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 3	議案第 3 3 号	平成 3 0 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 1	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 4 2 号	平成 3 1 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 3 号	平成 3 1 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 4 号	平成 3 1 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 5 号	平成 3 1 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第 4 6 号	平成 3 1 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 37 議案第 47 号 平成 31 年度浪江町介護保険事業特別会計
予算
- 日程第 38 議案第 48 号 平成 31 年度浪江町財産区管理事業特別会
計予算
- 日程第 39 議案第 49 号 平成 31 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計予算
- 日程第 40 議案第 50 号 平成 31 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君
住宅水道課長	戸浪義勝君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	木村順一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

横山 秀樹

書 記

鎌田 典太郎

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第11号から議案第50号の一括上程、説明

- 議長（紺野榮重君） お諮りします。
日程第1、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてから日程第40、議案第50号 平成31年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思っております。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、日程第1、議案第11号から日程第40、議案第50号までを一括議題とします。
日程第1、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（吉田数博君） おはようございます。
それでは、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてをご説明いたします。
本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき平成31年度の町税等を減免するため、条例の制定を行うものであります。
詳細については、住民課長に説明させます。
- 議長（紺野榮重君） 住民課長。
- 住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第11号の1ページをご覧ください。

第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被災を受けた納税義務者等の平成31年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回制定の条例の定めるところによるものとしてございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したところでございます。

2ページをお開きください。

第3条は、町民税の減免でございます。平成30年中の合計所得金額が1000万円以下であって、被災者である個人の町民税については、400万円以下については、減免の割合を10分の10、400万円を超え500万円以下については4分の3、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円を超え1000万円以下については4分の1を減免することとしたものでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない者に対する均等割を全額免除するものとしてございます。

第4条は、固定資産税の減免でございます。土地と家屋については、地方税法で解除区域については3年間、2分の1減免となっておりますが、残りの2分の1のうちの半分をこの条例で減免するものとしてございます。法と条例の減免を合わせますと4分の3の減免となります。

なお、帰還困難区域につきましては、地方税法により課税免除となります。

第2号は、被災した住宅用地の代替として取得した住宅用地の特例について、地方税法の規定では取得期限が解除後3カ月以内としているところを平成31年度固定資産税の賦課期日まで延長するとともに、旧避難指示解除準備区域にも適用するものとしてございます。

3ページに移りまして、第3号は、第2号適用分について免税点以下相当となる場合の減免規定でございます。

第4号は、被災した住宅の代替として取得した住宅について、第2号と同様、特例適用するための取得期日の延長と旧避難指示解除準備区域への適用をするものとしてございます。

第5号は、環境省の家屋解体が賦課期日までに完了していないものについては法及び条例によるほかの減免適用後の額について全額を減免するものとしてございます。

第6号は、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償却資産については10分の10を乗じた額を減免するとしたものでございます。

4ページをお開きください。

第5条は、軽自動車税の減免でございます。賦課期日を基準として、東日本大震災による流出、避難指示区域内に放置した軽自動車について減免するとしたものでございます。

第6条は、国民健康保険税の減免でございます。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が被災者である場合は解除区域で世帯の合計所得が600万円を超える世帯を除き、全額を減免するとしたものでございます。

第7条は、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者が被災者である場合、解除区域で合計所得が633万円を超える者を除き、全額を減免するとしたものでございます。

第8条は、委任でございます。条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしたところでございます。

なお、第11号資料に概要をまとめてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第12号 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第12号 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、福島県から交付される広域的減容化事業に係る補助金を積み立てる新たな基金を設置するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は、設置の目的に関する規定で、当町の仮設焼却施設における可燃性除染廃棄物等の広域処理実施に伴い、県から新たに交付される特定原子力地域振興事業補助金について広域的減容化事業に伴う地域振興に資する資金に充てるため、当該基金を設置す

るものでございます。

第2条は、基金の積み立てに関する規定で、平成31年度、平成32年度の2カ年にわたり県から交付される特定原子力施設地域振興事業補助金、合計6億円の積み立てを予定してございます。

第3条は、基金の管理に関する規定で、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものでございます。

第4条は、運用基金の処理に関する規定で、基金の運用から生ずる収益については基金に編入するものでございます。

第5条は、繰り替え運用に関する規定で、基金に関する現金を期間及び利率等を定めて歳計現金に繰り替えて運用することができるとするものでございます。

第6条は、処分に関する規定で、第1条、設置の目的に規定する広域的減容化事業に伴う地域振興に資する基金として特定原子力施設地域振興事業補助金交付要綱に定める第1号、風評被害緩和対策事業から第7号、その他地域振興等に係る事業までの7事業の実施に関する経費に充てる場合に限り処分することができるとするものでございます。

次ページ、第7条は、委任に関する規定で、基金の管理、その他必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則として、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてをご説明いたします。

本案は、浪江町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等について定めるため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

1 ページ、1 点目、制定の趣旨でございます。浪江町における特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるために、新たに条例を制定するものでございます。現行対象施設で稼働しているものは、にじいろこども園のみとなっているところでございます。

次に、主なところでいきますと、第3条でございます。1ページ、第3条で、利用者負担額について認定区分ごとに別表に定める額としております。

別表でございますけれども、3ページに記載があります。金額につきましても、現行の認定こども園条例に定める額と同額としているところでございます。

それから、第6条及び第7条関係でございます。1ページ、2ページにまたがりませんが、保育所を利用した際の利用者負担額についてもこの条例で利用者負担額を適用するものとしております。

3点目でございますけれども、2ページの中段から附則がございます。附則の第2項といたしまして、浪江町立こども園条例の一部改正を附則でうたっております。保育料の規定が浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例、いわゆる本条例に盛り込まれることから、浪江町立認定こども園条例の一部改正をするものとしているところでございます。

浪江町立認定こども園条例の新旧対照表が、議案第13号資料の2ページから記載されております。関係でございますと、第11条9のところでもこども園条例のほうでは、認定こども園の保育料は別表1に定める階層区分に応じた保育料を納付しなければならないといたしております。別表第1が3ページに記載されておりますけれども、新といたしまして、第11条を認定こども園を利用する子どもの保護者等は浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例に定める利用者負担額を納付しなければならないとしたところでございます。これによって、新のほうで別表第1を削るとしたところでございます。

3点目でございますけれども、施行期日として、公布の日から施行するとしているところでございます。ご審議のほどよろしく願います。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第14号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第14号 浪江町個人情報保護条例の一部改

正についてご説明いたします。

本案は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い等について適切な個人情報保護対策を実施するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第14号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第14号の資料のほうをご覧くださいと思います。

資料の1ページ、2のほうの改正の概要でございますが、第2条の定義規定の改正が主な改正事項でございます。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等により個人情報の定義が改正され、個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたことによる個人情報の定義規定の改正及び要配慮個人情報の定義規定の追加を行うものでございます。

次に、2ページの条例新旧対照表をご覧ください。

2ページの第2条第1項第1号の個人情報の定義規定でございますが、次のいずれかに該当するものをいうと改正しております。

まず、アですが、改正前旧条例では第6条第3項に規定されていた電磁的記録の定義をこの規定に移動しまして、定義を整理したものでございます。「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」の後に「文書、図画若しくは電磁的記録」、次ページ2行目に移りますが、「に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」というのを追加したものでございます。

次に、3ページのイでございますが、個人識別符号が含まれるものを追加する改正でございます。個人識別符号とは政令で定められておりまして、具体的にはDNAの配列とか顔認識のデータとか指紋認識データとか旅券番号とか運転免許証番号などの情報が該当します。

次に、第1号の2、要配慮個人情報の定義を追加するものでございまして、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれるものをいう。」と定められたものでございます。

第6条第3項及び第4項の改正は、第2条の改正により文言を整理したものでございます。

議案に戻りまして、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上です。

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会の設置に伴う当該協議会委員及び平成31年度から町の非常勤の特別職として地域おこし協力隊員を設置するため、所要の改定を行うものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

- 議長（紺野榮重君） 総務課長。

- 総務課長（山本邦一君） それでは、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

議案第15号の資料のほうでご説明申し上げます。

改正の概要でございますが、別表中に児童福祉法の規定に基づく要保護児童対策地域協議会を設置するため委員を追加、また地域おこし活動や地域協力活動を行う地域おこし協力隊員を追加する改正内容となっております。

それでは、条例の新旧対照表の7ページをご覧ください。

7ページの下から2段目に、要保護児童対策地域協議会委員、月額5000円を追加するものでございます。

次に、10ページ、一番最後でございますが、浪江町地域おこし協力隊員、月額16万6600円を追加するものでございます。

議案に戻りまして、施行期日ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬

酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法第25条の2に基づく規定に基づく要介護・児童福祉対策協議会の設置に伴う当該……。

大変失礼しました。16号と勘違いをいたしました。改めて説明を申し上げます。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の通勤手当の額の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案の16号資料によりご説明申し上げます。

福島県人事委員会勧告に基づく職員手当の改正でございます。給料、期末手当等の改正につきましては、平成30年12月議会において議決をいただいておりますが、今回は通勤手当の改定となります。

下段の条例新旧対照表をご覧ください。

第12条第2項第2号の規定ですが、通勤手当の上限規定を条例で定めておりました、旧が「4万6500円を超えない範囲内で規則で定める額」となっておりますのを改正後については「5万9900円を超えない範囲内で規則で定める額」と改正するものでございます。ガソリン価格の変動や職員の通勤事情等を踏まえ、上限額の引き上げとなっております。これまで80km以上は一律とされていましたが、規則にて通勤距離区分を85km、90km、95km以上と細分化いたしまして、長距離の通勤者に対応することとしたものでございます。

議案に戻りまして、施行期日ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案……。

失礼しました。無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸与等に

関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又は連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する法令の規定により、地方公共団体に帰属した財産のうち、当該政令の施行前から引き続き集落等の団体が管理しているものについて、許可地縁団体へ譲与することができるため、所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第17号資料によりご説明を申し上げます。

改正の概要でございますが、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条の普通財産の譲与又は減額譲渡の規定に、第5項として認可地縁団体への財産の剰余を追加するものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条に第5号として、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令第2条第2項の規定により、本町に帰属した財産のうち、「当該政令の施行の前から引き続き地縁による団体が管理しているもの」に「当該地縁による団体であって、地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けたものに譲与するとき」を追加するものでございます。

条例改正の背景といたしまして、行政区等が自主的に保有、管理している土地等にもかかわらず、登記が表題部しかなく、また所有者が総持ちまたは一村総持ちなどとなっているため、当該土地の所有権保存登記または所有権移転登記ができない問題が発生しております。

一方で、これらの土地についてはポツダム政令により、名目上、市町村に帰属するとされていることから、認可地縁団体名義への所有権の移転登記を円滑に行うため、他自治体の条例を参考に、今回、本条例の普通財産の譲与又は減額譲渡の規定に認可地縁団体への財産の譲与を追加するものでございます。

議案に戻りまして、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第18号 災害弔慰金の支給等に

関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） それでは、議案第18号資料によりご説明いたします。

1、改正の経緯でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正され、平成31年4月1日に施行されることに伴い、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から当該条例の一部改正を行うものであります。

なお、災害援護資金についてですが、都道府県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により負傷または住居、家財に被害を受けた世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため350万円を上限として貸し付ける制度であります。

次に、2、主な改正内容ですが、（1）貸付利率の軽減であります。被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率について年3%から無利子に引き下げるものです。

（2）保証人につきましては、現行どおり保証人を立てなければならぬこととしております。

（3）償還方法の拡充については、借受人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うため、月賦償還の方法を追加いたします。

（4）延滞利率につきましては、市中金利の動向等を踏まえまして、年10.75%から年5%に引き下げるものであります。

次に、裏面、2ページの新旧対照表をご覧ください。

上から利率、第14条では、災害援護資金は無利子といたします。

保証人につきましては、新たに第15条として、第1項では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならぬこと、第2項では、前項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担すること、その保証債務は違約金を含むことの条文を追加いたします。

償還等、第16条第1項では、月賦償還を追加し、第3項では、施行令第8条で保証人規定が削除されたことによる保証人の部分を削

除し、当該条ずれ部分を繰り上げます。以下条文は繰り下げます。

1 ページに戻っていただきまして、最後の施行期日につきましては、平成31年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第19号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案の説明の前に、先ほどの発言の訂正をさせていただきますと存じます。

先ほど、議案第17号の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてと発言すべきところを無償貸与と発言をいたしました。正しくは貸付でございます。訂正をお願いいたします。

それでは、議案第19号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、児童福祉手当法の一部改正に伴うひとり親家庭医療費助成事業に係る適用所得年の切りかえ時期の改正を行うほか、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第19号につきまして議案第19号の資料によってご説明いたします。

1 点目でございます。制定の趣旨でございますけれども、児童扶養手当法の一部改正に伴い、適用を受けておりますひとり親家庭医療助成事業にかかわる適用所得年の切りかえ時期について改正するほか、必要な規定の整備をするものでございます。

資料2 ページをお開きください。

第2条の表の改正でございます。こちらはひとり親家庭の定義に関する改正となっております。8号のほうに「父又は母」が「母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号第10条第1項）の規定による命令を受けた児童」を追加するものでございます。

それから、第4号関係でございます。

3 ページのほうに移りまして、第4号関係といたしまして、児童扶養手当法の一部改正に伴いまして、適用所得年の切りかえ時期を旧条例の中で4月1日としているところを10月1日と改正したものでございます。

それから、4 ページでございますけれども、こちらは「中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と法律の名称が変わったことによる改正でございます。

条例のほうに戻りまして、施行期日でございますけれども、公布の日から施行するとしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第20号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第20号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町営住宅の管理を適切に行うため、共同施設の維持管理に係る費用の徴収について所要の改正を行うものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第20号資料によりご説明をさせていただきます。

資料の2、主な内容でございます。

第2章、町営住宅の管理で、第21条、入居者の負担義務について追加をさせていただくものです。町営住宅の共同部分、踊り場や階段など、またエレベーターなどの入居者の共通の利益を図る設備の維持管理費用について共益費として家賃とともに町が徴収することができることとする規定を追加するものであります。ここでの維持管理費用につきましては、光熱水費を予定しております。

2ページをご覧ください。新旧対照表になります。

第21条の第2項に、町長は、前項各号の費用のうち入居者の共通の利益を図るために必要と認められるものを共益費として入居者から家賃と共に徴収することができる、第3項として、16条の規定は「共益費の徴収及び納付について準用する」、これを追加させていただきます。16条の規定というのは、家賃の納付と同じ対応をさせていただくというようなことでございます。

議案に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するとさせていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第21号 浪江町電気給電条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第21号 浪江町電気給電条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町災害公営住宅太陽光発電等設備工事の完了に伴い、幾世橋住宅団地に太陽光発電による電気を供給する住宅団地を追加するため、所要の改正を行うものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第21号資料によりご説明をさせていただきます。

2の主な内容でございます。

別表1、新旧対照表をご覧ください。2ページをご覧ください。

新旧対照表の中で、現在は幾世橋住宅団地Aの22戸が対象となっておりますが、今回は幾世橋住宅団地Bの63戸について名称及び所在地並びに戸数について追加をするものであります。新しいほう、23番から85番までが幾世橋住宅団地Bの追加になります。

議案に戻りまして、3ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとなります。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第22号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第22号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、ふれあいセンターなみえクラブハウスの管理等に関し、浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

議案書下段に提案理由のほうを掲載させていただいております。ふれあいセンターなみえクラブハウスは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の余震により半壊となっていることから、当該施設を解体することとしたため、所要の改正をするものでございます。

第22号資料をお開きください。資料2ページでございます。

第6条、使用料といたしまして、中段にふれあいセンターなみえクラブハウス、会議室と旧表のほうにあるもの、こちらを削る内容となっているものでございます。

施行期日でございますけれども、公布の日から施行するとしたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第23号 ふれあいセンターなみえ条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第23号 ふれあいセンターなみえ条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の余震により半壊となっているふれあいセンターなみえを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第24号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第24号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港内公有水面埋め立てに伴い、地方自治法第9条の第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思っております。

まず、新たに生じることになった土地の所在地は、表左に記載の浪江町大字請戸字川原73番地の隣接する公有水面埋立地、面積2648.27㎡でございます。

編入する字名は、浪江町大字請戸字川原でございます。福島県による請戸漁港旧港の埋め立て工事第1工区が竣工したことに伴い、本町の新たな土地として確認し、大字請戸字川原に編入するものでございます。

次に、資料1をご覧ください。

赤線で囲んだ土地が請戸字川原73番地に隣接し、新たに生じる土地でございます。

資料2につきましては、それに伴い、青線で囲んだ大字請戸字川原の字界の一部を赤線のとおり変更するものでございます。

資料3は、埋め立て工事の平面図でございます。赤く着色した部分が今回新たに生じる土地となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第25号 工事請負契約の締結について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第25号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道小熊田宮田線道路改築工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道小熊田宮田線道路改築工事。

2、施工箇所、浪江町大字藤橋字大日向地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5億6160万円、うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額4160万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成32年3月31日。

資料1をご覧ください。

工事概要であります。施工延長が809.2m、道路幅員が6（10）m、道路改良工としまして、植生工が3721.8平米、側溝工が1416.7m、下層路盤工5845.2平米、上層路盤工6466.8平米、舗装工の基礎工が6449平米、表層工が6406.3平米、歩車道境界ブロック工が698.8m、区画線工実線が1797.6m、区画線工破線が364m、国道取りつけが一式、盛り土工が一式となっております。

資料1につきましては、工事平面、A3判4枚つづりを添付してあります。

資料2につきましては、入札執行の結果表となっております。
以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第26号 工事請負契約の締結について（北産業団地アクセス道路整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） まず、議案の説明の前に、先ほどの25号の締結についての説明の中で、本来であれば町道コグマダ宮田線とするべきところをオグマダと発言してしまいました。訂正しておわびを申し上げます。

議案第26号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、北産業団地アクセス道路整備工事について地方自治法第234条第1項の規定により、指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案26号議案をご覧ください。

契約の目的、北産業団地アクセス道路整備工事。

施工箇所、浪江町大字北幾世橋地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、2億844万円、うち消費税、地方消費税の額2544万円。

契約の相手方、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地の1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

工期は、議会の議決を得た日から平成31年10月31日まででございます。

次のページの議案資料をご覧ください。

この工事の工事名についてですが、北産業団地の造成工事の事業の一部として行うものであり、財源も一緒でございますので、このような工事名となったわけでございます。

工事内容といたしましては、小熊田宮田線に接するところまでの536.8mを9mの拡幅を行い、それから大聖寺の西のところまでの分を舗装及び排水管敷設工1201.1m、その他の工事内容となっております。

次のページが入札の状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第27号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第27号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第27号議案をご覧ください。

契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事でございます。

施工の箇所は浪江町大字幾世橋字知命寺地内です。

契約の方法は指名競争入札。

契約金額は8億2080万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が6080万円です。

契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地の1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶です。

工期は、議会の議決を得た日から平成32年3月27日まででございます。

次のページの議案27号参考資料をご覧ください。

この事業部分がピンク色の部分でございます。盛り土工、擁壁工などがございます。

この表のAというところ、Cというところがここにあると思えますけれども、Aというところの断面が次のページの参考資料の部分でございます。北の部分が左、そしてこれが下までつながっておりまして、下の部分までなっていると、これを横から見た断面図でございます。さらには、先ほどの参考資料1のCのところというのが、ここに、真ん中に線がありますけれども、このCのところの左、すなわち西のところからCのところの東のところまでの、これが断面図となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、参考資料4が入札の執行結果表でございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第28号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点建築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第28号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点建築工事について浪江町木材製品生産拠点施設整備事業プロポーザル審査委員会において選定事業者として決定したなみえ復興特定建設工事共同企業体代表者 東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川 聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） では、議案第28号の議案をご覧ください。

契約の目的は、木材製品生産拠点建築工事でございます。

施工の箇所は浪江町大字棚塩字赤坂地内。

契約の方法は随意契約。

契約の金額は20億2000万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1億4962万9630円です。

契約の相手方は、なみえ復興特定建設工事共同企業体代表者 福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川 聡でございます。

工期は、議会の議決を得た日から平成32年1月31日までです。

次の参考資料1をご覧ください。プロポーザルにて採択となりましたなみえ復興特定建設工事共同企業体からの提案資料の抜粋でございます。

今回の契約内容といたしましては、図面に丸つき数字で示してあります①選木機棟、②製材棟、③栈積み・栈ばらし棟、④集成材棟、⑤ボイラ棟の5棟についての基本設計及び実施設計並びに④集成材棟の建築工事が内容であります。設計に当たっての考え方として、フォークリフトとの動線や製品出荷のルートを設定した配置計画を行うこと、また産業団地の顔としての案内板やデザインの設置検討、落ち着いた色彩の採用などがございます。

次のページの参考資料2をご覧ください。

1番の事業者の選定方法、2番の事業概要はご覧のとおりであります。

3番、事業者の選定経過につきましては、(2)に記載の審査体制のとおり、6名で組織する委員会にて(3)の審査スケジュールのとおり審査を行いました。今回のプロポーザルでは(4)のとおり、1グループより提案書の提出を受け、審査したところでございます。審査の結果としては(5)のとおり、後ろのページになっておりますけれども、115点配点中81.5点であります。

4番、審査結果でございますが、今申し上げました審査を経て、なみえ復興特定建設共同企業体代表者 東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川 聡を選定事業者として決定いたしました次第でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第19、議案第29号 工事請負契約の変更について（川添ため池環境保全整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第29号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、川添ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億6956万円ですが、2669万8680円を増額し、1億9625万8680円に、また工期は平成31年3月22日ですが、延長し、平成31年3月29日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、川添ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字川添地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億6956万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1256万円。変更後1億9625万8680円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1453万7680円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、変更前、平成30年9月12日から平成31年3月22日。変更後、平成30年9月12日から平成31年3月29日。

次に、議案資料をご覧ください。

当初、青く着色していたところを対象としておりましたが、施工前の調査により、新たに緑色の部分が8000Bq以上の結果になりました。

たので、その分を増加し、対象面積が1万1556平米から1万4434平米に、機械土工としては2565立米から3358立米に増加したものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第30号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第30号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）について契約変更を行うものであります。

現在の工期は平成31年3月22日ですが、延長し、平成31年6月28日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、7344万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額544万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前が平成30年9月12日から平成31年3月22日。変更後が平成30年9月12日から平成31年6月28日です。

次に、資料をご覧ください。

工期変更の理由ですが、福島県相馬港湾建設事務所発注の港湾整備工事に遅れが生じ、関連工事間の工程調整が必要となったため、工期を平成31年6月28日まで延長するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第31号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第31号 委託に関する変更協定の締結についてご説明いたします。

本案は、公共下水道管渠災害復旧に係る建設工事委託に関する協定（その3）について変更の協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案により説明をさせていただきます。

1、件名、浪江町公共下水道管渠施設の災害復旧に係る建設工事委託に関する協定（その3）。

2、施工箇所、浪江町大字樋渡字江添ほか地内。

3、協定の方法、随意契約。

4、協定金額、変更前が1億330万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が765万1851円。変更後9248万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が685万370円。

5、協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団 理事長 辻原俊博。

6、工期、平成30年3月14日から平成31年3月31日までであります。

続きまして、議案31号資料をご覧ください。理由書であります。

理由については、契約額の変更であります。

主な変更の内容ですが、附帯工、舗装工の変更による減額、現場精査による舗装面積の減による減額が約88万円、資材費、労務単価変更等による減額、発注時の単価等見直し等に伴う減額であります。約80万円、家屋調査費の減額、家屋調査の棟数の減による減額で15棟から12棟に減したために約76万円の減、管理諸費の減額で管理諸費の実績精査による減額で約838万円の減であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第32号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第32号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（6号）について説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33億2458万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を359億9688万6000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税、目1個人、170万円の増は、滞納繰越分の収入見込み増による増でございます。以下、法人町民税、固定資産税、市町村たばこ税とも収入見込みによる増及び減でございます。

次に、14ページ、款9地方交付税、11億8677万3000円の増は、交付額の確定による普通地方交付税、397万8000円、震災復興特別交付税、11億8279万5000円の増でございます。

次に、15ページ、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、1879万8000円の減は、主に児童手当の支給額確定による児童福祉費国庫負担金、1890万円の減でございます。

同じく、目3商工費国庫負担金、3082万9000円の減は、交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定による簡易パーキング整備事業国庫負担金の減でございます。

同じく、目4災害復旧費国庫負担金、3046万1000円の増は、事業費の確定による公共土木施設災害復旧事業国庫負担金及び、次ページにございます農業施設等災害復旧費国庫負担金の増でございます。

同じく16ページ、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、8833万5000円の増は、まず、福島再生加速化交付金が主に藤橋産業団地整備事業や外部被ばく線量測定検査事業等の確定により、1億4091万2000円の減、東日本大震災復興交付金が請戸水産加工団地整備事業補助金等の確定により2億9903万9000円の増、被災者支援総合交付金が生活支援バス運行事業、スクールバス等運行事業等の確定により6979万1000円の減によるものでございます。

同じく、目5商工費国庫補助金、1億1747万6000円の減は、交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定によります自立帰還支援雇用創出企業立地補助金の減でございます。

次に、17ページ、目6土木費国庫補助金、5388万7000円の減につきましては、主に事業費の確定によりますスマートコミュニティ構築事業補助金、4487万5000円の減でございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金、3億9090万円の減につきましては、主に原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、3億9316万4000円の減で、河川敷竹木除去事業、防犯パトロール事業等の確定による減でございます。

次に、18ページ、款14県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、2138万9000円の減は、主に災害弔慰金支給額の確定等による災害救助費等県負担金、1593万8000円の減でございます。

同じく、目4 商工費県負担金、1660万3000円の減は、交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定によります簡易パーキング整備事業県負担金の減でございます。

次に、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、1190万1000円の減は、主に19ページに記載がございます福島県応急仮設住宅維持管理費事業補助金の確定によります災害救助費等県補助金、1182万9000円の減でございます。

同じく、19ページ、目4 農林水産業費県補助金、7420万円の減につきましては、主に事業費の確定によります営農再開支援事業補助金、5417万1000円の減でございます。

同じく、目5 商工費県補助金、4億9964万9000円の減につきましては、主に20ページに記載がございます交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定によります避難地域復興拠点推進交付金、4億6268万円の減でございます。

同じく、20ページ、目7 教育費県補助金、1000万円の減につきましては、支給額の確定によります被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の減でございます。

次に、項3 委託金、目1 総務費委託金、1210万4000円の減は、主に事業費確定による福島県知事選挙費、1184万8000円の減でございます。

次に、21ページ、款15財産収入、項2 財産売払収入、目2 不動産売払収入、1254万2000円の減は、主に幾世橋分譲地売払収入の確定による減でございます。

次に、款17繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金、2億円の減につきましては、財源調整による繰り入れ減でございます。

同じく、目2 浪江町復旧・復興基金繰入金、6億4730万4000円の減は、交流・情報発信拠点施設整備事業や水産加工団地整備事業等の事業費確定による繰り入れ減でございます。

同じく、目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金、3億4497万7000円の減は、防災集団移転促進事業や水産共同利用施設整備事業等の事業費確定による繰り入れ減でございます。

次に、22ページ、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金、13億65万5000円の減は、水産加工団地整備事業や南産業団地整備事業等の事業費確定による繰り入れ減でございます。

同じく、目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金、4億3732万4000円の減は、交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定による繰り入れ減でございます。

同じく、目10公共施設維持基金繰入金、6000万円の減は、庁舎改修事業の事業費確定による繰り入れ減でございます。

次に、23ページ、款19諸収入、項5雑入、目1雑入、1億418万8000円の減は、主にプレミアム付商品券販売額の確定によります販売金、5500万5000円の減並びに賑わい回復支援事業補助金、3000万円の減などでございます。

次に、款20町債、項1町債、目1臨時財政対策債、2億7189万5000円の減につきましては、地方債の新規借り入れを防ぐため、全額補正減いたすものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、事業費の確定による減額あるいは不用額の整理などを行っております。項目が多いため、主なもののみ説明させていただきます。

まず、24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、2831万8000円の減につきましては、主に派遣職員の赴任旅費等旅費で1120万円の減、次ページにあります職員宿舍借り上げ料等使用料及び賃借料、1547万1000円の減でございます。

同じく、25ページ、目2文書広報費、2542万8000円の減は、主に広報なみえ印刷費等印刷製本費650万円の減や通信運搬費で882万4000円の減でございます。

次に、26ページ、目の5財産管理費、5651万4000円の減は、主に本庁舎改修工事費の確定による工事請負費、4600万円の減でございます。

同じく、目6仮庁舎管理費、1469万7000円の減は、主に需用費、400万円、委託料、619万7000円など二本松事務所管理経費不用額の減でございます。

同じく、目7企画費、9億2054万5000円の増は、主に28ページに記載があります積立金、9億4825万2000円の増で、まず、震災復興特別交付税の補助裏措置分の積み立てに係ります浪江町復旧・復興基金積立金、6億4921万3000円の増及び請戸水産加工団地整備補助金（第2期分）に係ります東日本大震災復興交付金基金積立金、2億9903万9000円の増でございます。

同じく、28ページ、目9自治振興費、1549万4000円の減は、主に地区集会施設修築等事業費補助金、1000万円の減でございます。

同じく、目10財政調整基金費、2億円の増につきましては、地財

法の規定に基づく財源調整による積み立て増でございます。

次に、31ページ、項4 選挙費、目3 福島県知事選挙費、1197万1000円の減は、開票立会人報酬ほか選挙執行経費不用額の減でございます。以下、32ページにあります浪江町町長選挙、33ページ、浪江町議会議員補欠選挙とも選挙執行経費不用額の減でございます。

次に、37ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童措置費、1567万円の減は、児童手当の不用額の減でございます。

次に、38ページ、項3 災害復旧費、目1 生活支援事業費、8038万円の減は、主に臨時職員賃金、1445万4000円の減や自動車運転委託料等委託料不用額、4465万4000円の減でございます。

次に、40ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 保健事業費、1213万1000円の減は、主に41ページに記載がございます胃がん検診委託料等委託料不用額、612万円の減でございます。

次に、42ページ、目9 放射線健康管理対策費、5203万5000円の減は、主に内部被曝検査等業務委託料等委託料不用額、4226万3000円の減でございます。

次に、43ページ、款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費、1790万円の減につきましては、主にいこいの村なみえ宿泊管理システム構築委託料、1200万円の減及び備品購入費、500万円の減でございます。

次に、44ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業振興費、1607万8000円の減につきましては、主に地域農業活動推進事業補助金の確定等によります負担金補助及び交付金、1598万8000円の減でございます。

同じく、目6 営農再開支援事業費、5417万1000円の減は、主に野生鳥獣侵入防止柵購入等に係ります消耗品費、1982万3000円の減及び営農再開支援事業補助金の確定による負担金補助及び交付金、3491万3000円の減でございます。

同じく、目7 有害鳥獣対策費、1215万8000円の減は、主に有害鳥獣捕獲隊報酬不用額、1000万円の減でございます。

次に、45ページ、項2 農業土木費、目1 農地保全管理費、1400万円の減は、農地保全管理工事に係ります測量設計委託料不用額の減でございます。

次に、項3 林業費、目1 林業振興費、1946万8000円の減は、主に林地台帳原案編集業務委託料等委託料不用額、1945万9000円の減でございます。

次に、46ページ、項4 水産業費、目1 水産振興費、6億8725万3000円の減は、主に水産共同利用施設設計業務委託料等委託料、1億

2356万8000円の減及び水産加工団地造成工事請差等工事請負費で5億5235万円の減でございます。

次に、47ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、4億1300万円の減につきましては、交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定に伴います避難地域復興拠点推進交付金基金積立金の減でございます。

同じく、目2商工振興費、3575万8000円の減は、主に町外仮設店舗施設解体等工事費、2400万円の減及び町内再開事業者等光熱水費補助金不用額、1000万円の減でございます。

同じく、目3観光費、3066万3000円の減は、賑わい回復支援事業補助金の補助団体直接交付による減など、負担金補助及び交付金の減でございます。

次に、48ページ、目6交流・情報発信拠点施設整備事業、6億7192万7000円の減につきましては、主に事業費の確定によります造成工事費等工事請負費で1億718万3000円の減、用地取得に係る公有財産購入費、2億6705万1000円の減及び物件移転に係る補償、補填及び賠償金、2億2530万7000円の減でございます。

同じく、目7企業誘致促進費、3億1229万5000円の減は、主に棚塩産業団地不動産鑑定業務委託料等委託料、4770万円の減、次ページでございます南産業団地用地取得等に係る公有財産購入費、1億8297万7000円の減、同じく立ち木補償等に係る補償、補填及び賠償金、7364万8000円の減でございます。

同じく、49ページ、目8事業再開帰還促進事業費、9197万4000円の減は、主にプレミアム付商品券販売額の確定による商品券交付金、8250万7000円の減でございます。

次に、50ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、2412万9000円の減は、道路の除草管理等を行う道路維持管理委託料等委託料不用額の減でございます。

同じく、目3道路新設改良費、7億5994万円の減につきましては、主に請戸住宅団地へのアクセス道路として整備を行っております請戸漁港小高瀬迫線ほか道路改築工事費確定によります工事請負費、5億6296万円の減及び用地取得に係る公有財産購入費、9966万3000円の減でございます。

次に、項3河川費、目1河川総務費、1億6442万5000円の減は、河川竹木除去を行う河川環境整備委託料不用額の減でございます。

次に、51ページ、項4都市計画費、目5防災集団移転促進事業費、2億6095万8000円の減は、主に移転元用地取得に係る公有財産購入費、2億5795万8000円の減でございます。

同じく、目6まちづくり整備事業費、4969万8000円の減は、主に住宅改修相談窓口委託料等委託料不用額、3746万8000円の減でございます。

次に、52ページ、目7スマートコミュニティ事業費、6931万8000円の減は、主に電気自動車充電設備設置工事不用額等工事請負費、3565万2000円の減及び電気自動車購入に係る備品購入費、3118万5000円の減でございます。

次に、53ページ、項5住宅費、目2復興公営住宅費、3195万7000円の減は、主に請戸住宅団地造成工事費確定による工事請負費、2000万3000円の減及び用地取得に係る公有財産購入費、509万3000円の減でございます。

次に、54ページ、款9消防費、項1消防費、目4防災対策費、9456万2000円の減は、主に次ページに記載がございます浪江町防犯業務委託料等委託料、9160万5000円の減でございます。

次に、56ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、2360万円の減につきましては、主に次ページに記載がございますスクールバス運転委託料など委託料、1750万円の減でございます。

次に、58ページ、項4幼稚園費、目2幼稚園振興費、1000万円の減につきましては、幼稚園就園奨励費不用額の減でございます。

次に、項5社会教育費、目1社会教育総務費、1686万4000円の減につきましては、主に地域公共施設整備事業計画策定業務委託料等委託料、1598万3000円の減でございます。

次に、59ページ、目2文化財保護費、2631万3000円の減につきましては、主に公共事業埋蔵文化財試掘調査委託料の不用額、2630万3000円の減でございます。

次に、60ページ、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費、2627万円の減につきましては、主に道路橋梁施設災害復旧工事費の確定によります工事請負費、2427万円の減。

次に、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費、1500万円の減につきましては、農業用施設等災害復旧工事費の確定によります減でございます。

次に、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表は、継続費の補正でございます。

まず、変更といたしまして、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産加工団地造成工事施工管理業務から、次ページがございます災害復旧事業満開橋までの10事業につきましては、工事発注後の契約額あるいは工事の進捗等に合わせ、記載のとおり、総額及

び年割額を変更するものでございます。

次に、廃止といたしまして、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、交流・情報発信拠点施設造成工事施工管理業務につきましては、工事発注が年度末になったことに伴い、今年度発注の必要はなくなったため廃止するものでございます。

款 8、土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、道路整備事業一里壇大町線 1 工区につきましては、次年度施工を計画しておりました 2 工区の用地取得が進み、1 工区、2 工区、合わせて次年度施工するため廃止するものでございます。

次に、9 ページ第 3 表は繰越明許費の補正でございます。変更といたしまして、款 6 農林水産業費、項 4 水産業費、事業名、泉田川ふ化施設水源等調査事業につきましては、調査業務委託の契約額に合わせ、繰越設定額を減額するものでございます。

次に、追加といたしまして、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、携帯電話等エリア整備支援事業につきましては、本年度整備を計画しております携帯鉄塔 5 カ所のうち 3 カ所の整備について用地取得等計画策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款 6 農林水産業費、項 4 水産業費、事業名、水産共同利用施設整備事業（上架施設）から水産共同利用施設整備事業（沈殿槽）までの 3 事業につきましては、水産共同利用施設建築工事が地中支障物撤去のため、次年度まで工期延長になったこと並びに相馬港湾事務所発注の港湾整備工事が遅れ、関連工事間の工事調整が必要となったことに伴い、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、南産業団地整備につきましては、用地取得等計画策定に時間を要し、年度内完了が困難になったため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、10 ページ、表 4 は地方債の補正でございます。

臨時財政対策債、2 億 7189 万 5000 円の借り入れについて、地方債の新規借り入れを控えるため廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで10時50分まで休憩といたします。
(午前10時35分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時50分)

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第33号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第33号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5956万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5460万3000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、議案第33号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1200万円を減額するものであります。減額の理由は、未申告者の解消によるものであります。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金2億5123万6000円を減額するものであります。これは国庫補助金の交付見込み額によるものであります。

次に、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金461万5000円を増額するものであります。これは県補助金の交付見込み額によるものであります。

続きまして、7ページをご覧ください。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金99万7000円を減額するものであります。これは保険基盤安定負担金等の交付決定によるものであります。

次に、款8諸収入、項3雑入、目7特定健康診査等負担金5万7000円を増額するものでございます。これは過年度の国庫負担金等の交付決定によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費58万円を増額するものでございます。これは福島県国保連合会が行う共同電算処理業

務の処理件数等の増加に伴い手数料を増額するものであります。

次に、項2 徴税費、目1 賦課徴収費52万5000円を減額するものであります。これは実績見込みによるものであります。

次に、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費1億8600万円を減額及び目2 退職被保険者等療養給付費2447万円を減額するものであります。これはともに被保険者の減少に伴い療養諸費を減額するものであります。

9ページをご覧ください。

款3 国民健康保険事業納付金、項1 医療給付分、目2 退職被保険者医療給付費分47万3000円の減額でございます。

次に、項2 後期高齢者支援金等分、目2 退職被保険者後期高齢者支援金当分18万6000円の減額でございます。

次に、項3 介護納付金分、目1 介護納付金分7万6000円の減額でございます。これら全て国民健康保険事業費納付金の決定による減額でございます。

10ページをお開きください。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査費68万8000円の減額でございます。これは特定健康診査事業の受診者の減少等に伴い、委託料を減額するものでございます。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金1億2399万6000円の減額でございます。これは国庫支出金の償還金へ充てるため減額するものでございます。補正後の基金残高見込み額は17億124万2000円となります。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金1億2399万5000円の増額でございます。これは過年度の調整交付金の償還金でございます。

次に、項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金461万5000円の増額でございます。これは仮設津島診療所運営に対する特別調整交付金分の増額に伴い、拠出金を増額するものであります。

11ページをご覧ください。

最後に予備費5233万7000円を減額するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第24、議案第34号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第34号 平成30年度浪江町直営診療施設事

業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2756万3000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） それでは、議案第34号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目1仮設津島診療所収入127万2000円の減、目2浪江診療所収入1580万円の増。これは本年度収入見込みによる補正でございます。

次に、項2諸検査等収入、目1仮設津島診療所収入58万円の増、目2浪江診療所諸検査等収入194万円の増。これはインフルエンザ予防接種料等でございます。

次に、7ページをお開きください。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1仮設津島診療所手数料30万円の減、目2浪江診療所手数料87万8000円の増。これは本年度収入見込みによる補正でございます。

次に、項2使用料、目1仮設津島診療所使用料1万9000円の増。これは自動販売機設置の施設使用料でございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1仮設津島診療所雑入5万6000円の増。これは容器代の増額見込によるものでございます。

失礼しました。

次に、款3県支出金、項1……

[何事か呼ぶ者あり]

○浪江診療所事務長（掃部関久君） ええ、順番ちょっと間違いました。失礼しました。

款3県支出金、項1県補助金、目1仮設津島診療所補助金851万4000円の減、目2浪江診療所県補助金1647万8000円の減。これは医師委託料、医療機器保安委託料、遠隔画像診断委託料、医薬品代金等の減額による補正でございます。

次に、8ページをお開きください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1事業勘定繰入金461万5000円の増。これは僻地医療調整交付金、実績報告による増額補正でございます。

次に、款6 諸収入、項2 雑入、目1 仮設津島診療所雑入5万6000円の増。これは容器代の増額見込みによるものです。

次に、9 ページをお開きください。

歳出のご説明をいたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 仮設津島診療所管理費266万1000円の減。主なものは節13委託料218万円の減で、医師委託料等の支出見込みによる減額補正でございます。

次に、目2 浪江診療所管理費214万円の減。これは主に節7 賃金360万円の不用額減額補正等によるものです。

次に、款2 医業費、項1 医業費、目1 仮設津島診療所医業費585万3000円の減。これは節11需用費、医薬材料費549万7000円、医療機器借り上げ料35万6000円の不用額減額補正でございます。

最後に、予備費797万8000円の増額は、財源調整によるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第25、議案第35号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第35号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2777万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2884万8000円とするものです。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第35号につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。

7 ページをお開きください。

歳入補正予算です。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 公共下水道受益者負担金45万9000円の増で、新規接続に伴う受益者負担金の増額です。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 公共下水道使用料355万円の増で、使用料見込みに合わせた増額です。

款4 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金1143万7000円の減、目2 基金繰入金1184万5000円の減で、いずれも額の確定及び事業精算見込みによるものです。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入943万6000円の減で、国道114号線拡幅第2工区工事に伴う下水道管渠移設事業費の精算に伴うものです。

款7国庫負担金、項1国庫負担金、目1災害復旧事業費国庫負担金93万9000円の増で、額の確定によるものです。

続きまして、9ページをお開きください。

歳出補正予算です。

目2下水道建設費2021万4000円の減で、主なものは15工事請負費の管渠築造工事、国道114号線拡幅第2工区工事に伴う下水道管渠移設工事費の精算によるものです。

目3下水道維持管理費603万5000円の減で、主なものは節13委託料の施設の維持管理委託費など事業精算見込みによるものです。

目4下水道災害復旧費145万3000円の減で、権現堂、北幾世橋地区の下水道災害復旧工事に係る節22補償、補填及び賠償金の水道管移設補償費等の事業額確定に伴う減額です。

続きまして、4ページをお開きください。

繰越明許費補正です。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が国道114号下水道管渠移設事業であります。県の国道114号線道路拡幅の第2工区工事に伴い、支障となる下水道管の移設を行う事業であります。移設工事の実施設計が完了したことに伴い、事業費を1748万1000円減額し、3500万9000円とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第26、議案第36号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第36号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ742万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5268万円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第36号につきましてご説明させていただきます。

事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入補正予算です。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金637万3000円の減、目2基金繰入金176万5000円の減、いずれも額の確定によるものです。

款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入46万2000円の増で、平成30年 3 月分の東京電力の賠償金支払いに伴うものです。

款 7 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農業集落排水処理施設 分担金25万3000円の増で、新規接続に伴うものです。

続いて、7 ページをお開きください。

歳出補正予算です。

款 1 農業集落排水事業、項 1 農業集落排水事業、目 2 農業集落排 水建設費375万円の減、目 3 農業集落排水維持管理費391万1000円の 減は、事業費精算見込みによる減額です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第27、議案第37号 平成30年度浪江町介護 保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第37号 平成30年度浪江町介護保険事業特 別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6601万円を減 額し、歳入歳出予算の総額を29億5489万3000円とするものでありま す。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） それでは、議案第37号について歳入歳 出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

6 ページをお開きください。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料167万 5000円の減は、今年度の保険料賦課見込みによる減額であります。 節内での増減は、普通徴収から特別徴収へ納付方法を変更したこと によるものです。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金138万 円の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

項 2 国庫補助金、目 2 地域支援事業交付金（総合事業）442万5000 円の減並びに目 4 災害臨時特例補助金2271万9000円の増、目 5 保険 者機能強化推進交付金280万6000円の増は、各種交付金及び補助金 の交付見込みによるものです。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付 金6615万8000円の減並びに目 2 地域支援事業費支援交付金 4 万6000 円の減は、社会保険診療報酬支払金からの変更決定によるものです。

款 5 県支出金、項 1 県負担、目 1 介護給付費負担金292万2000円

の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

8ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金958万8000円の減は、歳出の保険給付費の減額並びに目5その他一般会計繰入金240万6000円の減は、歳出の総務費の減額に対応するため、一般会計からの繰入金を減額するものです。

款9諸収入、項1雑入244万4000円の減は、介護予防支援マネジメントによる国保連からの歳入見込みによるものです。

10ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費等240万6000円の減は、節12役務費109万8000円の減で主なものは手数料106万2000円の減、認定調査の主事意見書作成手数料並びに節13委託料130万8000円の減は、訪問調査委託料で支出見込みによるものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費2318万2000円の減並びに目6居宅介護サービス計画給付費112万8000円の増、項7特例居宅介護サービス給付費90万6000円の増、11ページに移りまして、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費4989万5000円の減、目5介護予防サービス計画給付費556万3000円の減は、各種サービス費の給付見込みによるものであります。

次に、12ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項5居宅介護支援事業費、目1介護予防支援事業費244万4000円の減は、節13委託料で介護予防支援業務委託料の支出見込みによるものです。

款5基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金280万6000円の増は、今回の歳入、保険者機能強化推進交付金の部分を積み立てるものです。

款6予備費1375万円の増につきましては、歳入歳出の調整であります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第28、議案第38号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第38号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万8000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を8918万4000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 議案第38号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料291万4000円を増額するものであります。これは現年度賦課分を計上してございます。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金456万8000円の減額及び目2保険基盤安定化繰入金5万6000円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費376万2000円を減額するものであります。これは後期高齢者医療システム借上げ料の確定による減額でございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金299万3000円の増額であります。

最後に予備費として82万9000円を減額してございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第29、議案第39号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第39号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で900万円の増額、水道事業収益的支出で1510万円の増額並びに水道事業資本的収入で1億6560万8000円の減額、水道事業資本的支出で1億5600万円の減額をするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 説明書によりご説明をさせていただきます。

ます。

8ページをお開きください。

上の表、収益的収入であります。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益で900万円の増で、水道使用料の増加に伴う増額であります。

続きまして、下の表、収益的支出であります。

款1水道事業費用、項1営業費用、目6資産減耗費で1510万円の増で、水道管移設工事による固定資産除却費であります。

続きまして、9ページをお開きください。

上の表、資本的収入であります。

款1水道事業資本的収入、項2工事負担金、目1工事負担金で3060万8000円の減で、国道114号改良工事に伴う水道管移設補償分になります。翌年度の補償契約に伴い、本年度の計上分を減額いたします。

次に、項4補助金、目1補助金で1億3500万円の減で、請戸住宅団地配水管工事分になります。翌年度工事予定のため、本年度計上したものを減額いたします。

続きまして、下の表、資本的支出であります。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費で1億5600万円の減で、請戸住宅団地配水管工事、満開橋配水管工事設計分になります。こちらも先ほど同様、翌年度以降に工事予定のため、本年度計上分を減額いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第30、議案第40号 平成31年度浪江町一般会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第40号 平成31年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を395億7100万円と定めるものであります。前年度当初予算に対して66億2600万円、20.1%の増となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金67億993万9000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金14億5869万円、被災者支援総合交付金2億9370万1000円などを計上し、全体で84.4%増の94億7258万3000円となっております。

また、県支出金は、福島再生加速化交付金25億1640万円、営農再開支援事業補助金5億2985万5000円、福島県市町村特定原子力施設

地域振興事業補助金 3 億円などを計上し、全体で31.5%減の46億2221万3000円となっております。

繰入金では、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金102億2831万7000円、浪江町復旧・復興基金繰入金47億3076万1000円などを計上し、全体で14.5%増の173億8946万9000円となっております。

歳出予算につきましては、買い物環境の整備費など、これまでまいてきた復興の種が芽を出し始めるものとなりました。また、「町のこし」のために必要な施策を重点化した予算といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、人件費において復興業務に従事する任期付職員の増、新規借り入れの抑制による公債費の減などがあり、前年度から大きな増減はなく、全体で28億3651万8000円となっております。

投資的経費では、ため池の放射性物質対策事業37億2756万4000円、木材製造拠点整備事業33億1200万円、南産業団地整備事業28億8734万3000円、交流・情報発信拠点整備事業10億6847万6000円などの補助事業で203億9730万4000円の計上となっております。

また、単独事業としましては、乾燥調整貯蔵施設整備の単独分や請戸漁港への放射性物質検査機器の導入費など、2億401万7000円の計上、災害復旧事業費においては、道路橋梁施設災害復旧費として8985万円を計上し、投資的経費全体では28.8%増の207億2835万1000円となっております。

その他の経費につきましては、道路や河川の環境維持事業 6 億4743万円、営農再開支援事業 4 億9736万9000円、プレミアムつき商品券の発行やイベント実施を初めとする事業再開・帰還促進事業 4 億2385万7000円、住宅団地や産業団地整備に係る上水道整備のための上水道事業への補助金 2 億4715万5000円のほか、投資的経費の増加に伴う国県支出金の基金積立金の増により、全体で14.2%増の160億613万1000円となっております。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、平成31年度一般会計歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

平成31年度一般会計歳入歳出予算額は、395億7100万円、増減額66億2600万円、伸び率20.1%の増であります。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は5億9949万4000円、増減額5233万6000円、伸び率9.6%の増で、課税基準の見直し等により町民税 3 億5025万円、固定資産税 1 億8214万4000円

計上してございます。

地方交付税は62億3402万2000円、増減額21億1708万8000円、伸び率51.4%の増で、普通交付税19億5004万5000円、特別地方交付税42億8397万7000円を計上してございます。特別交付税のうち、震災復興特別交付税は福島再生加速化交付金事業等の補助裏措置分の増等により41億8109万5000円となつてございます。

国庫支出金は94億7258万3000円、増減額43億3699万7000円、伸び率84.4%の増で、主に福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金等を計上しております。対象事業として、ため池等の放射性物質対策事業やカントリーエレベーター整備事業のほか、町内の防犯対策、道路河川整備費等となつてございます。

県支出金は46億2221万3000円、増減額21億2582万4000円、伸び率31.5%の減で、主に木材製造拠点整備事業に係る福島再生加速化交付金、営農再開支援事業補助金等を計上してございます。

繰入金は173億8946万9000円、増減額22億120万4000円、伸び率14.5%の増で、主に浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金、浪江町帰還環境整備交付金基金等からの繰入金で、昨年から継続して整備を進めております水産加工団地や産業団地整備事業、その他ため池等の放射性物質対策事業等の財源として繰り入れしてございます。

町債につきましては、臨時財政対策債2億2698万8000円を計上してございます。

次に、2ページをご覧ください。

自主財源、依存財源別の財源構成でございますが、町税や繰入金等の自主財源の合計は186億3200万8000円、増減額22億9050万9000円の増で、構成比47.1%となっております。地方交付税や国県支出金等の依存財源については209億3899万2000円、増減額43億3549万1000円の増で、構成比52.9%となっております。

次に、一般財源、特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は80億7460万8000円、増減額21億9338万円の増、構成比20.3%であります。特定財源は314億9639万2000円、増減額44億3262万円の増、構成比79.7%であります。

3ページは、財源構成を円グラフであらわした表でございます。

次に、4ページをご覧ください。

目的別歳出の構成について、主なものを申し上げますと、総務費は99億9665万7000円、増減額26億8350万8000円、伸び率36.7%の増で、主にため池等の放射性物質対策事業やカントリーエレベーター整備事業等の実施に伴う浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還環境整

備交付金基金等の積み立て増により増加してございます。

民生費は25億2088万2000円、増減額218万円、伸び率0.1%の増で、前年度とほぼ同額の予算額となっております。

衛生費は10億4480万2000円、増減額6147万7000円、伸び率6.3%の増で、主に請戸住宅団地及び南産業団地水道施設整備事業等の増により増加してございます。

農林水産業費は78億1900万5000円、増減額35億1411万3000円、伸び率81.6%の増で、主にため池等の放射性物質対策事業やカントリーエレベーター整備事業等の増により増加しております。

商工費は104億2246万4000円、増減額4億2765万9000円、伸び率4.3%の増で、主に南産業団地整備事業や木材製造拠点整備事業等の増により増加しております。

土木費は48億7925万6000円、増減額2億3284万6000円、伸び率5.0%の増で、主に小熊田宮田線道路改築事業や一里壇大町線など道路整備事業等の増により増加しております。

消防費は16億2610万8000円、増減額3億8212万6000円、伸び率30.7%の増で、主にデジタル防災行政無線整備事業等の増により増加しております。

次に、性質別歳出の構成であります。人件費や扶助費等の義務的経費につきましては28億3651万8000円、増減額65万円の増で、職員数の増等により人件費が増加し、地方債の新規借り入れ抑制により公債費が減少しております。

普通建設事業費等の投資的経費は207億2835万1000円、増減額46億3211万円、伸び率28.8%の増で、主に各産業団地整備や水産加工団地整備、ため池等の放射性物質対策事業等の実施により増加してございます。

その他の経費については160億613万1000円、増減額19億9324万円、伸び率14.2%の増で、ため池等の放射性物質対策事業やカントリーエレベーター整備事業等に伴う浪江町帰還環境整備交付金基金等の積立金の増により増加しております。

5ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比であらわしたグラフでございます。目的別では、商工費、総務費、農林水産業費、土木費等の順になってございます。

次に、6ページからは一般会計当初予算における主要事業について予算科目ごとに記載してございます。主な事業につきまして、新規事業や事業費の多いものについて申し上げます。

まず、総務費では、番号2、タブレットによるきずな再生事業7354万9000円、番号5、デマンドタクシー運行事業4531万8000円、

番号8、こちらは新規事業で請戸住宅団地の地デジ共聴施設整備事業3399万円、同じく番号9、請戸住宅団地光ファイバー網整備事業4239万2000円、7ページ、番号12、町内コミュニティーの再生を推進する町内コミュニティー再生事業6498万円などがございます。

次に、民生費につきましては、番号3から番号5までが復興公営住宅や町内でのサポートセンター運営事業といたしまして、3事業合計886万6000円、番号6は、新規事業で介護関連施設整備事業4178万9000円。

次に8ページ、番号9は、屋内遊び場整備事業3008万5000円、番号10は、認定こども園の運営費として1636万9000円などがございます。

次に、9ページは、衛生費でございまして、まず、放射線不安対策等として番号6、環境放射線モニタリング事業2094万1000円、番号7、除染検証委員会事業93万5000円、番号8、ガンマカメラ測定事業1903万5000円、10ページ、番号16は、新規事業でございまして、請戸住宅団地等への水道施設整備事業2億2451万円などがございます。

次に、11ページは、農林水産業費でございます。番号4は新規事業で、カントリーエレベーター整備事業7億4657万1000円、番号9、ため池等放射性物質拡散防止対策事業37億2756万4000円、12ページ、番号13、こちらは新規事業で、請戸漁港水揚げ水産物の放射性物質検査事業1784万8000円、番号17、水産加工団地整備事業10億6067万6000円などがございます。

次に、13ページ、商工費では、番号6、新規事業で町内買い物環境整備事業6000万円、番号9、交流・情報発展拠点整備事業10億8945万、番号11、南産業団地整備事業28億9171万3000円、14ページは、番号13、棚塩産業団地整備事業19億6268万5000円、番号14は、木材製造拠点整備事業33億1200万円などがございます。

次に、15ページ、土木費におきましては、番号1、道路の除草や補修等を行います町道維持管理事業5億4145万3000円、番号3、小熊田宮田線道路改築事業4億549万5000円、番号5、請戸住宅団地アクセス道路等3路線整備事業として14億8719万円、16ページ、番号20、請戸住宅団地整備事業7億1888万6000円などがございます。

次に、17ページ、消防費におきましては、番号2、防犯カメラや防犯パトロールによる防犯体制強化事業7億479万3000円、番号4、防災倉庫を含む防災拠点整備事業1億7748万6000円などがございます。

次に、教育費では、番号4、なみえ創成小・中学校等の運営や児

童・生徒の就学支援等を行う学校運営事業 1 億 4467 万 6000 円、18 ページ、番号 7、新規事業としてふれあいセンターなみえ周辺再整備を行います復興まちづくり支援施設整備事業 3962 万 2000 円、番号 8、請戸小学校の震災遺構整備事業 7379 万 1000 円などがございます。

その他の事業につきましては、事業ごとに記載しております事業概要をご確認いただくようお願いいたします。

次に、22 ページをご覧くださいと思います。

地方債の現在高状況でございます。平成 30 年度末現在高見込み額は 27 億 1999 万 3000 円に対しまして、平成 31 年度末現在高見込み額は 25 億 5239 万 1000 円、1 億 6760 万 2000 円の減を見込んでございます。

その下、債務負担行為の状況でございます。平成 30 年度棚塩産業団地整備事業その 2、20 億 6600 万円、請戸水産加工団地整備事業補助金その 1、8 億 8776 万 1000 円を新たに設定したため、平成 30 年度末現在高見込み額は 30 億 9577 万 5000 円でございます。さらには、平成 31 年度請戸水産加工団地整備事業補助金その 2 として 3 億 7362 万 5000 円を設定し、平成 32 年度以降支払予定額は 6 億 646 万 5000 円となります。

次に、予算書をご覧くださいと思います。

11 ページになります。

第 2 表、継続費の設定でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、本庁舎改修工事第 2 期 3 億 7000 万円から次ページにあります請戸住宅団地整備事業 7 億 2639 万 8000 円までの 12 事業につきましては、平成 31 年度、平成 32 年度の 2 カ年事業、または平成 33 年度までの 3 カ年事業として実施するため、総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、13 ページ、第 3 表、債務負担行為の設定につきましては、請戸水産加工団地整備事業補助金その 2、3 億 7362 万 5000 円でございます。こちらは整備完了後の交付となるため、平成 32 年度までの債務負担行為として設定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第 31、議案第 41 号 平成 31 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 41 号 平成 31 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成 31 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会

計予算の総額を107万1000円と定めるものであります。よろしくお
願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第32、議案第42号 平成31年度浪江町国民
健康保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第42号 平成31年度浪江町国民健康保険事
業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額
を37億1572万6000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、議案第42号 平成31年度浪
江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算資料によりご説明をいたします。

19ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税であります。上位所得層世帯に係る現年
度課税分として4760万6000円を計上してございます。

次に、国庫支出金7億4775万9000円、前年度と比較しますと1億
5284万7000円の減額となります。これは東日本大震災に伴う東京電
力福島第一原子力発電所事故に関して、被災地域の国保の被保険者
に対する保険税及び一部負担金の免除措置に国から財政支援される
災害臨時特例補助金等の減額によるものでございます。

次に、県支出金26億1317万3000円、前年度と比較しますと1億
773万円の減額となります。これは国保制度改革により医療給付費
の給付に要する額及び被保険者数の動向等を踏まえて県から交付さ
れる保険給付費等交付金の減額によるものであります。

次に、繰入金2億9716万4000円、前年度と比較しますと1277万
9000円の減額で一般会計からの繰入金であります。

次に、繰越金1000万1000円、前年度と同額の計上で、これは前年
度の歳計剰余金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

初めに、総務費であります。4937万7000円、前年度と比較しま
すと814万9000円の減額であります。総務費の主なものは人件費等
であります。

次に、保険給付費28億1450万9000円、前年度と比較しますと1億
6388万4000円の減額であります。

次に、国民健康保険事業費納付金 7 億 5586 万 6000 円、前年度と比較しますと 9798 万 2000 円の減額であります。これは町が国保の被保険者から保険税を収納し、県に対して納める納付金であります。

次に、保険事業費 3614 万 3000 円、前年度と比較しますと 1170 万 8000 円の増額であります。これは浪江町国民健康保険第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき実施する特定健康診査等事業費であります。

次に、諸支出金 1130 万 7000 円、前年度と同額の計上であります。

最後に、予備費として 4851 万 3000 円を計上してあります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第 33、議案第 43 号 平成 31 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 43 号 平成 31 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成 31 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を 3 億 3905 万 7000 円と定めるものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） それでは、議案第 43 号についてご説明いたします。

予算資料の 19 ページ、お願ひいたします。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

診療収入 8911 万 7000 円、対前年比 818 万 9000 円の増額で、内訳は外来収入 8499 万 2000 円、諸検査等収入 412 万 5000 円であります。

次に、使用料及び手数料 147 万 8000 円、対前年比 2 万 9000 円の減額で、診断書等の文書料であります。

次に、県支出金 1 億 7671 万 8000 円、対前年比 2810 万 4000 円の増額で、福島県地域医療復興事業補助金であります。

次に、繰入金 6665 万 5000 円、対前年比 2018 万 3000 円の減額で、内訳は一般会計繰入金 5665 万 5000 円と事業勘定繰入金 1000 万円であります。

次に、繰越金 500 万円は前年度の歳計剰余金であります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

初めに、総務費 2 億 6079 万 2000 円、対前年比 2063 万 8000 円の増額で、診療所の運営費等であります。

次に、医業費 7326 万 5000 円、対前年比 958 万 4000 円の減額で、医

薬品等の購入費であります。

最後に、予備費として500万円を計上しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 11時49分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 11時49分）

○議長（紺野榮重君） ここで昼食休憩のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前 11時49分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時00分）

○議長（紺野榮重君） 日程第34、議案第44号 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第44号 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の総額を6億7157万7000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第44号について歳入歳出予算資料によりご説明をいたします。

20ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

使用料及び手数料960万2000円で、前年比660万円の増です。内訳は、町内事業者等の下水道使用料であります。

国庫支出金1億760万6000円で、前年比1億760万6000円の増です。内訳は、権現堂・北幾世橋地区の下水道災害復旧工事に係る国庫負担金であります。

繰入金4億7936万5000円で、前年比6629万3000円の減です。内訳は、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

諸収入は6500万1000円で、前年比2834万円の減です。内訳は東京電力からの賠償金です。

次に、歳出についてご説明いたします。

公共下水道事業 3億7985万1000円で、前年比1億5377万6000円の増です。主なものは浪江浄化センター等の施設維持等に係る経費、下水道維持費 1億8230万6000円及び下水道災害復旧工事に係る経費、下水道災害復旧費 1億71万1000円です。

次に、公債費 2億8172万6000円で、前年比493万4000円の減です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第35、議案第45 平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第45 平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を604万円と定めるものであります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第36、議案第46号 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第46号 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の総額を4635万9000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 議案第46号のご説明の前に、1件説明の訂正をさせていただきたいと思ひます。

議案第44号 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についての説明で、繰入金 4億7936万5000円で、前年比6629万3000円の減と申し上げましたが、実際は増であります。大変失礼いたしました。おわびして訂正をさせていただきます。

続きまして、議案第46号についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

20ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

使用料及び手数料60万2000円で、前年比24万円の増です。内訳は、町内事業者等の農業集落排水使用料であります。

繰入金4475万3000円で、前年比539万6000円の減です。内訳は、一般会計繰入金基金繰入金であります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

農業集落排水事業2338万9000円で、前年比515万4000円の減です。

次に、公債費2197万円で、前年とほぼ同額となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第37、議案第47号 平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第47号 平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を29億7209万7000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 歳入歳出資料によりご説明いたします。

21ページの上をお開きください。

歳入についてご説明いたします。

保険料1229万6000円、前年度比247万9000円の減で、こちらは第1号被保険者の介護保険料で普通徴収分431万8000円、特別徴収分797万8000円です。

次に、国庫支出金14億2753万7000円、前年度比1億151万2000円の増で、主なものは介護給付費負担金4億4085万8000円、災害臨時特例補助金6億3786万8000円です。

次に、支払基金交付金6億8988万2000円、前年度比2155万4000円の増で、第2号被保険者の介護保険料に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

続いて、歳出についてご説明いたします。

総務費1億644万2000円、前年度比で271万2000円の減で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査費です。

次に、保険給付費24億6544万7000円、前年度比5984万3000円の増で、これは介護サービス利用に係る給付費です。介護給付費につきましては、地域密着型介護サービス給付費で増加の傾向がありますが、最近の介護認定者数の増減幅が余りないこともあり、保険給付費全体的には前年度並みとなっております。

次に、地域支援事業費 1 億 2065 万 5000 円、前年度比 2569 万 2000 円の増で、主な事業は、介護予防生活支援サービス事業、地域包括支援センター運営事業で、地域包括ケア体制を構築するための事業を実施してまいります。

次に、諸支出金 2 億 4322 万 8000 円、前年度比 585 万 5000 円の増で、主なものは利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う利用者負担相当額について本事業から支払いを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第38、議案第48号 平成31年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第48号 平成31年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を349万9000円と定めるものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第39、議案第49号 平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第49号 平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を8412万3000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、議案第49号についてご説明いたします。

予算資料によりご説明を申し上げます。

21ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料、これは上位所得層世帯の現年賦課分として1810万2000円を計上しております。前年度と比較しますと840万4000円の増額となっております。

次に、繰入金6501万2000円、前年度と比較しますと616万9000円の減額となっております。これは後期高齢者の保険料軽減特例の見直し等に対しての一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

初めに、総務費999万6000円、前年度と比較しますと127万5000円の減額となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金7324万4000円、前年度と比較しますと361万5000円の増額となっております。これは上位所得層の保険料納付金の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第40、議案第50号 平成31年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第50号 平成31年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成31年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。

収益的収支で、収入が3億1082万2000円、支出が3億7316万4000円となります。また、資本的収支では、収入が4億9114万2000円、支出が7億1032万9000円となります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 議案第50号についてご説明をさせていただきます。

予算資料でご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

款水道事業収入、項営業収入で2670万円、対前年比1475万円の増、主なものとして給水収益です。

次に、項営業外収益で2億8411万2000円、対前年比1億39万9000円の減、主なものとして、平成30年度は、目雑収益は、東京電力の賠償金を平成29年3月分と平成29年度分12カ月分の合計13カ月分を計上しておりましたが、平成31年度は、平成30年度分12カ月分を計上しております。

また、補助金については、平成30年度は、高料金対策補助金5086万6000円を計上していましたが、平成31年度は、交付税措置がされてから町から繰入するために当初予算では計上していません。

収益的収入の合計は3億1082万2000円で、対前年比8564万9000円の減額となります。

2ページをご覧ください。

収益的支出です。

款水道事業費用、項営業費用であります。以下は目で、原水及び浄水費が6881万円で、対前年比737万8000円の減でございます。

次に、配水及び給水が2693万2000円で、委託料、修繕料等対前年比2511万3000円の減でございます。

次に、受託工事費260万円で、対前年比40万円の減でございます。

次に、総係費3702万2000円で、対前年比49万9000円の減でございます。

次に、減価償却費1億3548万円で、対前年比685万7000円の減でございます。

次に、項営業外費用では9011万円で、対前年比4156万8000円の増になります。

収益的支出合計は3億7316万4000円、対前年比632万1000円の増額となっております。

次に、3ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。

資本的収入は4億9114万2000円で、対前年比2億7070万2000円の増であります。主なものは、企業債、請戸住宅団地配水管布設等の補助金であります。

資本的支出は7億1032万9000円で、対前年比3億1049万8000円の増で、主なものは、款水道事業資本的支出、項建設改良費、目配水設備改良費で、国道114号改良、請戸住宅団地、老朽管布設替工事、下水道工事に伴う配水管工事などがございます。また、企業債償還金が1億260万円で、対前年比306万9000円の増額となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

質疑については、14日行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は、7日、8日及び12日で、各委員長が指定する場所で開催します。

時間は、9時30分からです。関係課長等につきましても、出席要

求があったときは出席願います。

14日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

なお、この後、1時30分から全員協議会室で全員協議会を開催します
ますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

（午後 1時18分）

平成31年3月 7日 (木曜日)	委員会
平成31年3月 8日 (金曜日)	委員会
平成31年3月 9日 (土曜日)	休日
平成31年3月10日 (日曜日)	休日
平成31年3月11日 (月曜日)	休会
平成31年3月12日 (火曜日)	委員会
平成31年3月13日 (水曜日)	休会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成31年浪江町議会3月定例会

議事日程(第3号)

平成31年3月14日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第11号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第12号 | 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 浪江町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第17号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第18号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第19号 | 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第20号 | 浪江町営住宅等条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 浪江町電気給電条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第23号 | ふれあいセンターなみえ条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 工事請負契約の締結について(町道小熊田宮田線道路改築工事) |
| 日程第16 | 議案第26号 | 工事請負契約の締結について(北産業団地アクセス道路整備工事) |

日程第 1 7	議案第 2 7 号	工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）
日程第 1 8	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点建築工事）
日程第 1 9	議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について（川添ため池環境保全整備工事）
日程第 2 0	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事）
日程第 2 1	議案第 3 1 号	委託に関する変更協定の締結について
日程第 2 2	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 3	議案第 3 3 号	平成 3 0 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 1	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度浪江町文化およびスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 4 2 号	平成 3 1 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 3 号	平成 3 1 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 4 号	平成 3 1 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 5 号	平成 3 1 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第 4 6 号	平成 3 1 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 37 議案第 47 号 平成 31 年度浪江町介護保険事業特別会計
予算
- 日程第 38 議案第 48 号 平成 31 年度浪江町財産区管理事業特別会
計予算
- 日程第 39 議案第 49 号 平成 31 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計予算
- 日程第 40 議案第 50 号 平成 31 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君
住宅水道課長	戸浪義勝君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	木村順一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

横山 秀樹

書 記

鎌田 典太郎

主幹 兼 次長

吉田 厚志

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

報道機関から撮影の申し出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎発言の訂正

○議長（紺野榮重君） ここで、住宅水道課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） おはようございます。

議案の第36号をご準備ください。

事項別明細書の中の6ページ、歳入、款5諸収入、項1雑入、(1)雑入について訂正をさせていただきます。

議案上程の際に、第36号 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算(第3号)についての議案の説明の中で、こちらの款5、項1雑入、目1雑入の中の46万2,000円の補正増、こちら賠償金のご説明の中で、東京電力からの賠償金平成30年3月分とご説明をさせていただきましたが、正しくは平成29年3月分でありましたので、おわびをして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより議案審議を行います。質疑については現に議題となっている事件に対して疑問点をたずねるものでありますから、質疑に徹するようにしてください。

質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案11号について何点かおただしをしたいというふうに思います。

まず、この条例そのものは、町民の95%が避難住民、町も含めて復興再生の途中、途上であります。にもかかわらず、本条例は課税の強化という条例改正案であるという立場から何点か質疑をさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） すみません。マイク近づけてください。

○16番（馬場 績君） その立場から質疑をさせていただきますが、まず第1点は、町民の所得はこれまでと比較して増加するというふうに考えているのでしょうか。もし、増加するとすれば、その根拠は何でしょうか。

それから、住民税の場合、400万円以下、400万円超の人たちは課税の対象になってくるわけですがけれども、本年度はまだ申告中ですから、前年度で対象者は何人いたのでしょうか。

それから、均等割の問題です。所得20万円以下の場合、所得税は申告の必要はありません。住民税の場合は基本的に申告が必要になるというふうにあります。そこで、均等割、町民税は3500円、県民税は1500円、この課税について均等割課税についてどうなるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、所得の問題で言うと、生活保護基準を勘案して条例の定めにより一定額以下の下記の者、未成年者、寡夫、これは男性の場合、それから障害者は125万円以下である場合は課税されないという規定がありますけれども、今回の条例ではどういう取り扱いになるのかと。

それから、住民税均等割のかからない非課税の合計所得額は幾らでしょうか。

それから、課税をしていけば当然納税できないという人も発生してくると思います。そこで、滞納に対する差し押さえはあり得るのかと。住民税滞納に対する時効は何年かということについてお尋ねしたいと思います。

それから、第4条の固定資産税の減免関係です。ご承知のとおり、建物解体が急増しております。急増しているというか、かなりの数になっております。閉会中の議案調査で、例えば住宅占用、併用、農家、その他アパートなども含めて9095棟があつて、そのうち住宅の3411棟が解体、あるいは解体申請をしていると。住宅の減少割合は37%だという数字を担当課から調べていただきました。その上で、その他の建物等の減少件数、減少割合はどうなっているのでしょうか。

当然のことながら、固定資産税ですから、宅地に対しても課税さ

れると。住宅の場合の宅地の、正確にはわからないと思いますけれども、解体に伴う減少面積はどれくらいになるのかと。

それから、次に農地の問題です。課税対象となる農地の全体面積は幾らでしょうか。

当然のことながら、この条例ではあれこれ細則は示されていないので、営農再開していない農地に対しても課税することになると思います。この営農再開していない農地に対する課税の行使について、どういう方針なのかお聞かせください。

それから、町内の各地、避難解除地域で農地に仮置き場が設定されております。仮置き場の農地などの課税はどうなるのでしょうか。

以上、何点か、住民税、あるいは固定資産税、課税方針等の関係で浪江町の現状を幾つか議案審議に必要な質問をさせていただきましたので、明快なお答えを求めたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町民の所得の増加、減少についてのお尋ねですが、明日までになります。確定申告の時期となっております。まだ増加、減少というのはちょっと傾向が見えていない状況になっております。

次に、住民税の400万円から500万円の影響のある方、前年度、今年度の課税ベースで申し上げますと、473名の方が影響が出てくるものとなります。

それから、次の均等割につきましては、町民税分で3500円、県民税で2500円となっております。この条例によりまして、400万円以下の方につきましては均等割も減免となるということになりますし、ほかの例えば400万円から500万円の75%減免の部分につきましては、その75%が減免となるということになります。

4番目の所得125万円以下の非課税となる未成年、寡夫、寡婦、障害者、この取り扱いにつきましては、条例の1条の部分で町税のそもそもの町の条例の部分でこういった方につきましては非課税という扱いとなります。

続きまして、5番目でございます。均等割合計所得は幾らかというご質問でございますが、こちらの方はちょっと計算のほうができておりませんので、大変申しわけありませんが、資料を持ち合わせてございません。

次に、6番目の納税できない方の差し押さえはあり得るのかという質問でございますが、まずは納税いただけない場合には督促状が発付ということになります。その後、電話相談、それから訪問など

によりまして納税をお願いするといった形になってまいります。最終的には差し押さえということになっていこうかと思えます。

次に、時効は何年かというご質問でございますが、地方税法18条によりまして5年が時効となります。

次に、7番目のご質問、固定資産税の解体申請をしている部分も含めまして、議員に資料のお示しをさせていただいております、その中には解体の申請をしているものも減少割合に含んでいるものということになります。

それから、ただいまの質問でございますが、その他の建物の減少割合ということですが、その部分も含まれているというようなことでお願いいたします。

続きまして、宅地の減少面積につきましては、やはり建物が解体されたとしても、底地の部分は宅地として残る部分でございますので、面積の減少はございません。しかしながら、津波被災地などの部分につきましては買い取り等を行っておりますので、町有地という形になって減少している部分もございます。

次に、農地の全体面積につきましては、合計の資料になりますけれども、全体になりますが、1257万2116平米となります。今のは田んぼになります。

それから、次のご質問でございますが、営農再開していない農地の課税の方針というご質問ですけれども、こちらは耕作の有無にかかわらず課税の方針となります。

最後に、農地、仮置き場として利用している部分の課税の考え方のご質問でございますが、こちらは農地ということで田んぼをおかりすれば田んぼ、畑ですと畑の課税ということでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の議案審議で、結論から言うと、住民税あるいは固定資産税の課税がいかにも無理かという実態が私は明らかになったというふうに思うんですね。

それで、所得については400万円から500万円ですけれども、473名。これはことしはまだ申告期間中ですから、昨年度の数字だと思えますけれども、確認をさせてください。

それから、均等割課税の基準についてはわかりました。生活保護基準についても第1条との関係では非課税だということもわかりました。

それから、住民税の差し押さえの問題ですけれども、こういう状

況でも課税するという事なので、最終的には差し押さえもあり得るということでした。差し押さえについて、税法から言えばそれは適法な手段だというふうに考えているのかどうかと。適法だから最終的には差し押さえするという、そういう考えなのかと。

その上で、第1点目の問題で、町民の所得傾向について、去年の数ではあるけれども、今年度については先ほどの課長答弁だと、増加傾向にはないというお答えでした。町民の生活実態がそうであるにもかかわらず、やはり課税すると。所得の増加は望めないという状況にあるにもかかわらず課税するののかどうかと。

それから、建物解体に対する課税の問題については、これも建物解体で減少はしておりますけれども、底地も含めて課税すると。これもあるものに対しては税金を取ることになると、まさに裸の羊からさらに毛をむしるというやり方ではないかというふうに考えますが、どういうふうに考えているのでしょうか、お聞かせください。

それから、農地についても、営農再開していない農地、今12万5000平米というのは全体の面積だと思いますけれども、一部、一般質問では営農再開が6haという答弁がありましたけれども、営農再開していない農地に課税するという事についても、全く農地としての価値はゼロ。利用価値はゼロ。それでも課税すると。そうすると、震災前と課税に踏み切る4月1日以降では課税の原理原則が私は変わってくるのではないかと。わかりますか。農地は作付して、もちろん休耕もあったけれども、作付して有効利用してこそ農地ですよ。99.4%が言ってみれば農地の役割を果たしていないということに対して課税するという事について、町民に対して合理的な説明ができるのかどうか、町の考えをお聞かせください。

それから、私もこれが議案調査していて、仮置き場についてはどうなるのかなと。全くこれも農地として本来の用途、本来の目的は果たしていないわけです。しかし、課税。その場合、仮置き場だという現状確認ができた場合、全体としては災害減免が私は該当すると思うんだけど、仮置き場については課税ゼロ、災害減免、そういう対象になるのではないかというふうに私は思うんですけども、そのことについてどういう検討をなされたのか、お聞かせください。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず、1番目のご質問ですが、400万円から500万円の間の473人の所得はいつの所得なのかということのご質問ですが、こちらは平

成30年度現在賦課しておりますものでして、中身としましては平成29年中の所得となります。

次に、差し押さえの関係でございますが、納税の公平性というものもございます。納めていただいている方との公平性も保たなくては行けませんので、最終的に差し押さえという形にならないように、丁寧にご説明をしながら納税いただくということで考えております。

それから、課税の所得の減少するというようなお話でしたが、先ほどもお答えしたとおり、今現在、明日までになります。確定申告の最中でございます。所得が確定いたしますのは今年の6月でございますので、まだ増加するのか減少するのかということはまだちょっと申し上げられないような状況でございます。

それから、建物の解体後の底地の部分の課税の関係でございますが、底地の部分についても課税の対象とさせていただきたいと考えております。

次に、農地の営農再開されていない部分が99.4%あるということで、課税の原理原則に反するのではないかとというご質問でございますが、こちらは耕作の有無にかかわらず、所有されている場合かかってくるものということで認識をしておりますので、こちらについてもお願いをしたいというふうに考えております。

最後に、仮置き場の農地の利用の部分につきましては、これは国の方で借り上げをしております。農地の転用とかそういうものも要らないもので、最終的には農地に復元するといったものでございますので、こちらにつきましても農地の課税ということでさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） やっぱり現状を冷静に見た場合、やはり課税することがいかに合理性がないかということは今の答弁でもなお明らかになったと思うんです。

例えば、仮置き場の問題。これは最終的には復元されるので課税の対象だと。それはそうでしょう。永久的に仮置き場になっているわけじゃないわけだから。しかし、農地の現状からすれば、農地の体をなしていないわけですよ。全く別の目的に、しかも国の事業に協力していると。にもかかわらず、将来的に復元されるんだから、あるものは課税すると。これは江戸時代の課税がどうだったかわかりませんが、余りにもやり方がひど過ぎるという端的な例だと思うんです。これは少なくとも除外する方向で検討すべきだと

いうふうに思います。

同じく農地についても再開をしたかどうかは関係ないんだということですが、これは目の前にある税法からすれば、町の立場はそうでしょう。しかし、帰還者も少ない、営農再開の意思もない、そういう状況において未再開の農地に課税する不当性は、国だってわかっているわけですよ。わかっているから50%減免しているわけでしょう。残り50%を何とか地方自治体の判断で何とかしろというのが国の考えかもしれないけれども、私は残りの50%についても現状からすれば課税の客観的条件は満たしていないということは、原発災害の特有の問題として十分説明し得る問題ではないかというふうに思います。もちろん町としては課税の減免継続も求めてきたというふうに言われるかもしれませんが、しかしこの条例が通れば課税されるわけです。全く農地としての価値がある意味ではゼロに等しいのに、土地の評価に基づく評価で課税されるということは、私は圧倒的多数の町民は納得できないというふうに思うんです。

町長、これ、条例は示されているわけだけれども、現状からすれば全く課税方針が無理な行政行為だということはおわかりいただけると思うんです。町長は全員協議会で課税再開に対する町の考え方を3点示されました。公平性の観点から、あるいは町民の納税意識を醸成する観点から、課税を再開すると。しかし、公平性というのであれば、もちろん先ほど課長が答弁されたように、納めている人がいるということとの関係で公平でないという判断もできるかもしれないけれども、そうではなくて、全く町民の圧倒的多数の生活再建もできない、農地の利用もできていないということからすれば、まさに政策減免が継続されるべきだと。課税することこそ公平性を欠くというふうに思うんですけれども、町長は3つの観点から課税を示されたわけだけれども、改めて実態を踏まえてどういうふうに考えているかお答えください。

それから、差し押さえの問題も同じことですが、できるだけ納税をしてもらうように努力をして、差し押さえしないようにしたいという思いはあるでしょう。しかし、差し押さえすると。これも生活がゼロ、ある意味では行政ベースによる固定資産の評価は一定額あるかもしれませんが、価値はゼロのものに対しての、あなたは何度督促したけれども、督促にも応えない。したがって差し押さえする、赤紙を張る。これは果たして通用するのでしょうか。町民が納得するのでしょうか。差し押さえするしかないという課長の答弁もありましたけれども、果たしてこういう流れで差し押さえするということについて、町民は納得するというふうに考えているか

どうか、改めてお尋ねします。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 16番議員の質問にお答え申し上げます。

平成29年3月31日に避難解除が一部地域を除いて解除されたわけですが、その避難解除に当たっての最大の課題は、やはり避難解除の時期だったと思います。そういった意味で、その後の解除後の課題は固定資産税のことだと認識をしております。また、皆さんもそうだと思います。

そうした中で、課税の減免については復興特別交付金等によって補填をされてきたわけですが、現在この状況においても国に要望を続けてきたわけでありまして、なかなか補填の財源が担保されない状況が生まれております。そういった意味で、私にとっては非常に力不足だと考えております。

しかしながら、一般質問でも、あるいは各地区の座談会においても、涙の要請も受けました。非常に心の痛む場面もございました。しかし、総合的な判断に基づくならば、やはりこの時期において納税の醸成意識も必要だと思っておりますし、前回一般質問でも述べたように、3つの事柄についてどうしても避けて通れない、そういう判断のもとに非常に苦渋の選択をして、今回条例案の上程をしたわけでありまして、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。

仮置き場の関係、少なくとも除外すべきではというご質問ですが、こちらにつきましても農地の形で課税をさせていただきたいという方向で考えてございます。

それから、最後の差し押さえの関係でございますが、しっかりと状況など、納付の関係のその人の生活の状況なども聞きながら、1回にとは行かなければ分納などしていただくような形で、納税の公平性というのもしっかり保たなくてははいけませんので、そういった面で丁寧にさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） それでは、討論をさせていただきます。

大震災原発事故から8年が経過した今も、ほとんどの町民は避難を

強いられ、明日をも知れない日々の暮らしの不透明さとの戦いが今もって継続していることは言うまでもありません。こういう状況下で住民税の課税免除額500万円から400万円に所得額を一方的に引き下げる減免条例は、町民不在の町政であると断言せざるを得ません。

また、今後の税の取り扱いについては白紙であることから、計画性のない条例を理解することは到底できるものではありません。町は町民に対し、今後の税のあり方、方向性を示す必要があると考えております。

さらに、国は復興集中期間を5年、復興創生期間を5年と定めていることから、あと2年は復興創生期間であり、2年の中で議論すべきものと考えております。

また、固定資産税については、原発事故により資産価値が低下している現状を理解した上での課税なのか、甚だ疑問であります。このような資産価値の低下を招いた東京電力、国が財政を負担すべきものであり、町民が負うべき時期は帰還困難区域がなくなり、税の公平性が保たれた時点、いわゆる全町帰還宣言がなされた後であると考えております。

これからの生活が正念場であります。現在の生活を維持することも難しくなるのかもしれませんが、町民個々の担税力の低下も懸念されるところがあります。このような状況をつくった東京電力、国が負担すべきものであり、安易に町民に求めることがあってはならないと考えております。町民不在の一方的なこの条例を認めることは到底できないことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第12号 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、山崎博文議員。

○13番（山崎博文君） おはようございます。

議案第12号について伺いたします。

本条例は、広域的減容化事業に係る補助金を積み立てる基金設置のための条例制定ですが、棚塩地区にある仮設焼却施設において、富岡町の除染廃棄物、双葉町の埋却された家畜などを減容化、受け入れるため、平成31年度、平成32年度の2カ年で3億円ずつ交付される補助金が原資だと思います。

本基金の積み立ては、最大で6億円なのか伺いたします。

また、広域的減容化事業は2カ年度で終了する事業なのか、あわせて伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

この基金の原資となります特定原子力施設地域振興事業補助金の交付額につきましては、定額で2カ年合計6億円となっております。一旦基金として積み立て、第6条に定めます事業に充当することが認められております。

また、事業期間につきましては、基金設置から仮設焼却施設撤去後の3年までとなっております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文議員。

○13番（山崎博文君） 最大でマックス6億円ということの基金だということですね。広域的減容化事業については、これは構いません、条例と関係ありませんので。まず、最大で6億円と。

それで、この基金のただいま処分として第6条が出ました。第6条の1号、風評被害緩和対策から、7号の広域的減容化施設の立地等に伴う影響を緩和するために必要な地域振興等に係る事業までと、非常に多岐にわたって地域振興事業を展開するための資金として、非常に使いやすい。つまり、使い勝手のいい基金と理解しますが、この理解でよろしいのか伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今回上程いたしました基金条例の第6条にある処分ということで、議員おただしのように第1号から第7号、あらゆるほぼ町単事業に限りませんが、ほぼあらゆる事業に該当する事業だと認識してございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文議員。

○13番（山崎博文君） 以前から当町には本格的な高齢化社会の到来に備え、本町における福祉活動の促進及び快適な生活環境の形成等を図るため、地域振興基金が設置されています。今後、この似通った基金名の地域振興基金と、今回の広域的減容化事業に伴う地域振興基金をどう使い分けるのか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

既に設置してございます地域振興基金、こちらについては今議員おただしのように高齢福祉の向上というような目的がございます。こちらの今回の基金についての第6条の第5号にこの福祉対策事業というのがございますので、明確に現時点でどういった事業に使い分けるといふことは想定してございませんが、福祉事業に該当するような事業であれば、どちらかの基金を有効活用しながら事業を組み立てていくということになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号 浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第13号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第14号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 第2条の（1）ですね。一部個人情報、要配慮個人情報というふうにあります。ここにも書いてありますけれども、氏名、生年月日、その他の記述とありますけれども、その他の記述とは何を指すのでしょうか。
それから、個人識別符号というふうに書いてありますけれども、個人識別符号とは具体的にどういうものを指すのか。データになっていて、その中の個別具体的なものは何を指すのかということについてお尋ねをいたします。
- 議長（紺野榮重君） 総務課長。
- 総務課長（山本邦一君） それでは、要配慮個人情報の定義の中で、その他の不利益を生じないようその取り扱い等に配慮を要する記述等という部分でございますが、要配慮個人情報につきましては、通常の個人情報に比べて一段高い規律ということで法の中で規定されているところでございます。ここに人種、信条、社会的身分等々書いてありますが、そのほかに政令で定めるものとして身体障害、知的障害、精神障害等があること、また健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療、調剤情報、また本人を被疑者また被告人として逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続、そのほか保護処分等々が該当いたします。
続きまして、個人識別符号を具体的にということでございますが、

これも政令の中で細かく規定されておりまして、例えばDNAの配列、あと顔の骨格とか皮膚の色とかそういう顔の認識できるデータ、容貌関係のデータ、そのほか発声の際の声帯の振動とか声紋の開閉状況とか、そういうものでございます。あとは、指紋とかですね。そういった身体的な特徴から符号化したものとあわせまして、そのほかに預金の番号とか基礎年金番号とか免許証の番号とか住民票コードとか、そういったものも個人識別符号という形で規定がされているところがございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） その他、第2条のアのその他については詳しく答弁がありました。わかりました。

それから、個人識別符号についてもDNA配列から免許証免許番号、年金等も含めて、それは個人にとっては最も高い保護されるべき個人情報だということで、これもわかりました。

そこで2点、今答弁されたあらゆる情報は、町で把握しているという理解でよろしいのかと。これが第1点。

それから、保護されるべき情報、あるいは個人情報の保護と提供という点から、私が心配しているのは、今国会でも問題になりました全国自治体の6割が自衛隊名簿の提供に協力していないと。したがって、憲法改正というそういう話に持っていつているわけですね、安倍さんは。ということで、自衛隊に名簿を提供するという点については、この条例ではどのように判断されるのかと。私は基本的にはこういったものは個人情報だから提供するべきではないと。閲覧の請求があればという、そういう別の法律もありますから、その範囲でということにはなるとは思いますが、個人情報保護、あるいはこの条例との関係で、自衛隊に対する名簿提供を浪江町ではどのように取り扱っているのかということについてお尋ねしたいと思いません。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 1点目のこれらの個人情報について町で把握しているのかというようなご質問だったかと思うんですけども、基本的に今回の条例につきましては、個人情報の定義としてこういう部分が個人情報ですよというグレーゾーンをなくすという意味で、その定義を明確化した改正でございますので、そういう意味で町で把握しているのかというご質問でございますが、町で取り扱っている個人情報もありますし、町で取り扱っていない情報もあるのかと考えております。

あと、2点目の自衛隊に名簿を提供する場合の取り扱いはどういう

こととありますが、今回の個人情報の改正、あくまでも個人情報は今までですと定義として生存する個人であって、その情報に氏名とか生年月日とかそういう個人を識別することができるものについては全て個人情報という定義でございましたので、自衛隊の名前というのは当然個人情報という取り扱いにはなるかと思っています。あとは、法にのっとって提供するか、提供しないかという判断になるかと思っています。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 自衛隊に対する名簿の提供について、浪江町ではどのように対応しているのかということについては、お答えがありませんでした。それが1つね。これ最後ですから。

それで、要するに個人情報保護という関係から言えば、自衛隊に対する名簿の提供についても個人情報が保護されるべきだという認識だということによろしいのかどうかということですね。

それから、この条例の中にある保護されるべき情報の中には、ここには答えがなかったけれども、町で把握しているものもあるし、把握していないものもあるということですね。それは行政の対応としては、把握している個人情報についてはこの条例にのっとって、保護されるべき情報として住民の基本的な人権を保護するという立場だというふうに理解しましたけれども、そういう認識でよろしいのかどうか。

○議長（紺野榮重君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時58分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時59分）

○総務課長（山本邦一君） 1点目のその自衛隊の名簿の提供でございますが、法にのっとりましてその提供について対応しているということとさせていただきます。

2点目の保護されるべきではないかということとさせていただきますが、これについても法にのりつつ対応とっております。

町の最終的な個人情報についてのスタンスということとさせていただきますが、今回の条例改正においても要配慮個人情報等については特に個人の同意なくはできないというような規定になっていきますので、その辺の取り扱いをしっかりと守って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第15号の、これは資料でなくてもいいんですね。議案改正の別表の中で、要保護児童対策地域協議会委員、日当5000円が新たに付け加わるということですが、簡単なことで失礼なんですけれども、町の所管はどこになるんでしょうか。

それから、地域協議会そのものは、新たに付け加えられたんだから新設だとは思いますがけれども、協議会そのものの活動は今回初めてなのかどうかと。それから、いま一点は養護児童は浪江町の場合、何名いるのかと。その児童らに対する対策と活動はどのように行われているのかということについてお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 要保護児童対策地域協議会に関してお答えいたします。

所管ですけれども、教育委員会事務局となっております。

それから、新設かどうかということですが、以前にこういった同じようなものがあつたかどうかはちょっと定かではございませんけれども、今回、新たに制定する予定であります。

要保護児童の数、何名いるのかということでございますけれども、

まずその要保護児童の定義でございますけれども、保護者のない児童またはその保護者に監護をさせることが不相当と認められる児童といった定義となっております、そのケース的にそういったケースが出てきて、初めてその人数が確認できるといったようなものとなっております。

現在のところでございますけれども、浪江町内のほうではこういったケースは出てきておりませんで、避難先のほうで今年度途中まで、12月の段階のまでの間で11件ほどケース的にはあったところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 活動内容でございますけれども、避難先の関連するその児童相談所だったりとか、あるいはその子供を預けている施設からのケースについての報告があった場合について、関係各課、健康保険課だったり当課においてそういった内容の精査を行った後に、関連する保健福祉事務所、それから児童相談所と協議のもと、そういった対応策についての協議を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 避難先で11件ほど確認されているということだから、浪江町でも対象となる児童案件があるということですね。

私は、特に今、児童虐待がやっぱり大きな社会問題になっているということなので、改めて要保護児童対策地域協議会のその活動、実態把握も含めてですけれども、非常に社会的にも重要だというふうに考えております。

そこでなんですけれども、今答弁がありました11件は是正されたのかどうかと。町内の協議で解決されるものもあれば、私は事案によってはやっぱり児相、児童相談所との機密な連携も必要だというふうに考えます。

したがって、11件の詳しい中身についてはお聞きしませんけれども、私としてはやっぱりそれだけ確認できているということについて、正直驚きなんですけれども、町としての対応、特に児相との関係で機密な連絡というのが非常に重要だというふうに思いますけれども、今回、新たに追加される案件ではありますけれども、現状を踏まえた改善点、あるいは町の対応ということですから、町の対応は十分行われてきたというふうに考えるかどうか。

特に、今各地で問題になっている児童虐待は、その児童相談所が、

児童相談員一人そのものが何十件と抱えているんだそうですよ。極めて多忙だと。だから、全体の体制強化を図る必要があるということなんだけれども、それを町として少なくとも11件の事案については改善をしていく必要があるというふうに思います。

単なるこれ条例改正で、費用弁償するということにとどまらないで、具体的な活動を強化すべきだというふうに思いますが、具体的な事案に対して町がどう対応してきたかと。児相の強化に対して町がどう要望しているかと。今後、協議会全体の活動についてどういう方針かという、以上3点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） まずは、11件のそれぞれのケースについて解決ができているかどうかという件についてでございますけれども、要保護児童に対するそのケースについては、非常に複雑な問題を抱えているというような感じで考えております。

全てがそこで結果が出るというわけではなくて、個々のケースについて引き続きその経過を見守る必要があると考えておりまして、そういった点では全てが解決済みとは考えておりません。今後も、個々のケースによって対応策は違ってきますけれども、引き続き関係機関とその経過を見守りながら対応を考えていかなければいけないと考えております。

それから、その具体的な対応についてですけれども、なかなか数が少なく、個々のケースを上げて、すみません、少ないか多いかはちょっとなかなか言いづらいところでございますけれども、個人がなかなか特定されるような案件になってしまうこともあって、どれがどういうふうに扱われたとかというのをここで述べるのはなかなか難しいところでございますけれども、児童虐待みたいなものも確かに存在しておりまして、そういった件についていわゆる関係機関、先ほど児童相談所と言いましたけれども、今回、要介護の協議会の中では警察、それから福祉事務所、それから医師、さまざまな委員の方を想定しておりまして、そういったところで連携しながら、解決を図っていくところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） はい。

○教育次長（柴野一志君） 発言のほうを訂正させていただきます。

要保護のところを要介護と言ってしまった。失礼いたしました。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 提案理由にも書かれてありますけれども、浪江町ではこの案件に該当するものはあるのかどうかについて確認をさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、お答えします。

現在、中浜行政区のほうから要請がございまして、総持ちの土地であるために保存登記ができないというような事情がございまして、今回の条例改正に至った経緯の一つとなっております。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 貸し付けの実態があるのかどうかということが第1点。

それから第2点としては、いわゆる東日本大震災はこの災害弔慰金支給に関する法律の事案に該当するののかどうかと。もし該当するということであれば、貸し付けの対象になるということであれば、何件ほど貸し付けしてあるのかと。

それから、災害弔慰金の利活用という言い方が適正かどうかはいろいろあると思いますけれども、この貸付制度をこれからでも申請すれば利活用できると、この条件に合致すれば該当するということになるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） まず1点目、貸し付け状況でございますが、3件ございます。

第2点目、東日本大震災に該当するかということで、この3件とも東日本大震災の分で貸し付けしております。

3点目は、現在もまだ東日本大震災分の特例分として貸し付けはしてありまして、今1件相談中という件もございます。この条例に関しては4月1日から施行するというところでございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これからでも利用できるということですがけれども、後でご相談に行ってもいいんですけれども、いわゆる東日本大震災との関係で夫婦とも職を失ったと、生活が非常に厳しいと。近々、生活保護の手続きをとるしかないかなという相談も預かっているんですけれども。

今朝来る途中、電話がありましたのは、2人とも避難したことによって収入がないので、何らかの貸付制度を利用できないかと。実は、息子の授業料の問題もあるということですがけれども、この災害弔慰金支給に関する基本的なところで、東日本大震災による被害についても、被災者についても該当になるということですから、そういう案件についても審査の対象になるのかどうかについてだけお聞きします。

それから、いま一点ありました。現在3件だと。この人たちの返済はどのようになっているかと。遅滞、延滞という問題は発生していないのかと。延滞している場合には、町としてはどういう対応をされているのかということについてお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） まず1点目、要件、5つございます。簡単に申しまして、世帯主の1カ月以上の負傷、2番目として家財の3分の1以上の損害、3番目は住居の半壊、4番目は住居の全壊、5番目は住居の全体が滅失または流失となつてございますけれども、一応ご相談に応じてという形になると思います。

この概要の中で、据え置き期間が3年で償還期間が10年ということで、償還期間だけを申しますと7年ということでもありますけれども、この3件ともにまだ償還来ていませんので、まだ滞納はありません。

以上です。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩といたします。
(午前10時21分)

-
- 議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時35分)

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第19号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 簡単なことなんですけれども、条例の第3条の(4)4号、1月から10月1日までの間に云々というふうに書いてあります。改正前は1月から7月1日までというふうに7月1日からのものが10月1日までの間にというふうに改正され、これは何か理由があるんでしょうかね。どういう理由があるんでしょうか。

- 議長（紺野榮重君） 教育次長。

- 教育次長（柴野一志君） 適用月の変更についてご説明いたします。
ひとり親家庭医療助成に関しましては、児童扶養手当法の事務と同じく、その法の基準日等を適用しておりまして、児童扶養手当法の一部改正する法律が出されておりまして、ひとり親家庭の利便性の向上、それから家計の安定を図る観点からまずその支給回数を見直すということで、支給回数が現行の年3回から年6回に増えた。それに合わせて、その適用基準月も合わせて改正されたといったところでございます。

以上でございます。

- 議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第19号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する
条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第20号 浪江町営住宅等条例の
一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
11番、松田孝司君。

- 11番（松田孝司君） この条例で追加される、簡単にちょっとお聞き
したいと思います。

町で共益費を管理して徴収するということですが、私も県の
復興住宅ではあれ入居者で管理していました。この敷地内を全部
管理するのは本当に大変です。だから、どうしてもないかなとは思
うんですけれども、この条例を見ると、共益費として維持管理費用
をどこまで見るのかなと。あれ、私の場合は、清掃用具とか、あと
集会所がある場合はカーテンから台所用品とか全部共益費で賄いま
した。あと、共同作業の場合、飲食、飲み物などにもやっぱり共益
費から使われています。だから、この敷地内で大体使うのは共益費
になっています。だから、どこまで見ているのかなとお伺いしたい
と思います。

- 議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

- 住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。
基本的に対象としましては、幾世橋集合住宅の踊り場、階段、エ
レベーター等の電気代が対象になります。

- 議長（紺野榮重君） 11番、松田孝司君。

- 11番（松田孝司君） そうなると、共益費として本来はその敷地全体
のことに使う金なんですね。まだ清掃用具とかは使うから、結局あ
れ出さないとすると、この入っている人たちで賄わなきゃならない。

だから、逆に言えば共益費というのは家賃と違って、1戸当たりみんな同じ金額になります。逆に言えば、町として決算報告も出さなきゃならないでないかと思うんですけども、どう考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 町としましては、共益費の算出方法ですが、前年度分の電気料金から太陽光発電が2基上がっていますので、その分の電気料を引いて、それを戸数割、入っていても入ってなくてもですので80戸割で割って、その端数処理をして、額を決定したいと考えております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今は完全に埋まっていると思うんでうんですけども、だんだんやっぱり経つにつれて、戸数が少なる場合があると思うんですね。6割、5割になったら、それを上乘せする場合もあると思うんですよ。だから、やっぱりある程度余裕を持って、きちんと管理していかないと、共益費というのは大変だと思います。要望でいいです。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第21号 浪江町電気給電条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第21号 浪江町電気給電条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第22号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） スポーツ施設の利用料を徴収するというのですが、2点、どれぐらいの収入を見込んでいるのかと、利用料収入を見込んでいるのかというのが1つ。
[何事かと呼ぶ者あり]
- 16番（馬場 績君） わかりました。じゃ、最後の1点だけ。議案調査が不十分だったんですけれども、使用料に対する消費税の賦課は、徴収はどういうふうにするのか、お尋ねします。
- 議長（紺野榮重君） 教育次長。
- 教育次長（柴野一志君） 使用料に対する消費税の関係でございますけれども、恐らく増税分のことを言われているのかと思いますが、現行ではこちらに上がっております施設自体が休止となっておりますので、今のところは現行のままの使用料というような形と考えております。
以上でございます。
- 議長（紺野榮重君） よろしいですか。
13番、山崎博文君。
- 13番（山崎博文君） 議案資料の新旧対照表からご質問いたします。
今回、ふれあいセンターなみえのクラブハウスを解体するため、会議室の使用料を条例から削除するというものですが、同表中の町営クラブハウス会議室、町営高瀬クラブハウス会議室の現状と今後使用可能なのかお伺いいたします。また、もし使用見通しが立たないとした場合、今回同時に削除し、一旦整理すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

まず、町営クラブハウス会議室、それから町営高瀬クラブハウスの会議室の現状でございますけれども、両施設ともに平成30年8月に調査を実施しておりまして、その調査結果でございますけれども、東日本大震災及びその後の余震並びに避難の長期化に伴う荒廃といった判定が出ております。

また、両施設の使用に当たっては、クラブハウス会議室単体ではなくて、施設が設置されているグラウンドの使用をするか否かといったところが前提となってくるのかなと考えております。

教育委員会事務局といたしましては、今後の帰還人口の推移を見ながら利用の可能性を検討すると考えているところでございます。具体的に、その使用可能かと言われれば、そういったところを総合的に判断しますと、両会議室ともに現状、今すぐ使用可能な状況にはないと考えているところでございます。

また、あわせて両施設ともに今回削除すべきだったのではないかという件でございますけれども、今回そのふれあいセンターなみえのクラブハウスだけ先に整理をさせていただくといった経緯でございますけれども、この後、ご審議いただきます平成31年度の当初予算のほうに計上しておりますけれども、ふれあいセンターなみえのグラウンドそのものですね、クラブハウスが設置されているグラウンドそのものの改修工事の設計の予定をしております、いわゆるそこだけ利用の見通しが立ったということで、今回そこだけ削除させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第23号 ふれあいセンターなみえ条例の廃止についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第23号 ふれあいセンターなみえ条例の廃止についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第24号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） これより議案第24号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第25号 工事請負契約の締結について（町道小熊田宮田線道路改築工事）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の締結について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第26号 工事請負契約の締結について（北産業団地アクセス道路整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について（北産業団地アクセス道路整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第27号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第28号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第28号は、産業建設常任委員会の所管案件であります。相当詳しく審査させていただきました、全員で。

結果、この事業の今後について現時点では見通しが立っていないということが明らかになった案件であります。

繰り返しになりますけれども、木材製品生産拠点整備事業については、本間副町長を浪江町木材製品生産拠点施設整備事業プロポーザル審査委員会の委員長として6名の委員で審議をされ、この事業者が採択されたと。事業費は20億2000万円であります。

委員会審査の中で、この木材製品生産拠点事業の今後の見通しについて審査した結果、これは委員会での審議案件として極めて重要だと、委員長判断で全員協議会でこの事業の経過と今後の見通しについてという産業建設常任委員会からの資料も全議員に配付されております。

今回の20億2000万円については、平成30年度契約分、本年度中にこれを採択しないとこの事業が継続して存続できるかどうかかわからないと。採択できないのであれば、この事業全体を国に返してもらいたいというのが林野庁の意見なんだそうです。圧力ですよ。こういう国からの、具体的には林野庁からそういう圧力がかかっている。

今後どういう問題が発生するかというと、ボイラー等、それから

選木材と、木を選ぶというやつだね、それから製材と栈積み、栈橋の栈ですけれども、栈積み、あるいは栈ばらしと、これらについて必要な事業、予算が確保できるかどうかについては、今のところ明確になっていないと。ご承知のとおり、この事業はある意味では県の鳴り物入りで推進してきた事業であります。参入業者も内定はしております。

しかし、少なくともこのボイラー等設置、いわゆるボイラー機そのものについてはJASの認定が必要だと。この認可を受けるためにも半年かかると。すぐに着手できるかどうかはわからないと。

したがって、今後、発生する事業費約5億円から6億円については財源不足が生じかねないと。生じるとは断言しておりませんでしたけれども、財源不足が生じかねないと。そうするならば、その財源はどうするんだという質疑の中で、町単独か、あるいは参入業者が負担するか、あるいは事業計画の一部撤退と色々なことが考えられる。極めて先行き不透明な案件であるということが明らかになったわけです。

そもそもは、今年度中に事業採択しないと、もう事業そのものを返還してくれという国の圧力そのものに問題があるということは前提として強調しなければなりません。

しかし、事業計画に無理があるということが、今日こういう問題に直面しているということだと思います。

したがって、公共事業として幾ら復旧復興事業とはいえ、公共事業としてこういう先行き不透明な事業を強行推進していいのかどうかというのが、現時点で極めて重大な問題であります。

したがって、本来ならばこれは全員協議会で全員で協議して、この議案について今後どうするかという協議調整も必要だったと思います。

しかし、それがなされないまま、そういう現状があるということ認識しながら今日を迎えております。

私は重大な問題だ。委員会審議の中では、これをやめるということになる、県に恥をかかせるという担当課の説明さえあったということもつけ加えておきたいと思います。

したがって、今後も約400億円からの事業、あるいは復興創生期間があと2年という中で、さまざまな無理な案件が発生してくると。その際には、事業の十分な運営見通し、そして財源確保も含めた見通しの上に事業計画を提案すべきだというふうに思います。甚だこの案件については、性急な議案上程であり、どうしても同意できないということ再度強調して、反対の討論にさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 質疑だよ。討論でねえよ、質疑だよ。
ほかに質疑ありませんか。

[何事かと呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論。じゃ、失礼しました。
ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第28号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第19、議案第29号 工事請負契約の変更について（川添ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第29号 工事請負契約の変更について（川添ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第30号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第30号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第31号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第31号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第31号 委託に関する変更協定の締結についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第32号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第32号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 何点か質問したいと思います。
まず、19ページ、19ページの自殺対策基金事業補助金についてありますが、これは目の3ですね、節の1保健衛生費補助金48万4000円の減額になっておりますが、県補助の総額は幾らだったのか

と。それから、この事業のためにどういう活動をされたのかということについてお尋ねいたします。

それから、歳出のほうに行って、27ページですね、総務費1節13の委託料で、移住定住相談窓口業務委託料、それから下の事業はまた別ですけれども、合わせて150万円の減額です。この事業の成果についてご説明をいただきたいと。それから、既に減額補正ですから発注業者も当然決定され、活動されてきたというふうに思いますが、委託先はどこかと。

それから、28ページです。28ページの目10で財政調整基金が出ておりますけれども、補正予算の配付資料もありますが、財政調整基金2億円を含めて残高は幾らになるのかと、補正後の残高は幾らになるのかと。

それから、36ページ、老人福祉費で1節13委託料です。ここに緊急通報システム事業などなど300万円ほどの減額補正ですけれども、各地に避難しておりますという立場から設置件数と、それから通報利用の件数について、それから特徴的な通報とその後の対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

関連して、緊急通報システムは、別に単身高齢者に限ったものではないけれども、単身高齢者の問題が深刻です。したがって、避難先の自治体あるいは自治会、もちろん社協も含めてどういう連携をとってきたのかということについてお尋ねをしたい。

それから、38ページに、民生費で生活支援事業の補正が計上されておりますが、ここで節の7賃金で1445万4000円の減額補正です。生活支援事業の重要性は、繰り返すまでもないと思っておりますけれども、賃金の1400万円補正減の理由は何かと。

それから、改めて生活支援員の配置について、どこに何人配置されているのかと。

それから、それらの問題について、それらの問題というのは生活支援員の活動の中で、避難者の生活支援のために主にどういう活動をしてきたのかと、どういう特徴が明らかになったのかということについてお尋ねしたい。

それから、42ページ、衛生費、目の8で災害廃棄物対策事業534万8000円の減額補正で、委託料と備品購入、委託料がほとんどで、ごみ集積庫維持管理業務料で500万円の減額補正です。災害廃棄物集積活動の実態と減額の理由についてご説明をいただきたいと。

それから、活動区域は町内だけなのか、それともそれ以外についても活動されているのか。

それから、最後ですけれども、54ページ、消防費の項の4で防災

対策費で172万3000円、ちょっと違う、ちょっと待ってくださいね。172万3000円の減額補正が出ていましたけれども、ここにはないな。それは、なしにします。

以上ですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ご質問にお答えいたします。

19ページの自殺対策緊急強化基金事業補助金でございますが、これは当初95万円でありまして、用途といたしましては、自殺防止対策のパンフレット等の作成でございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 予算書27ページの委託料でございます。移住定住相談窓口業務委託料でございます。こちらは当初90万円見込んでおりましたが、実績によりまして50万円減額で、現在の予算額が40万円となっております。

こちらについては、移住定住を希望される方の問い合わせについてでございますが、問い合わせ内容が住居に関する事、あるいは医療、買い物、復興状況、多岐にわたることとありますので、浪江庁舎内というよりは一括してそういった相談窓口を開設して、そういうお答えをするということで、委託先は、まちづくり会社なみえのほうに委託してございます。

実績としては数件問い合わせがあったということですが、移住に結びついたというような実績ということはまだないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 続きまして、財政調整基金の関係でございますが、今回、議案資料つけてございますが、この資料の1番に財政調整基金と、平成30年度補正後数値として26億4900万円という資料がございますので、ご確認いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ページ、36ページ、目の老人福祉費の委託料、緊急通報システム事業委託に関してですが、設置件数ですけれども、新規、廃棄ともにまだ異動がありますので、現在の状況ですけれども、町内で23件、町外で32件で合計で55件ということでございます。

次に、通報の利用はあったのかということですが、私の記憶では緊急的な通報はなかったと記憶しておりまして、一応この委託の事

業の報告書として、週1回程度のお元気コールみたいな形のを事業者のほうで実施しておりますので、その辺のやりとりの内容等については、こちらのほうで確認をしている状況であります。

町外についての連携であります。引き続きずっと社協により生活相談員の訪問等が行われておまして、その要支援者の名簿等も次第に同じような要支援者となっているものですから、偏ったところに行かないようにということで、満遍なくできるだけ広く回っていただけるような形でということで社協のほうには要望等をおまして、現在も継続中でございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、ページ、38ページの生活支援事業費の中の賃金について、まずはお答えをいたします。

賃金1400万円の内訳ということでございますが、当初の賃金、臨時職員の雇用といたしましては二本松事務所等各出張所を含めまして21名を予定してございました。その中で、年度の下期において6名が退職になったということで、その分が不用残ということになってございます。

次に、生活支援員の配置とその支援の活動内容はということでございます。

まず、配置でございますけれども、関東圏に7名、宮城県に2名で、県内は各交流館に2名ずつ、ですから6名と二本松事務所に2名、計17名配置してございます。

主な活動内容でございますけれども、この関東圏、宮城県と二本松事務所にいる2人の支援員につきましては、まずは電話で連絡等をおまして、主に戸別訪問を行っております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

ページ、42ページのごみ集積庫維持管理業務委託の減額部分についてお答えいたします。まずこちら復興庁の予算10分の10でやらせていただいているものでございまして、復興庁との協議の結果、今年度につきましては7基、ごみ集積庫、家庭用のごみ集積庫でございますけれども、そちらのほうを既存のものを撤去いたしまして、新しいものに交換をするといったような委託でございました。

当初は、修繕分、修繕できるものは修繕ということでしたが、修繕につきましては、協議の結果、平成31年度当初予算のほうに計上させていただいておりますので、その差額分、それから入札を行っ

た請差の分の減ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 自殺対策基金事業について、県から95万円来た。活動内容は、パンフの作成配布だと。自殺件数については把握をしておりませんが、災害関連死も含めて、孤独死も含めて避難先でさまざまな問題が起きているということはおわかりだと思います。

それで、パンフを配ればこの問題が解消できるというふうに私は考えられないんですが、自殺対策の事業そのものについてどのように受けとめているのか、どうあるべきだと考えているのか、改めてお尋ねをします。

それから、移住定住については、まちづくり会社に委託をして、成果はなかったと。当初90万円で、現在の予算は40万円だということですが、これも私は移住定住の問題はさまざまな形でやっぱり取り組みを強化すべきだと思うんですね。何件相談があったかわからないけれども、結果に結びついたものはなかったと。これも新年度も、これ継続されると思うんですが、2つ問題を指摘したいと思います。

1つは、まちづくり会社そのものの活動をやっぱりもっとこういう目的に沿った活動を強化できるように、指導するというか、検証もするし、はっきり言うと見直しもすべきだというふうに思います。そういうことをなされているのかどうかと。

それから、それと関係しますけれども、いま一つは、他町村の事例についても大いにやっぱり勉強しながら浪江町のその移住定住をどう促進させるかと、こういうこともやっぱりきちっと町民に対して議会に対して報告される内容を持つべきだというふうに思うんですよ。補正予算だから調整すればいいということではなくて、本来の事業目的に沿った活動のあり方について、ここからやっぱり酌み取るべきだというふうに私は思うんですよ。そのことについてどういうふうに考えているか、今度どう進めるかということをお聞きしたいと思います。

財調については、これも答弁はいいですが、7000万円か1億円の全くその町民不在の課税強硬というのであれば、これだけの財政調整金を生かすこういう方法も十分可能だということをおきたいと思えます。

それから、緊急通報システム、町内外で55件ということですが、

このことに関して単身高齢者の問題がさまざまな問題を抱えているという実態があるので、単身高齢者を把握しながらこの緊急通報システム事業を活用すると同時に、避難先の自治体や自治会、あるいは社協との連携をとるべきではないかということをお尋ねしましたけれども、そのことについて答弁がありませんでしたので、お答えをください。

それから、生活支援事業について、配置は各地、合わせて17名だということですがけれども、実は二本松の復興公営住宅で支援員に会いました。去年10月19日に生活支援員の間接報告、私は出席できませんでしたがけれども、中間報告会がありました。議員にも案内があったようですけれども、その後、下期の中間報告はされたんですかというふうに聞いたならば、ちんぷんかんぷんでした。

したがって、生活支援員、県内外の支援員の活動の中身について改めてやっぱり報告を求めて、問題を把握して、対策を立てるべきだということがこの補正から見えてくる問題だというふうに思いますが、どうされるかお答えをください。

それから、災害廃棄物については、これは町内についてのみの事業なのかどうかと。それから、帰還困難区域についてはどう対応されるのかということについてもお尋ねをいたします。

それから、先ほど消防費、消防防災のところちょっと見失いましたけれども、54ページ、項の3 消防施設費で172万3000円の減額があります。ここに書かれているとおりで、使用料及び賃借料については消防屯所、防火水槽、敷地借り上げ料等の減額がありますけれども、実は浪江町で仮設の、簡易のというふうに言ったらいいかな、防火水槽を設置していたと思うんですよ。その後の維持管理は、いわゆる消防施設費との関係で、どうなっているかについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ご質問にお答えいたします。

自殺対策は、パンフレットのみで十分でないことは、我々も承知しておりまして、さきの全員協議会でお示ししましたように、現在、浪江町健康づくり総合計画を策定中でございます。その中に、自殺対策計画、これも含まれておりまして、その自殺対策計画に基づいてこれからいろんな対策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 移住定住相談窓口でございますが、来

年以降も継続して実施していく予定としてございます。

そのため、今年度委託先でありましたまちづくり会社なみえのどんな相談が多かったとか、そういった内容も踏まえまして、来年度以降、相談窓口の充実等を図っていきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） さらに連携ということでございますけれども、社協のほうは、生活相談員の配置等で定期的な巡回をしております。さらには、避難先市町村の社協と連携をとっていること認識しております。

さらなる町はといいますと、町のほうは、さらなる深刻事例、例えば認知症の方の施設の入居とか、あと虐待案件等で市町村のほうから相談があった際にはそちらのほうの情報提供や、さらなる相談なども展開している状況であります。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、生活支援員についてのご質問にお答えいたします。

今後の生活支援員の活動ということでございますけれども、戸別訪問が主体となりますが、その内容的にも共有をしながら、それも全体会議等で意思統一を図りながら今後も有効な支援活動を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、このごみ集積関係の事業は、町内の部分なのかというご質問でございますが、こちらは解除されたエリアの7カ所につきまして、行ったものでございます。

また、帰還困難区域はどうなるのかというご質問だと思いますが、今現在も行っておりますが、国によりましてごみステーションに出していただいたものの回収をしております。次年度につきましても同様の形になります。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 仮設防火水槽の維持管理はということですが、消防団での管理というのはなかなか難しい状況もあり、現在は広域の消防署のほうに管理をお願いしている状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、最後のほうからやっています。

仮設の防火水槽については、現在も設置されていて、広域で管理すると。いざというときには、簡易の防火水槽も活用できるというふうに判断いたしました。消防施設については、これで了解です。

それから、ごみ集積についても、現在7カ所という答弁がありましたけれども、解体しなかったうちで、廃棄物、粗大ごみ等も含めた廃棄物の処理の問題があると思うんです。7基で足りるのかどうかということですね。増設しなくてもいいのかと。帰還者増という背景もにらみながら、見直しが必要ではないかということについてお尋ねします。

それから、支援の事業については、全く優等生の答弁でした。訪問をして、情報共有すると。それはそのとおりです。これやっぱり我々議会にとっても、県内外で生活支援員が戸別訪問をして聴取してくる情報というのは、もちろん町にとってもこれ極めて重要な情報だと思うんですよ。だから、支援員同士で情報を共有すると、あるいは担当課が共有するということは当然だけれども、やっぱり実態を把握するという意味では報告会も開いて、我々議会に対しても情報共有できるような、そういう対策を早急にとっていただきたいと。課長も3月末までというお話も聞いておりますけれども、ぜひ残りの期間でお土産を残して行ってほしいというふうに思います。

それから、これに関して賃金が私としては大幅な減少だと。6名やめたからということでもあるんですけれども、下期に6名やめて、補充されているのかどうかということですね。これは必要な事業ですので、ぜひ継続強化すべきだというふうに思います。担当課長の認識をお聞かせいただきたいです。

それから、緊急通報システムとさまざまな問題、自殺とか虐待とかということもありましたけれども、認知症の方の情報についても共有できるようにしているということで、それはそれで継続すべきだと思うんですけれども、再度質問しますけれども、老人福祉対策として単身高齢者の情報を把握しているかどうかということについてお答えがありませんでしたので、改めてお答えください。

それから、移住定住の相談については相談窓口を強化すると。これもその優等生の答弁ですよ。私は、具体的にやっぱりこういう状況だからもっともっとまちづくり会社の、この事業だけではないけれども、この事業について言えば、もっともっとやっぱり他町村の経験なんかも検証しながら、文字どおり移住定住促進に役立つようなそういう取り組みにすべきではないかという質問でした。

だから、実態は把握されていると思うんですけれども、相談窓口

を強化しますというだけことでは、延長線上にしかないというふうに思うんですよ。

したがって、浪江町の今後につながる活動だということで、まちづくり会社の活動の見直しも含めて今後どう取り組むか、最後にお尋ねします。

それから、自殺対策について、全員協議会的时候にも新年度の事業として浪江町健康づくり計画をつくることにしていると。その中には自殺対策も入っていると。

これも一般質問でも言ったけれども、今日、これ持ってきているんだよね。一般質問でも言ったけれども、健康づくり計画についても通り一遍の計画ではなくて、実態を踏まえたやっぱり浪江町の計画にすべきだと。特に3月2日、夜11時から放送されたNHK、E TV特集「原発事故 命を脅かした心の傷」は浪江の人たちもかなり出ていましたけれども、自殺で言えば、これは6%ということでした。NHKが取材できた情報開示、情報を提供してもらった195名の経緯書から分析をした結果によれば、自殺は6%だということにありましたけれども、そのほかさまざまな避難による障害が発生して、今後も避難によるストレス、ストレスから発生する自殺等深刻な問題が起こり得るというふうに思うんです。

健康づくりの中で計画をつくっていくから何とかなるというのは、ペーパーだけで何とかなるんですかというふうに私はやっぱり言いたいんですよ。浪江町で自殺者が何人出たのかと。震災関連死も増加しているわけですから、そういう実態も踏まえた健康づくりの話が出たからだけれども、健康づくり対策を具体的にやっぱり検討すべきだと。それが担当課の役割だと思うんだよ、私はね。印刷物にしたからそれで何とかなるということではないということも重々おわかりだと思います。具体例を引き出しながら、どう対処するかと。せっかく助かった命を、あるいは今後頑張って生きようとするそういう人たちの命をどう後押しするかということがこの事業には含まれていると思うんです。

大変申しわけないけれども、浪江町で作成したパンフレット、私は存じ上げておりません。

実は、この前、二本松に別な用件で行ったらば、さまざまなパンフレットが展示されております。そういうパンフも含めて、町民の目につくところに配布をすると、あるいは相談窓口もつくるところということがやっぱり必要ではないかというふうに思います。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** お答え申し上げます。

まず、ごみステーションの関係のご質問でございましたが、少ないのではないかというお話でしたけれども、現在、震災後になりませんが、各行政区の所有するごみステーションではありますけれども、管理ができないという状況にございましたので、町のほうで管理を代行しているような状況にございます。

そのような中で、鳥獣の被害、ごみステーションの関係ですけれども、青空ごみステーションなどもございます。それで、大変問題となっておりますので、地元の議員の皆様、それからごみステーションの所有者の行政区の代表の区長さんなどにご相談させていただきながら、逆に統廃合といったもの、そういうものも視野に入れて、今後進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○**議長（紺野榮重君）** 本間副町長。

○**副町長（本間茂行君）** 生活支援事業の賃金についての質問にお答えいたします。

これにつきましては、最初の質問で生活支援課長がきちんと答弁いたしました。この賃金については各出張所、二本松、南相馬、福島、いわきに勤める臨時職員の賃金の減であります。

ですから、議員が思っているような復興支援員の報酬賃金とは全く別物でございます。よろしく申し上げます。

○**議長（紺野榮重君）** 介護福祉課長。

○**介護福祉課長（木村順一君）** 単身高齢者の把握に関する質問ですけれども、単身高齢者に限らず町内に限りますと、先日、会議で社協のほうから聞いたんですが、町内の独居、老老介護の把握世帯は、87世帯というような報告もありました。

社協のほうでは、生活支援相談員1週間に1回とか、10日に1回とか定期的な巡回をしている状況であります。

さらなる、町はといいますと、要支援、要介護認定者の異動等に関しまして把握できる状況にありますので、そのようなことでも単身高齢者世帯、老老介護世帯につきましては、引き続き支援してまいります。

緊急通報システムに関しましては、どうしても申請がないとできないものですから、その辺の広報についてしっかりやってまいります。

○**議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（安倍 靖君）** 移住定住に関してでございますが、先ほども答弁いたしました。来年度以降、窓口業務の内容の充実を

図るということでございます。例えば、今年度寄せられたいろいろな移住定住希望者からの問い合わせ、どういった内容が多かったかというようなことについては、例えばそういったものをまとめたパンフレットをつくるとか、町ホームページ等にそういった情報を一括して見られるようなページをつくるとか、そういった意味でも内容の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 自殺対策計画についてお答えいたします。

自殺対策計画について、具体的にはゲートキーパー研修、あと庁内一体的な、庁内というのは役場全体でのことでございます。一体的な自殺対策の検討。それから、ハイリスク者の相談、訪問と妊産婦鬱の早期発見対応、それに加えてまして自殺予防PR活動、それがパンフレット等でございます。

パンフレットにつきましては、広報3月号に折り込みで全世帯に配布してございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 私からは1点のみ端的に質問します。

ページ、28ページ、総務費の総務管理費、自治会振興費の節でいいますと19負担金、補助及び交付金についてお伺いします。

地区集会所施設修築等事業費補助金ですが、今回、当初予算の同額の1000万円を減額しています。これまでも補正もなかったと思いますが、全額減額理由についてどう分析されているかお伺いします。

また、同じくその下の行政区補助金100万円と自治会運営補助金300万円の減額理由もあわせてお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、お答えします。

この地区集会所の修築のための補助金でございますが、行政区等が集会所を改修する場合、500万円を上限として補助する制度となっております。区長会総会等では案内しているところなんですけど、平成30年度は申し込みがなかったと。平成29年度は1件あったんですが、平成30年度は申し込みがなかったということで、全額落とさせていただきました。

並びに、下段のその行政区活動補助金につきましては、行政区の総会等の開催経費等について一部補助をしているところでございます。これは加入戸数に応じて補助しているんですが、現在、29行政

区から申請がありまして、その支出見込みにより不用額を落として
いるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） 同じく自治会運営補助金のご説明をいた
します。

当初予算は44自治会で積算をしておりましたが、実績見込みにより
27自治会となったため、その不用額を減額補正したものでござい
ます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 行政区補助金並びに自治会運営補助金の減額理
由についてはわかりました。

地区集会所施設修築等事業費補助金ですが、予算執行がなかった
ということです。地区集会所は、コミュニティーの再構築には欠か
せない重要な施設だと考えます。

以前、この補助金の使い勝手の悪さを指摘したときがありました。
この補助金で集会所改修をしようとした行政区がありまして、この
補助要綱の中に東電に対しての賠償金を控除すると。その超えた分
の10分の9の補助率だと思うんですけども、その賠償金をまだ請
求していないので、この補助金を諦めたということがありました。

そこで、この事業に対して問い合わせがあったかどうか、事業費
補助金に対して。また、結果としてなぜ申請がなかったのか、どう
分析されているのかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 平成30年度につきましては、相談2行政区
からございました。1件は、社務所というような形での利用という
ことで、ちょっと対象事業としては難しいかなと。あともう一件は、
今議員おただしの賠償金の関係でございまして、賠償金で賄える改
修であったために、今回の補助の対象にならなかったということでご
ざいます。

議員ご指摘のような、まだ賠償請求をしていない自治会もあろう
かと思えますし、賠償金を受け取っても、今後の行政区の維持費に
充てるとか、またその用途をはっきり決定できないというような行
政区もあるのではないかと考えております。そういうところが理由
ではないかなとっております。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 集会所を改修したいという行政区は、現在の居
住人口約5%にもかかわらず、コミュニティーの核となる施設とし

て位置づけて、今後活動を展開していくという意思表示だと私は思います。

ぜひ、この事業以外にも他の制度などの検討が必要かと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） やはりその地区の集会所を整備し直していくというのは、やはり何ですかね、その後の維持管理費も含めれば、相当その行政区にとっても負担ですし、相当の覚悟があつてのことと考えております。

今、集会所のその整備のあり方についてもさまざまな方向で検討しているところをございまして、行政区長さんとも意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食休憩といたします。

1時10分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 5 5 分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1 時 1 0 分）

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第33号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第33号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第24、議案第34号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第34号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第25、議案第35号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第35号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第36号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第26、議案第36号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第36号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第27、議案第37号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 介護保険の補正予算について2点質問をいたします。
まず、支払基金交付金は7ページですね。介護給付費、現年度分で6600万円という大幅な減額補正です。介護認定も微増になっているとはいえ、さまざまな身体障がいから介護給付は依然として需要が多いと。しかし、本会計では6600万円という大幅な減額補正ですけれども、利用者、サービス利用、介護サービスの利用が減ったと

ということなのか、それとも健康保険制度の改悪なんですけれども、改悪があって利用しづらくなってこういう減額補正という問題が起きてきているのかどうなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、歳出では11ページですけれども、ある意味では今の歳入の件と連動する内容かもしれませんが、介護予防サービスも8200万円の補正前の予算に対して約5000万円の減額になっております。考えられることは、見込みそのものが課題だったのかと。いや、そうではなくてやっぱり介護予防サービスそのものが減少して、こういう補正減というふうになったのか。

そもそも介護予防サービスについては、極めて重要な事業で、例えば二本松の根柄山、それから石倉団地でも介護予防サービス事業が非常に避難している人たちは期待しているというか、介護予防サービスを利用するそういう機会を待ちかねているというのが実態です。

したがって、今回の5000万円弱の大幅減額についてなぜなのかと。それから、介護予防サービスに対する利用者の需要の動向に十分応えられる体制になっているのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） まず1つ目、支払基金の減額についてですが、支払基金の算定については、当初予算については、総給付費の27%で単純に計算してあります。

今回の補正の収入見込みで減額になったわけですけれども、収入見込みの部分については、実際の給付費、平成30年1月分から12月分までの1年間分の給付費に対しての概算での収入になりましたので、実際の金額で減額した次第であります。

次に、予防の給付分の減額幅が大きい部分につきましては、今年度より総合事業が始まっています。総合事業分については、12月で補正増いたしました。この予防給付の分からどのくらい総合事業に移行するかを、実際議員の言われるように、読み違えというか予想違いでありましたので、この分、積算に盛り込んでおりました部分を正確な数字を減額した次第であります。移行分の減額と捉えていただいて結構です。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 介護予防サービスについては、2つの理由を挙げられました。1つは、総合事業に移ったと、それも含めてという

ことになるんだけど、見込み違いがあったと。

総合事業に移って2年目ですよ、1年目か。総合事業への移行そのものも、これさまざまな問題があって、浪江の場合は、県内あるいは全国に避難していて、避難先での介護サービス、予防サービスを受けているということなので、実態は把握しづらいかもしれませんが、問題になったのは、市町村に総合事業として移行するというふうになったときに、全体として介護サービス体制が不十分なのに、市町村に総合事業として移行して、果たして予防サービスの事業が十分行われるのかという懸念がありました。

結果、こういう見込み違いということもあるけれども、大幅な減額になったということは、総合事業への移行による弊害、障害があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、単なる見込み違いではなくて、そういう介護保険制度の改正等の関係、そういう問題が背景にあって、こうなったのではないかというふうに思うんですけども。

仮にそうなった場合、その介護予防サービスそのものが不十分だということになるわけなので、それをどうカバーするかということが逆に問われていると。ほかの町村のことまでは答えようがないかもしれませんが、浪江町としてはここのカバーは十分できているのかどうかということです。

それから、支払基金との関係で、大幅な減については、これも概算で計上していたということですが、ちょっと今の答弁で気になったのは、平成30年1月から12月までの給付の概算で予算を組んでいたと。しかし、実際は、これだけの減額になったということで、1月から12月までの概算計上すること自体が、したときそのものが過大計上だったのかということになるんですけども、実際はこうだという話と概算計上との関係でもう少しご説明いただければというふうに思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 1点目の介護予防給付に関しては、もう少し正確に言うと、総合事業に移った部分、訪問介護と通所、予防介護の部分なんですけれども、その部分の給付費が介護予防の給付のほうで積算がありましたので、その部分を今回削ったと。実際に、総合事業のほうで増額をしております。

町外、町内についても要支援者の分のサービスで、サービスを受けられなかったという話は、浪江町内、浪江町民としては聞いておりません。町外に関しては、ちょっとわからないです。

2点目の支払基金のことについてですけども、私、言い方が悪

かったんですけれども、当初予算で組んだ総給付費の27%で単純に計算した部分が当初予算で計上されていて、今回の決定は平成30年1月から平成30年12月分までの給付の実額分で計算したもので、その部分での差異が出たものについて、今回収入見込みで減額したということであります。

これは、毎年の作業なものですから、来年は今度の1月から来年の12月分、今度の12月分までなので、実際にとり幅が、積算の部分が違うということで差異は生じるということでご理解していただきたいと思います。

以上です。

- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 確認ですけれども、概算ではないという理解でよろしいですね。
- 議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。
- 介護福祉課長（木村順一君） 今回の分は、まだ決定ではないんですけれども、今回の収入見込みによるものです。
- 議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第37号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第28、議案第38号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第38号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第29、議案第39号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第39号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（紺野榮重君） 暫時休議します。
(午後 1時27分)
-

- 議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 1時28分)
-

◎延会の宣告

- 議長（紺野榮重君） お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。
なお、この後、1時45分から議会運営委員会を開催しますので、
委員各位は第一委員会室にご参集願います。
本日はこれで延会します。

(午後 1時29分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成31年浪江町議会3月定例会

議事日程(第4号)

平成31年3月15日(金曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------------------------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第40号 | 平成31年度浪江町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第41号 | 平成31年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第42号 | 平成31年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第43号 | 平成31年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第44号 | 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第45号 | 平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第46号 | 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第47号 | 平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第48号 | 平成31年度浪江町財産区管理事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第49号 | 平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第50号 | 平成31年度浪江町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第51号 | 売買契約の締結について(木材製品生産拠点生産機械設備購入) |
| 日程第13 | 同意第1号 | 副町長の選任について |
| 日程第14 | 請願・陳情審査報告 | |
| | 陳情第1号 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 |
| 日程第15 | 発議第1号 | 臓器移植の環境整備を求める意見書(案) |
| 日程第16 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について | |

出席議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	紺 野 榮 重 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	山 崎 博 文 君	14 番	泉 田 重 章 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	本 間 茂 行 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代表 監 査 委 員	根 岸 弘 正 君	総 務 課 長	山 本 邦 一 君
企 画 財 政 課 長	安 倍 靖 君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居 村 勲 君
産 業 振 興 課 長	清 水 中 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	清 水 佳 宗 君
住 宅 水 道 課 長	戸 浪 義 勝 君	まちづくり整備課長	三 瓶 徳 久 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	柴 野 一 志 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 祐 一 君
住 民 課 長	中 野 隆 幸 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君
介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

横山 秀樹

書 記

鎌田 典太郎

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第40号 平成31年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） おはようございます。予算資料について何点かお聞きしたいと思います。

まず、6ページの移住支援事業、前の説明では引っ越し費用を持つような話をしていましたけれども、現在、確かに人口は都市部に集中して、どこの市町村でも人口減に悩んでいます。いろいろな対策もやっています。それでもなくて、結局、いろいろな優遇対策をしている市町村もあります。このほか何か優遇対策を考えていないのかを1点。

あと、予算資料の11ページ、7の6の有害鳥獣駆除事業、確かにこの辺の地区は少なくはなっていると思います。ただ、私、毎日、幾世橋まで散歩に来ているんですけども、やはり高瀬地区あたりでもかなりイノシシの足跡があります。私のところは、もう道路肩が結構えぐられたりしています。まだまだ結構、足りないのかと思うんですけども、現在、捕獲おりでやっていますけれども、そのほか何か有効対策はないのか、その点をお聞きしたいと思います。

あと、予算資料の15番の一番上、町道維持管理事業、5億4000万円だから、結構いろいろな工事をすると思います。ただ、前回も一般質問で言いましたけれども、結局、構造物と道路の間に結構雑草が生いているんです。あと、歩道で10mスパンくらいで横へアクラックで、そこに草が生いています。前回もやはり農地に影響があるからとかで除草剤を使わないと言っていますけれども、現実それを舗装を剥がしてやると莫大な金額がかかります。ただ、除草剤自体は1回では効きません。何年かにかけてやるしかないですけど

も、やはりそういう、農地に影響を与えない程度に除草剤も必要かと思えます。

あと、歩道がでこぼこで、結構、夜中などは歩けないところがあります。あと、穴があいているとか、細かく町を歩いてみて、いろいろ町民にとって安全・安心な道路となるように考えてほしいと思えます。その点どこまでやるのかお聞きしたいと思っています。

あと、最後になりますけれども、次のページ、16ページの集落獣害対策防止柵借り上げ、下から3番目ですか、これは私が聞き漏らしたかもしれないけれども、どこの地区でやっているのか。そして、現在やった上で有効なのか、そして、よそに広げていく考えはあるのかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、まず予算資料6ページ、番号6、移住支援事業についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、東京圏からのUターン・Iターン・Jターンの促進、それから地方の担い手不足といたしまして国の地方創生推進交付金事業として予算化したものでございます。

この補助金の対象となる方は、東京23区にお住まいの方あるいは通勤していた方が当町へ転入し、県が指定する県内の事業所・企業に就業した場合、1世帯最大100万円を補助するものでございます。

また、先ほどご質問にありましたように、移住・定住に関しましては、来年も引き続き窓口の設置、それから、いろいろなメディアを通じた情報の発信等を図っていく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 有害鳥獣の対策についてのご質問にお答えいたします。

捕獲活動以外の対策としましては、昨年度から河川敷内の雑草の草刈りや、今年度は竹木の伐採・伐根などを行っております。そうやって有害鳥獣の生息域を狭めようという対策をしておりますが、それがどの程度の効果があるかというのは、まだこの後の推移を見てみないとわかりません。

今現在は、捕獲による活動を中心としておりますが、他の市町村の例などをお伺いいたしますと、ある特定の者だけが対策をするのではなく、集落全域、住民の方々が全員でそういった有害鳥獣に圧力をかけて、その生息範囲といいますか行動範囲を狭めるという対策をしないと、どうにもなかなか難しいということは伺っておりま

す。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 予算資料15ページ、1番の町道維持管理事業についてお答えいたします。

この事業費の中には、町道の草刈りを年2回行う予算が入っております。道路側溝脇の草の除草剤というお話がありましたけれども、除草剤に対してアレルギーといいますか、嫌う方がいらっしゃるかもしれません。今、除草剤を使うというようなことは考えておりません。

また、歩道等の段差につきましては、この事業費の中で補修をしていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、予算資料16ページの18番、集落獣害対策用柵借り上げ事業についてのご質問にお答えをいたします。

柵の設置箇所は、西台地区であります。設置後の効果につきましては、設置して囲ったところについてのイノシシの侵入は、基本的にはないものということで大変有効とは感じております。

あと、今後広げるかということにつきましては、今現在、モデル事業でやっておりますので、12市町のいる協議会等で検証のもと、広げるかどうかの判断がされると考えております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 最初の移住支援ですけれども、確かにわかります。Iターンが今、1件当たり100万円とか。ただ、結構今、帰る人でさえ、アンケートをとっても5割に満たないところです。なかなか難しいのではないかと思います。

ただ、公共施設、だから、町営住宅とかあるんですけれども、そこをきれいにリフォームして、そこに家賃1年間無料にしますとか、そうやってやはり町になじんでもらうのが必要かなと私は思っています。そして、1年間無償、それで暮らしやすいか、現実にわかると思うんです。だから、最初から移住ありきでは、なかなか難しいのかなと私は思っています。

ただ、過疎地帯、離島でも人が増えているところもあります。その土地に合わせて、その土地の魅力をいかに生かすか、これは浪江町がこんないい町だよと、いかに知らしめるかが大事だと思います。だから、移住ありきじゃなく、町に1年間、家賃を取らないよと、取らなくても上下水道とか使えば町には金がおおりるわけですから、店があれば店に買い物もします、そうやっていかに町に来てもらう

か。やはりそういう公共施設を使うことによって維持管理はできませんから、今みたいに避難指示解除して2年間も何にも町営住宅を放ったらかしと言っては悪いですが、やはり有効利用を考えるべき時期なのかと思っています。そして、町の魅力を、結局、大変だなどと思っても、来れば、やはり愛着を持つ人も増えると思うんです。そういう方向に行くのもいかがかなと、そういうことは考えてはいないですね。だから、そういうのを考えるべきだと思うんです。移住ありきじゃなくて、いかに町に来てもらうか、そういう対策を講じてほしいと思います。

あと、有害鳥獣、確かに1カ所だけ電気柵で囲っても、どうしようもないです。だから、うちの行政区でいくと、困難区域があるんですね、双葉地区。あそこを全部、悪いけれども、仮のドアで仕切るぐらいにしないと、逃げてずっと双葉の山奥に行きますから、あそこは今、通行止めだから、かえってゲートをしてしまうのも一案だと思います。出入口をコンクリートで通路があるんですけれども、そういうところを仕切れば、向こうからは来ません。だから、高いやつをやれば、私、散歩していると、樋渡の高瀬川の酒井橋ですか、あそこで酒井から川を越えてイノシシが何匹か来るときもあります。やはり困難区域を完全に双葉と仕切れば、こっちへ来なくはなるんですね。そういうのを考えるのも一手かなと私は思っています。

次の道路維持ですけれども、確かに嫌っている。私はやれと言っているわけじゃなくて、現実に歩いてみると、やはり除草でしか、あれは舗装を剥がしてやるのは莫大な金がかかります。5000万円なんて悪いけれども、1本の路線で全部吹っ飛んでしまうんですね。だから、有効に局所的に、路肩を全部やれと言っているわけじゃないです、やはり歩道を歩いて、ヘアクラックとかはここ3年ぐらやれば、大体根っこが絶やせると思うんです。そうすると、無駄な金は使わないと思います。あと、構造物の脇、そんなにいっぱいかけると言っているわけじゃないです。除草剤だって、悪いけれども、そんなにいっぱいやっても有効じゃないです。やはり何回かに分けて少しずつやっていかないと、根っこまで絶やせません。そういう対策も私はすべきだと思います。

- 議長（紺野榮重君） 11番、質疑に徹していただきたいと思います。
- 11番（松田孝司君） だから、これでいいです。
- 議長（紺野榮重君） 答弁求めますか。
- 11番（松田孝司君） 考えることはないですね。だから、あと最後の西台地区ですけれども、やはり集中的に集落なら集落全体をやらないと、なかなかイノシシは少なくならないと思います。やはり

荒れている農地やあと解体しない家、荒らしておくところがあれば、やはりイノシシはそこに出入りしています。だから、そういうところをいかになくすか、そういう対策もとってほしいと思います。これは要望です。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私もこの予算書の資料でよろしいでしょうか。

順不同にはなりますけれども、初めに16ページ、空き家・空き地バンクの事業で100万2000円、この事業、初めはすばらしい事業かなと思っていましたが、多分あまり効果が出ていないのかなと思っています。なぜならば、不動産業者等々が浪江にも開業しているので、町でやらなくてもよろしいのかなと私は思うのですが、実績的に見て、平成30年度もそれほどではないように見受けられます。この事業をまた来年も継続するのでしょうか。

また、ページを変えまして15ページ、上から2段目のイノシシによる被害や大型ダンプ等での傷んだ町道の修繕を行う、これも継続になっています。道路の修繕は、よく見受けてよくなっているのかなと思うんですが、平成30年度にイノシシの被害による土手の補修等々が行われていたのでしょうか、また、来年は、この名目ではイノシシによる被害となっていますが、私から言うと、道路ののり面のところなのかなと理解するんですが、その辺をどの割り振りで、3割ぐらいはのり面をやるとか、道路はわからないですけども7割やるとか、何か目標の個数もしくは値段もあるとは思いますが、箇所でも結構なので、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、13ページ、これも上から2番目で、浪江町仮設商店共同店舗「まち・なみ・まるしえ」の管理費なんですけれども、5500万円、この管理とは何をされて5500万円ほどのお金を計上しているのかどうかお伺いします。

あと、次に11ページ、上から2番目、新規就農希望者等に家賃補助等を行う事業が980万円ほど出ています。1件当たりに幾ら、家賃は幾らで、総額幾らぐらいの戸数を見込んでの値段なのか。

また、その下も同じく農業法人を誘致するとありますが、2000万円とって、これも1件当たり幾らまでが限度なのか、1件2000万円なのか、100万円なのかお伺いします。

あと、その下で、6番で農業を中心とした町民相互のきずな形成、多分、農地の管理事業だとは思いますが、ここでこれだけのお金でこれからの農業を支えていると思うんですが、このお金に関して聞くのではなくて、その前のページの9ページの上から3つ目、町

民の食に対する不安払拭のため、自家消費の野菜等の放射能の測定を行っている事業なのですが、農業にこれだけ力を入れていきながら、自家消費だけしか検査してくれない、多分、一般質問の中でも何で普通の販売する、もしくは販売する予定の品物を検査してくれないのかどうか。これは2800万円もとっていながら、そのぐらいのサービスとは言いませんが、事業拡張というか、範囲を広げられないのかどうか。ちょっと農業対策に対して、課が違くと密接なつながりがないのかなと私は思うんですが、この辺の初歩的な考え方を伺います。

あともう一つは、10ページで下から2番目、いこいの村なみえの事業で、いこいの村に泊まれた方の夜に町内までの生活支援バスを行うと書いてあります。この夜間とは何時までを指して……、これはボツですか、じゃ、わかりました。何かボツと言われたので。

じゃ、その下、町内宿泊助成事業で810万円、いこいの村等に宿泊するもちろん町民、でも、これは公民と書いてあるので、どこかの研修か何かに使われたときも助成があったのかどうか、継続になっていたんですけれども、その辺は他自治体で来たときには大変安くしていたのかどうかわかりませんが、その辺を明確にお伺いいたします。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、資料16ページの上から五つ目、17番の空き家・空き地バンク事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、空き家・空き地バンクの家屋に対する、家屋を貸したいという方の申し出があった場合に、家屋の状況調査、本当に貸しても大丈夫かというようなことの調査、傷みがないかとか、そういったものの総合的な調査の費用になります。今年度は、費用が5万1000円で約20件分の費用を計上しております。継続でございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 予算資料15ページ、番号2番のイノシシによる道路の被害の補修についてでありますけれども、平成30年度実績で件数ベースで約1割の補修をしております。残りの9割は道路の補修ということになっております。イノシシによって水路が土砂で埋まってしまったというような場合の土砂撤去などを行っております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、13ページの上から二つ目、仮設商業施設管理事業につきましての5500万円は「まち・なみ・まるしえ」の敷地の部分の半分をお借りしている借地料、それから、そのまるしえの店舗の水道料、電気料、さらには備品の借り上げ料、こういったものが5500万円の内訳でございます。

次に、10ページの一番下の行、町内宿泊助成事業、これは公民というより町民の誤りでございまして、おわびして訂正申し上げます。すみませんでした。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 資料11ページの上から2行目、新規就農者確保促進事業の内容についてお答えいたします。

現在想定しているのは、就農の収入補填として5万円から10万円を12カ月分、5人程度を見ております。それ以外に家賃補助として6万円を上限に12カ月、8人程度を見込んでおります。

その下の法人誘致事業についてですが、まだ要綱等まで定めてはいないところですが、想定しているのは、町内に事業用地を求めた際の用地費の半分程度を補助したいと思っております。補助額としては、上限を1000万円と考えております。

先ほど食品の検査についてのご質問がありました。販売用については、米については恵みの協議会等で全袋の検査をすることになっております。そのほかの出荷用の野菜については、普及所の管轄で全て検査することになっております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、最後の答弁から再質問をさせていただきます。

野菜についての放射能の測定なんですけれども、普及所でももちろんやられているのはわかっていますが、なかなか持っていったり、大変な手間がかかるかと思えます。先ほどから関連で申しているんですが、やはりこれから農業を十二分に力を入れていくような予算になっていながら、販売だから計れないとか、そういうところにお金が行っていないのが、これからの農業を発展させる町の考えではないのかなと思っております。

くどいようではありますが、まだそれほど多くの方が農業をやられていないと思うので、持ってきてもらっても、それほど1日の作業量が増えるようには思われません。もし柿だったら柿の時期とか、そういうときしか来ないものですから、そして、そこでもし、たく

さんどここの柿は安全だとなれば、逆に浪江町で放射能は出ないんだなというようなことにもつながるかと思われます。

そして、もしJAさんとか、近くにそういう施設があるならば結構なんです、一つもそういう企業の測定場所はありません。ぜひこの中に販売業とか自家用でというような文言は削除して、いろいろな面で使えるようにしていただけたらなと思います。これだけのお金を使うのですから、そのぐらいはできるかと思うんですが、もう一度確認をお願いします。

また、「まち・なみ・まるしえ」の5500万円の敷地等々、水道料金等々がざっくりなので大きな数字になっているかと思うんですが、水道代、光熱代は、まるしえにかかわらず1年目幾ら、2年目幾らというようなお話だったかと思うんですが、まるしえのトイレはしようがないかと思うんですが、まるしえだけ特例で、全部使った分は補助しているようにも見受けられるような答弁だったんですけれども、「まち・なみ・まるしえ」だけ何か特別枠でもあるのでしょうか。その辺、再度お伺いします。

あとは、11ページの上から二つ目はわかりました。三つ目なんです、町内に営農する方の、要は農地を買う費用というような感じで私は捉えたんですが、この農業用地等々を買うのに、個人の資産になるのにお金を1000万円まで使っているのかなと、ちょっと疑問に思うんですが、この辺は今まで財産になるものに対して出ていた経過は聞かないんですが、1000万円という莫大な費用の土地を、限度でしようけれども、新規事業でこれは今まであったかどうかと、こういう財産になるものの購入費用に使っているものかどうか、再度お伺いします。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 9ページの食品放射能検査事業についてお答えいたします。

この事業は、あくまでも自家消費、自分で作ったものを自分で消費するというものを対象としておりますので、販売目的については、ほとんどこれは補助金で賄っておる事業で、補助もそういう目的で検査を行ってくださいということでいただいておりますので、販売目的になりますと、ちょっと難しい面がありますけれども、販売の前で、まだ試験的に栽培しているもの等については、ご相談に乗らせていただくようにします。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

「まち・なみ・まるしえ」の出店の公募のとき、光熱水費は町の負担として当初公募していると聞いております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 法人に対する資産等に対する補助についてですが、私の記憶では、これまでにそういったものに補助したという記憶はございません。

なぜこういった事業を考えたかと申しますと、ご存じのように、農家の方が戻ってくる率というのが大変少ない状態でございます。そういった状況の中、外部から少しでも農業をやってくれる法人を誘致したいという気持ちがまずありました。そういった法人にどのような支援ができるのかということを考えてときに、他の個人の農家の方々、あとはそれぞれの集落で組織される農家の方々との公平化を、まず法人だけ優遇するというようなことは、まずいと思っております。そうした際に、法人が浪江町で根をおろしていただくためには、まず最初に、事務所などの土地を購入していただくことが必要なんだろうなと思っております。なので、賃借ではなくて、あくまで購入ということ想定しております。その経営の形態によっては、それ以外の農地なども必要になれば、そういったところも浪江で根づいてもらうため、そして、将来的に法人税、町民法人税を納めていただくという観点で、そういった土地に対する補助というものを考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 最後の質問になります。

今の最後の件からお伺いいたします。営農組合等々で万が一、町外からと言いましたが、町内で営農再開で農業法人等々をもし実施する方には、このお金は使えないのかどうか。ちょっと説明はわかりますか、町外から来る方だけなのか、それとも新しく、今まで農業をやっていた方じゃない町内の方が農業法人をつかってやりたくなれば、この事業でできるのか、そういう方も中にはいらっしゃるのかなと推測されますが、該当になるかどうかお伺いします。

それと、先ほどのまるしえのお話だったんですけれども、応募要項の事項は、その1年目はそうだったのかなとは思っていましたが、よその出店者の方とのバランスをとれば、まるしえだけ限度額がなくて光熱費も水道料も何年もというような形で、そのとき説明を聞いたようには思いませんでした。1年目は全額持ちますと、2年目、3年目は、他の商店もしくはラーメン屋さんとかいろいろな業種の

方がありますが、製造業だったら幾らという限度額があって、飲食業は幾らとなっていたと思うんですが、これはずっともう、まるしえだけ特別で限度額なく光熱費、水道等々の助成をするのか。

また、このまるしえの事業は、初めは3年ぐらいで多くの商店街が戻ってくるというようなことで、説明は3年ぐらいだというような形で進められたかとは思いますが、いつまでこの事業が、まるしえがそこに滞在して、商売できるような環境を町で面倒を見るのかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 正直、町外からの法人しか考えておりませんでした。町内で新たにそういった組織をされる件については、今後よく検討したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、ほかにもいろいろな出店の方がいらっしゃいます。その均衡を見ますと、この部分だけ上限をなしに補助するというのは、公平性に失するということは当然であります。しかしながら、まるしえの存続は、道の駅の完成前後に、そのころにほぼ終息を見る方向で皆様にご説明しているわけですので、その辺をご理解いただければと存じます。

当時のどういう公募だったかということは、ここで私は即答できませんので、ちょっとご容赦いただきたいと思います。後でしっかり調べたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 質問に入る前に、各事業の調査また委員会審査において予算書と予算資料との突合がしやすく、私にとっては平成31年度の予算資料は大変見やすくなったと思います。昨年度の3月議会の私の提案を受け入れていただいたと、このように思います。感謝申し上げます。その上で、その恩返しとしてしっかり質問を行いたいと思います。

なお、主として町民のためのソフト面の予算についてお伺いしたいと思います。

まず、予算資料の質問で、6ページ、2款総務費の番号5、浪江町デマンド交通運行事業についてですが、平成30年度の当初が約5300万円、今回の平成31年度は約4500万円で、平成30年度の当初と比較しますと800万円減額されています。平成30年度の実績見込みによる減額なのか、この積算根拠についてまずはお伺いいたします。

次に、番号7、まちづくりコミュニティ支援事業についてお伺いします。

これは、平成30年度当初が800万円ですので、約2倍の増額となっています。これも平成30年度の実績見込みによるものなのか、あるいは事業の充実強化を図るためなのか、増額の理由についてお伺いいたします。

次、番号11、行政区活動推進事業ですが、平成30年度は行政区・自治会活動推進事業となっていました。今回は、自治会が削除されています。この理由についてお伺いいたします。

また、1000万円強の減額となっていますが、自治会が削除されたことによるものなのか、その影響なのかお伺いいたします。

次、7ページ、番号12、町内コミュニティ再生事業についてです。事業概要では、平成30年度は町内に地域コーディネーターを配置するというものでしたが、平成31年度は地域づくり支援専門員を配置するとなっています。地域コーディネーターと地域づくり支援専門員との活動の違いなどについてご説明いただきたいと思います。

また、平成30年度は約9700万円、平成31年度はこれより約3200万円減額となっていますが、何がどう変わって減額になったのかお伺いいたします。

次、3款民生費についてお伺いします。

まず、番号5の町内サポートセンター運営事業、訪問介護形式についてですが、平成30年度は約4100万円の当初で、今年度は約1800万円と大幅に減額となっています。これも実績見込みなのか、あるいは事業の規模縮小なのか、大幅減額の理由についてお伺いいたします。

続いて、番号6、浪江町地域公共施設整備事業、介護関連施設についてですが、概要には介護関連施設の実施設計を行うものだと記載してありますが、これは新規事業ですので、関連施設とは特老や老健の施設なのかなど、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

次に、ページ8の番号9、これも新規事業ですが、屋内遊び場整備事業、これの詳細説明をお願いいたします。

次、番号11、避難生活支援事業についてです。事業概要の中で、南相馬市・浪江間の巡回バスの運行が今年度は削除されています。巡回バスは平成31年度廃止の考えなのかお伺いいたします。

次、9ページ、4款衛生費についてお伺いいたします。

番号8のガンマカメラ測定事業ですが、平成30年度当初約1億1100万円、平成31年度は1900万円と大幅に減額になっております。減額の理由についてお伺いいたします。

次、番号13、仮設トイレ借り上げ設置事業についてです。事業概要では帰還困難区域と記載してありますが、解除した区域については仮設トイレを設置しない考えなのか伺いたします。

次に、ページ17、9款消防費について伺いたします。

番号4の防災拠点施設整備事業についてです。これは、特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要を以前説明いただいた中で、浪江インターチェンジ周辺に物流拠点を整備しつつ、防災倉庫あるいはヘリポート等を併設し、防災拠点を整備することでしたが、こういった事業概要でいいのかどうか。また、整備完了までの全体スケジュールをお伺いたします。

続いて、番号5、デジタル防災行政無線整備事業です。昨年9月定例会でも質問しましたが、緊急時の情報伝達ツールとして、この整備事業によって町内全域をカバーし、また、一部の地域や戸別受信機のふぐあいは解消されるものと思っていのかどうか伺いたします。

次、最後の款になります。ページ17、10款教育費について伺いたします。

教育費については、三つの新規事業が記載されています。番号5の海外学習事業、番号7の復興まちづくり支援施設整備事業、番号10のふれあいセンターなみえ運動公園グラウンド整備事業です。これも、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

最後です。予算書169ページ、10の6の3、学校給食調理場費の節で言うと13委託料になるかちょっとわかりませんが、というよりも、学校給食の食材調達に関する予算は、当初予算のどこに計上されているか伺いたします。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算資料6ページ、番号5の浪江町デマンド交通運行事業についての御質問にお答え申し上げます。

平成31年度より、なみえ創成小・中学校へ通学する児童・生徒の朝晩の送迎にデマンド交通を利用する予定としてございます。そのため、委託料につきましても、企画財政課と教育委員会とに分けて計上したため、減額になってございます。

次に、番号7のまちづくりコミュニティ支援事業、こちらにつきましては、現在、企画財政課で行っておりますまちづくり支援事業補助金、それと生活支援課所管でございます自治会運営補助金、これを統合し一括して予算計上したため、予算額が増加しております。

両補助金とも、町民相互のきずなの維持、あるいは復興目的とした事業を行う団体の補助であり、補助金の使途や目的を明確にするため、整備統合したためでございます。

その理由によりまして次の11番、こちら減額のようになってございますが、自治会補助金をこちらのコミュニティ事業補助金に統合したことによりまして減額となっております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、7ページの12番、町内コミュニティ再生事業についてでございますが、まず、地域コーディネーターと地域づくり支援専門員は、町内コミュニティーを再生するための支援員のことでございまして、事業内容をわかりやすくするために名称を変更したものでございます。

主な活動内容としましては、広報等でも紹介しておりますが、町民の訪問ヒアリングや自治会活動の再開、また調整支援、集いの場の開催支援、情報発信等となっております。

平成31年度は、8名の支援専門員を配置する計画ですが、本事業は被災者支援総合交付金対象事業でございます。復興庁と事業内容を精査しつつ、必要な予算を計上しておりますので、平成30年度においてもその活動実績により今後、精算をすると。最終的には減額精算となる見込みでございますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 7ページ、民生費の5番、町内サポートセンター訪問介護です。

平成31年度に事業の委託を予定しております社会福祉協議会では、平成31年度より介護保険サービスの訪問介護事業所の再開を予定していることから、介護認定をお持ちの方については、訪問介護事業所として介護保険サービスを実施いたします。この部分が平成30年度と比較し減額となっております。

引き続き、サポートセンターでは、要支援・要介護認定を持たない方の支援、見守り、安否確認、総合相談等を実施してまいります。金額については、現在の利用者の実績により算出してございまして、サポートセンターと訪問介護事業所で案分しております。

続きまして、その下の6番についてです。

町内の介護関連事業者、有識者、医療関係者などで構成している介護保険事業運営委員会などで協議した結果、現在の状況を考慮すると、施設整備するサービスの形態としては地域密着型デイサービ

スがよいということで、町としてもその方向で公設民営による事業実施を予定しています。

施設の概要としましては、基本設計中ですので詳しくは実施設計によりますが、施設1階の半分をデイサービス、その半分を介護関連事業者の事務所として、2階部分は会議室や防災備蓄倉庫の配置などを予定しております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 私のほうから8ページ、番号9の屋内遊び場整備事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、現在、あらゆる世代とのつながりによって、介護と子育ての一体的運用を図る事業が国内の各地で進められているところをごさいますて、こういったことが事業の根底にありまして、今ほど介護福祉課のほうから説明がございました施設の隣に、併設する形でこの遊び場のほうを整備する予定でございます。

内容につきましては、子供の遊び場ですので、ボールプールとか、あるいは今、基本設計の状況でございますけれども、現状案で屋内の砂場とか、あるいはボルダリングとかが案として挙がっているところでございます。イメージといたしましては、県内で何方所か整備されております屋内型のキッズパークですか、そういったところをイメージしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、同じく8ページのナンバー11、避難生活支援事業の巡回バスのご質問にお答えをいたします。

巡回バスの記載はございませんけれども、平成31年度も継続事業といたしまして予算計上しております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 9ページ、ナンバー8のガンマカメラ測定事業の関係でございますが、お答え申し上げます。

ガンマカメラの測定事業につきましては、平成28年度より実施をしておりまして、平成30年度までに5400件の測定が完了する見込みとなっております。測定地点の精査をいたしましたところ、200カ所程度、測定していない箇所がございましたので、平成31年度にその測定していない撮影箇所の予算の計上をさせていただいております。

次に、10ページのナンバー13、仮設トイレの設置事業についてお

答え申し上げます。

平成31年度につきましては、帰還困難区域の一時立ち入りの方を対象に仮設トイレの設置をするということで、避難指示を解除されたエリアの仮設トイレにつきましては、設置当初と比べまして使用の実績などが減少しております、年々、仮設トイレの設置基数というのを減少しながら行ってまいりまして、平成30年度で全てを撤去するという事といたしたものでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、17ページ、消防費の4番目、防災拠点施設整備事業についてでございますが、おただしのおりでございます、特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿いまして、室原地区、浪江インターチェンジ付近に防災倉庫、駐車場を含む防災拠点施設を整備するものでございます。今年度、基本設計を行っております。平成31年度に実施設計、用地買収、あと平成32年度に造成工事、建築工事、平成32年度末の完成を目指しております。

その下の5番、デジタル防災行政無線整備事業でございますが、この事業によりまして防災行政無線をデジタル化することで、居住地域全域をカバーすることとなります。併せて音質の向上も図りますので、より正確な情報を伝達することが可能となるかと思っております。

また、一部の地域や戸別受信機等の難聴エリアにつきましては、一定の地域では解消は見込めるものと思っておりますが、周辺環境や家屋の構造等、個別の条件に左右されますので、なかなか全戸解消は難しいものと考えております。

したがって、工事完了後に受信状況を再調査して、難聴エリアには外部アンテナを設置する等の戸別対応を予定しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 教育費のほうです。18ページをお開きください。

まず、1点目、番号5の海外学習事業でございます。こちらの事業でございますけれども、対象者が町立小・中学校の児童・生徒でございます、対象者が海外へ赴くことで異文化の体験、それから交流を行ってグローバル人材の育成を図ること、それから、現在、町立学校のほうには、語学指導助手のほうを配置しておりますけれども、そういった配置された語学指導助手の事業の成果などをこの事業で確認することなどなどを目的として実施する予定となっております。

ります。

現状案でございますけれども、町立学校に通う小学校5年生から中学校3年生までを対象といたしまして、夏休みの期間中にその語学指導助手の出身国であるアメリカ・フロリダのほうへ訪問して、現地の学生と交流を行うことを現状案として想定しているところでございます。

それから、次に番号7でございます。復興まちづくり支援施設整備事業でございますけれども、こちらは、昨日、ふれあいセンターなみえの廃止の条例を出ささせていただきましたけれども、ふれあいセンターなみえに現在まで設置されております図書館、それから公民館、こちらの機能を隣のコスモス保育園を改修いたしましたして設置するための実施設計となっております。

現段階の想定でございますけれども、公民館機能でございますので、調理室、それから和室、そして会議室を備えた生涯学習事業ができるスペース、それから、図書、児童図書のコーナー、それから読み聞かせができるコーナーなどを配置したものを予定しております。こちらの実施設計となっております。

そして、資料としては最後ですけれども、番号10のふれあいセンターなみえ運動公園グラウンド整備事業でございます。こちらにつきましましては、現在、屋外の体育施設のほうが稼働していない状況でございます。その中で、健康関連施設としてふれあいセンター周りを一帯的に整備するというので、こちらのほうの屋外運動場をまずは稼働させるといったことを目的に、復旧等の事業を行うものでございます。復旧に加えて、野球に附随するある程度の設備、それから防球ネット、照明、そういったものを整備していくような形の設計となっております。

さらに、最後でございますけれども、予算書のほうにいきまして169ページ、款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食調理場費につきましましては、給食調理場を運営する全体の予算となっておりますけれども、議員のほうから話が上がりました13委託料の中には、食材を調達するようなものは入っておりませんで、この委託料はどちらかといいますと、管理運営するような人件費とか光熱水費とか、そういったところになっております。

食材費につきましましては、自治体の会計ではなくて、学校で運営している調理場の会計の中から直接、保護者から徴収された費用をもとに材料を調達するといった形になっております。保護者から調達する給食費につきましましては、今のところ就学援助の関係で国のほうから措置されておりますので、今のところ無償のような形になって

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 端的な答弁ありがとうございます。大体理解はできました。再質問は3点のみ行います。

まずは、4款の衛生費、番号13の仮設トイレ借り上げに関してなんですけれども、実は解除になった区域のある方から、私、電話をいただきました。電話の内容は、家屋は解体したと、でも、やはり更地となった土地や町の復興が気になり、また浪江の空気を吸いたいため、定期的に一時帰宅をしていると。いつも使う仮設トイレに使用期間が3月25日までと張り紙がしてあったと。隣組で帰町した人はいないし、集会所は鍵が閉まっているので、トイレを借りるにも借りることができないと。高齢者の私たちは、生理現象には非常に弱く、役場まで我慢すればいいのではないかと言われるが、そこまで我慢できるか自信がないと。どうしたものかと。たかがトイレ、されどトイレですと、こういった内容でありました。

私は、予算書を見たとき、この仮設トイレ借り上げ設置に関して、減額されているということは承知しておりました。いたし方ないのかなというふうにも思っていました。この電話をいただいて、やはりちょっとそういう高齢者、また一時帰宅する方の声は、皆さんに届けるべきだと思って再質問しているわけですが、こういう声にどう応えればいいのか、どう対応すればいいのか答弁を求めたいと思います。

次に、10款の教育費で、海外学習事業についてです。これは、海外学習をすることによって、特に外国語に重点を置いて、つまり、2020年に新学習指導要領が改訂されます。これに向けての事業だと私は理解しております。

それで、予算書158ページの10の1の5の2、語学指導助手、つまりALTですね、この賃金が704万円です。これは平成30年度では352万円、つまり、ちょうど2倍になっていると。住宅借り上げ料も2倍になっているということは、推察すると、ALTを2名配置するのかなというふうに考えられますが、このとおりでよろしいのかどうかお伺いいたします。

最後の再質問です。これは、一般会計の当初には計上されていない給食費です。あえて関連しますので質問したいと思うんですけれども、私が所属する産業建設常任委員会で議案審査した中で、予算資料で言いますとページ13の番号4、新規事業としてまだ今日は質問に出ていませんが、町内で再開した飲食店が町内事業者から食材

を調達する費用の一部を補助する町内飲食店調達支援補助金がありました。これは、再開飲食店、そして生鮮食料品などを扱う事業者ともに支援するタイムリーな事業だと私は評価します。

そこで、当然この補助金対象とはなりません。地域経済活性化の一助になるべく、学校給食の食材調達を町内事業者からは行えないのかどうか、行ってはどうかと考えるので、お答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 仮設トイレの関係の再質問にお答え申し上げます。

まずは、そういった方にご不便をおかけすることになりまして、大変申しわけないと思っております。そこで、現在、使用できる公共施設、公共的なトイレは、役場の本庁舎、新町ふれあい広場、中央公園、高瀬の丈六公園、浪江町地域スポーツセンター、浪江駅のトイレ、それからスクリーニング場で加倉のスクリーニング場、それから高瀬のスクリーニング場などとなっておりますので、そういったところをご案内させていただきながらと考えておりまして、まずこの周知というものが必要かと思っておりますので、広報などで広く周知していきたいというふうに考えております。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ALTの件についてお答えをいたします。

平成30年度当初は、ALTが1名でございました。この方が2年間の任期を終えて、7月までに退任をされたわけですが、その前後、子供たちの状況を見まして、2人でお願いするほうが子供たちにとっては大変好都合だということで、措置をお願いして、年度途中から2名ということで、現在その2名の方たちが勤務をされております。少人数の学校にはなっておりますけれども、卒業式においてになった方は、一緒に子供たちと歌を歌ったり、いろいろなことをしている外国の青年の姿をご覧になったかと思うんですが、単なる英語の指導だけではなくて、子供たちと非常に大事な人間関係を結びながら生活をしてございます。

それから、今後でございますが、やはり少人数には少人数のいろいろなハンディがございますが、外国語教育というのは、むしろ少人数であることがいろいろな頻度が高まりますし、これから浪江の教育の特色を図っていく上で、少人数での英語の指導、あるいは国際理解というのは非常に有効な措置だろうと、そういうことで、この2名の方には継続して活動していただきたい。今後、予算をお認

めいただければ、それを新しい事業の中で、さらに内容のあるものに進めていくことが非常に大事なことになるのではないかと、そんなふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 最後の食材調達の問題でございます。

先ほど申し上げましたとおり、調理場のほうで食材関係のほうは調達しているところではございますけれども、町立学校の学校給食共同調理場の委員会というのがございまして、その中で、給食の関係についてはいろいろ議論されて決定していくことになっております。町もその中に事務局としてかかわっておりますので、町内に進出した企業等があると、なかなかこれまでは食材調達が町内では難しいところもございましたので、そういった意味で、そういった対象となるようになったということで、積極的にそういったところを取り入れてみてはどうかという話も取り上げてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） それでは、1点だけ。やはり直接電話をいただいたものですから、もう一度質問いたします。課長のほうから、既存の公衆トイレを解除した区域の皆さんには使っていただきたいと、その意味も理解はできます。ただ、電話をいただいた方は、残念ながらその既存の公衆トイレと離れた地域の方です。

そこで、提案したいと思うんですけれども、町長にお願いしたいと思うんですけれども、集会所あるいは消防屯所などに外便所、外から使える公衆トイレを設置してはどうかと。この仮設トイレのリース料が非常に高いんですよ。今までちょっと早く気がつけば私はよかったなと思うんですが、もう仮設ではなくて常設、そういうような事業が必要ではないかと。年次計画を立てて、常設トイレ設置にスライドすべきではないかと思っておりますけれども、この点を伺って最後にいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 2回目の質問でございますが、まさにそのとおりだと思います。帰還困難区域以外にも解除されたところがこれからずっと続くわけですから、やはりしっかりとしたトイレが各地区に必要なんだろうと思います。

そういった意味で、計画を立てて、外トイレのご提案もございましたので、また、使用できるトイレも現在あるわけですから、それ

をしっかりと明示できるような方法を取りながら、大事なことだと思っておりますので取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 予算資料の13ページ、7款商工費の4番、町内飲食店食材調達支援補助金でお伺いします。

何件くらいの飲食店が町内事業者から食材を調達すると想定していて、飲食店1店舗の補助金上限はあるのかないのか。あるなら、上限額をお伺いします。

そして、その下の5番、町内夜間交通事業者補助金で、夜間の移動サービスとはどのような事業者が該当するのか、また、移動サービス事業者1社への補助金額をお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、この補助金の概要についてご説明いたします。

補助対象者といたしましては、町内で再開した飲食店、補助の該当品といたしましては、飲食店で使う野菜、肉、魚などの生鮮食料品、該当品は列挙してわかりやすくいたします。補助率は、毎月10万円を上限として仕入れ額の20%とします。つまり、上限が10万円にいかない方は仕入れ額の20%で、積算上、今ある20件程度で積算しておりますが、上限をお使いになる方も全てではないということで、20件以上の予算となると思っております。

問題は、この補助対象者にいかに町民の方に還元していただくかということでございます。これは、このようなサービスをしてくださいと強制することはできませんが、帰還町民に対して何らかの特典を付与していただくということのキャンペーンに同意いただいた飲食店といたします。

仕入れ先といたしましては、浪江町で再開した食材の販売店、並びに2011年の3月11日当時または現在、住民税や法人住民税を浪江町に納付している方、この今言ったことは、「かつ」ではありません、それぞれ「又は」となっております。そういった方に町内での食材調達を円滑にし、町内の経済を活性化するという意味もありますが、さらには、町内に帰還している方へのインセンティブに、ほかにもそういった政策もいろいろ打ち出していかなければならないと思っておりますが、そのうちの一つとお考えいただければと存じます。

質問以外のことも答えて大変申しわけありませんでしたけれども、そのような内容になっております。

次に、5番でございます。どのような事業者の夜間交通を考えて

いるかということですが、タクシーや代行でございます。参入するときの初期投資で200万円程度、1度のみという形で考えております。

以上です。

- 議長（紺野榮重君） 7番、佐々木勇治君。
- 7番（佐々木勇治君） いろいろ答えてもらって大変わかりやすかったと思います。この5番の代行やタクシーなんですけれども、町外から来た方でも対応できるのかお伺いします。
- 議長（紺野榮重君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） 当然、浪江にいた方とか、浪江に住民票がある方という限定はいたしません。町外からでも、県外からでも参入して来ていただく夜間交通事業者について補助をし、浪江町の夜の商業も活性化するように寄与していきたいと思っています。
- 議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） それでは、当初予算の質疑をさせていただきます。

まず、予算資料の2ページに平成31年度一般会計歳入の自主・依存別財源構成が出ております。平成31年度の地方交付税は、62億3400万円で、前年比で21億1700万円、伸び率51.4%と極めて大きな伸びを示しております。そこで、大幅増になった要因は何でしょうか。

それから、特別地方交付税というのはたびたび議論してきましたけれども、つかみ金みたいなものだから、ここに入っているかどうか、あるいはどういう算定をするかということも難しいとは思いますが、特別交付税も含んでいるのかということですか。

一步踏み込んでお尋ねをいたします。私から言うまでもなく、普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いて財源不足が出ると、100%かどうかは別にして、それが計算上は普通交付税として交付されると。しからば、町の普通交付税算定の数字はいかにと、金額はいかにということをお示しいただければというふうに思います。

それから、資料の4ページとの関係で、目的別歳出あるいは性質別の構成で、投資的経費あるいはさまざまな土木関係、災害復旧も含めて予算が明示されておりますけれども、ここから算出される新年度の消費税負担増の推計をされているかどうか。10月からという予定ではありますが、まだこれもどうなるかわかりませんが、政府方針との関係で、改めて増税負担の推計額をお示しい

ただきたいというふうに思います。

次ですけれども、予算書の59ページ、町税の問題です。

昨日も条例改正のところで、住民税、固定資産税の課税復活について議論をさせていただきました。予算との関係でお尋ねをしたいと思いますが、平成31年度の町民税予算案ですけれども、ここに書いてあるとおり、現年分で個人町民税が2億3000万円、法人税が1億2000万円、これを平成30年度の補正後、これはつい昨日予算審議したわけですけれども、個人町民税は2億5190万円という補正の計上でした。それから、法人税については1億3100万円です。これと比較しても、平成31年度の個人町民税、法人町民税の予算の計上が少ないと、過少になっていると。これはなぜかということについてお尋ねをいたします。

それから、同じく固定資産税の問題ですけれども、固定資産税は同じく59ページ、項2で計上されております。ご覧のとおり、平成31年度は1億6268万5000円、前年比1248万5000円、一般会計補正予算（第6号）では1億4520万円です。そうすると、単純に計算すると、4520万円が増えております。これもいろいろな算出基礎はあると思うんですけれども、2月4日の全員協議会で、土地については7800万円、家屋については6200万円、1億4000万円の4分の1課税、固定資産税の分で税収が増えると。そうすると、昨日議決された一般会計補正予算、固定資産税1億4520万円と全協で示された1億4000万円を計算すれば、2億8500万円になるのではないかと。これは極めて明快な根拠だと思うんです。これは私がどうのこうのした数字ではなくて、住民課長が議会に説明された資料から今分析をして、こういう予算の計上でいいのかという、算出基礎に問題はないのかという質問をしているわけなので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の114ページ、災害救助費で款3項3、節のところに出てきますけれども、給料が4876万4000円、平成30年度の予算書を見ても、6339万5000円です。したがって、1463万1000円の減額になっていると。さらに、賃金もそういう計算で、対前年比で言うと1000万円ほど減額になっておるんです。減額計上された理由は、特に災害救助費という部分で、生活支援事業で人件費分が減額になった理由は何でしょうか。

それから、委託料についてもお尋ねしたいと思います。災害支援事業の委託料は1億3000万円です。同じく平成30年度は1億6000万円でした。ざっくり3000万円の減額です。被災者支援業務の人件費部分で大幅に減額された理由は何かということについてお尋ねいた

します。

それから、引き続いて、115ページの下のほうに委託料で、仮設住宅は下から5番目ですか、仮設住宅の維持管理委託料、これは委託料総額でしか出ていないけれども、仮設住宅のわかりやすい言葉で言うと、行政による必要な立ち退き請求が行われていると。そういう点から、差し支えない範囲で仮設住宅の維持管理費は幾らかということについてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、次です。117ページ、災害救助費で災害救助援護対策費5218万2000円、この予算が前年比で1777万4000円減額になっております。減額の理由は何でしょうか。

それから、ここに災害障害見舞金が250万円ほど計上されておりますけれども、災害障害見舞金の支給要件はどういう要件になっているか。

それから、災害弔慰金が4500万円です。これも4500万円ということですが、私が持っている直近のデータは、12月末の「浪江町の現状と課題」という資料で、428名が災害関連死として認定されていると。昨日もやったし、一般質問でも取り上げましたけれども、改めて今年度も4500万円の予算計上をされていると、もちろん災害関連死に対する災害弔慰金の支払いは当然のこととして、一方では、災害関連死の要因について、町は支払いの書類の受付をするだけではなくて、それをやはり分析をして、少なくとも災害関連死を減らしていくと、福島県内では南相馬市に次ぐ災害関連死の数だというふうに私は記憶していますけれども、それを減らしていく取り組みが必要ではないかと。予算の計上と同時に、その対策についてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、1ページ戻ります。116ページ、賠償支援事業です。1732万4000円、600万円ほど減額になっております。これもADR打ち切りに対する国・東電の責任を問うということで、新たな角度から裁判闘争にも立ち上がっていると、あるいはADR個人申立ての説明会・相談会も開いているということからすれば、継続事業は当然だと思うんですが、600万円の予算減額になる理由はどこにあるのかなというふうに思います。このことに対するご説明と、それから、ADR打ち切り後の支援の取り組み、新聞報道なんかによれば、安倍総理も「ADRに対する東電の和解案尊重は当然の責務だ」ということで国会でも答弁されている。浪江町でも、これまでのADR申立ての総括案を整理しながら、いかに成果を上げるかという取り組みをされているというふうに思っております。成果を上げるべき浪江町のADR取り組みの力点の置きどころというか、

町がそこまでやっているわけだから、今までの経験を踏まえて、こういうふうにして、今度はやはり個別申立てを成功させると、こういう取り組みをなされていると思うんです。そのことに対するご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の166ページ、請戸小学校の震災遺構保存整備で7300万円の新年度予算計上があります。そこで、これは震災アーカイブスの中の委託料、13委託料で6700万円、一切合財で7300万円の予算ですけれども、震災遺構に関する検討委員会の報告もありましたけれども、新年度予算に計上したということは、保存整備するという事業に本格的に着手するということだと思えます。震災遺構としての保存整備の完成予定はいつごろになるのか。

それから、当然、管理運営の問題がやはり出てきます。保存整備と同時にその管理運営について、どのように考えているか。

それから、教育委員会では、震災遺構の検討委員会でもいろいろな提起があったと思えますけれども、私はやはり震災遺構として残すべき価値は十分あると、多くの人に見ていただくということは大変重要だと思います。その上で、原発事故と東日本大震災のこの被害・犠牲、そういう請戸の町民も含めて町民が今後、そうした被害と犠牲を後世に残すという意味で、収集する資料も後世の評価に耐え得る、そういう資料収集を考えるべきではないかと。その点について、教育委員会はどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（紺野榮重君）　ここで10時55分まで休憩といたします。
（午前10時39分）

○議長（紺野榮重君）　再開します。
（午前10時55分）

○議長（紺野榮重君）　答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍靖君）　それでは、予算資料2ページにございます地方交付税の関係でお答え申し上げます。

今年度62億3400万円で21億円増ということでございます。この内訳につきましては、申しわけございませんが、予算書62ページをご覧いただきたいと思えます。

中ほどにあります款9地方交付税、今年度62億3400万円で21億1700万円の増でございます。内訳については、説明欄にありますよ

うに、地方交付税が19億5000万円、特別交付税が1億200万円、震災復興特別交付税が41億8100万円で、増減の主なものは、震災復興特別交付税が20億円ほど増加してございます。増加理由は、各種交付金事業の補助裏措置分、こちらの増によりまして前年度と比較して増額となっております。

続きまして、歳出予算におけます消費税増税分の影響額でございますが、おおよそ四、五千万円を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

予算書の59ページでございますが、まず町民税の当初予算の積算の考え方を申し上げますと、まず平成30年12月末の調定額2億6000万円に今回議決いただきました400万円から500万円の方の減免額の変更によるものとしまして、今年度のベースで3300万円に変動余裕分ということで、まさに今日まで確定申告を行っておりますが、増減の幅という部分を掛け合わせまして最後に収納率を掛けますとこのような2億3000万円ということで、根拠としてはそういう形になってございます。

次に、固定資産税の現年度分の当初予算の計上の考え方でございますが、まず2月4日にお示しいたしましたとおり、4分の1の課税ということで組み込ませていただいておりますが、まず土地家屋については、前年度は含んでおりませんでしたので、償却資産のみでございました。今回平成31年度につきましては、約7000万円ほど土地家屋でなると見込んでおりまして、その収納率を掛け合わせました数字、それから償却資産につきましても一般分、それから大臣配分がございまして、こちらのほうも変動ございますので、そういった計算をさせていただいて今回の当初予算の計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、予算書114ページ、民生費災害救助費の生活支援事業費の給料について前年度よりかなり減額しているという、減になっているという理由でございまして、職員の退職が3名ほどございました。あわせて人事異動ということで、平成31年度当初予算においては4名減という形で計上しております。その部分につきましては、委託料または臨時職員への切りかえとなっております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） 同じく生活支援事業費のまずは賃金の減額理由はということでお答えをいたします。

この賃金につきましては、平成30年度においては21名の職員予定としてございました。本年度実績等仮設も集約化が進みまして、平成31年度におきましては17名、4名減で予算計上となったものでございます。

次に、13委託料で総額で3000万円程度の減額であるということとその問いのお答えをいたします。

この委託料3000万円の減額の主なものといたしましては、この説明の欄の下から3番目にごさいます復興支援員中間支援組織委託料、これは前年度におきましては約1億2000万円ほどの委託料で計上されておりましたが、本年度事業を実際実施してみてもその実績から今年度は9000万円ほどの予算計上となったものですので、その分が減額なったところでございます。

次に、同じく委託料の上から4番目の仮設住宅維持管理委託料ということですが、これにつきましては前年度仮設が15団地ほどございましたが、今年度は集約化が進みまして、5団地になりました。それらに対する委託料ということで、約600万円ほど計上させていただいております。中身的には、仮設の敷地の除草であったり、除雪の経費でございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算書117ページの一番下、災害救助救援対策費の中の災害支援金関係の質問で、災害障害見舞金の該当要件ですが、ちょっと細かい部分になるので簡単に申し上げます。

震災により重い障害を受け、身体障害者手帳等の交付手続をされた方で被害を受けた当時浪江町に住所を有していた方ということで、大きな一つとして、障害程度1、2級ということで手帳が交付されていること、2つ目として介護認定を受けていること、要介護3以上で著しい障害を受けている方等大きい項目で言いましたが、細かい部分がありますので、その分は相談させていただければと思っております。

次に、減額になった理由ですが、災害弔慰金の中の4500万円を計上してありますが、その中で世帯の生計の主の部分とその他の部分の積算がございまして、その他の分、金額にして250万円になるんですけれども、こちらの分の金額を前年度は15件で積算してございまして

たが、今年度は8件で積算しておりますので、その分1750万円が減額になっております。

最後に関連死の対策ということですが、まずその状況なんですけれども、国のほうでもその関連死の基準、該当になる基準等が必要かというようなことがアンケートとしてきておりまして、その部分ではアンケートはしておりますが、国のほうでもその基準をつくるような方向にはまだ至ってないようです。福島県のほうでもその認定の内容等についてまとめるような事業が興されるのかなと思いきや余りにも多種多様な内容になっておりまして、そちらのほうはまだ進んでない状況でございます。町のほうでは、今回報道機関のほうで調べていただいた部分に協力した経緯もございまして、その部分について庁内で共有させていただいて、庁内では健康保険課が主になりますけれども、介護福祉課で一般の施策の中で随時対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、予算書116ページ、賠償支援事業の事業費が減額している理由でございますが、まず人件費等で人事異動によりまして職員が1名減となっているのが大きい理由でございます。少ない人数ながらADR打ち切り後の支援としては、積極的にその取り組みを行っているところでございまして、まず平成30年度初めには集団ADRの打ち切りの説明会を実施いたしました。その後住民に対して意向調査を行って、訴訟に参加する、もしくはADRに行く等々を聞き取りした上で、さらに7月にその訴訟もしくはADRの申し立ての説明会を5回以上で行ったところでございます。その後8月以降改めて個人ADRの説明会というものを実施いたしております、延べ13会場でその説明会を行っているところでございます。

その説明会によりいろいろな個人ADRの申し立ての書類も送りながら説明をしているわけではございますが、なかなか申し立ての提出までは至らないという状況でございます。それで担当係のほうではADRセンターのほうと直接協議を重ねまして、今回簡易な申し立てを、できるだけ簡易な申し立てで提出できるような配慮をADRセンターからいただいて、その書類を送ったりしております。

あわせて賠償状況の確認リストというものを送付いたしております。これについては、賠償がまだ未請求である方がいらっしやると聞いております。その未請求である方を何とか請求していただいて、そういう損害がないような対応をしているところでございます。そ

ういった方についても個別のADRの申立書簡易版を送りまして、その推進を図っておるところでございます。

最近の情報によりますと、かなりその簡易申し立てに関する問い合わせが相次いでおりまして、申し立ても増加しているというような情報をセンターのほうから報告をいただいているところがございます。このような形で今後も申し立ての全世帯への周知あわせて特に和解事例が精神的損害のうちの総括基準に特化した和解事例ですね、世帯分離とか、そういったのがますます和解されているという事例がどんどん出てきていますので、そういったものを案内して申し立ての意欲の促進を図る、そこまでまだいかないという方にも一番最初の申し立てのきっかけをつくってあげることが非常に大事かと思っておりますので、その辺を十分な形で説明会等で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 予算書166ページ、震災遺構整備の関係でございます。まず1点目は完成予定はということで、こちらは東日本大震災復興交付金いわゆる復興財源を使っておりまして、復興創生期間内の整備が求められております。平成32年度までの整備を予定しております。

それから、2点目、管理運営とそれから3点目の資料の関係でございますけれども、具体的な中身になってしまいますと、本予算がそういったことも含めて検討する基本設計、構想になっておりますので、具体的なところまでは申し上げることはできませんが、例えばその検討委員会の中で提言の中では、財政負担のないような管理運営体制を含んだほうがよろしいとか、あるいは人的資源に限りがあるので、その管理人を必ずしも置く必要はないのではないかとか、ツアー的なもので取り組んだらいいのではないとか、そういった意見などが挙げられておりますので、そういったところを提言が全てがそのはいそれではございませんけれども、そういったところを参考に検討してまいりたいと考えております。

それから、展示につきましても、資料につきましてもは県立博物館、それから設置予定となっております県のアーカイブ施設と本施設とは関係なく震災のアーカイブについての収集を協力して行っているところがございますので、そういったところとの関係を保ちながらこれからも資料収集に努めていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） それでは、再質問は質問の順を変わりました後ろからやります。

震災遺構の保存整備ですけれども、まず保存整備するというふう
に決定されたことについては高く評価するというを前提にして
ですけれども、資料については県の展示館でも、あるいはアーカイ
ブに協力する、あれだけの震災遺構を保存をするというふう
に決めながら町の主体性が見えてこない、ある意味ではもちろ
ん資料を保存されていると思うんですけれども、もう8年経過
しているわけですからかなり厳しいと、これまでの町の取
り組みについては、佐藤副町長が以前総務課長のときに我々議
会で検証した成果を生かして、町の資料集、冊子、せめてこれ
をつくったほうがいいのではないかと、いうふうに言ったらば、
半年ぐらいですか、町で持っていた資料が中心でしたけれど
も、冊子はできました。私の見るところ原発事故、あるいは津波
被害等に関する資料の町の保存は、どこか別のところであつて
それ全く私が知らないのかもしれないけれども、まとまったもの
としては、以前発行した3.11の資料集、したがって私は遅い
のではないかと、いう危惧さえ持っているわけだけれども、まだ
間に合うと、先ほどしっかりした資料も収集してその震災遺構、
あの震災遺構が歴史の評価に耐え得るものにしていくことが
大事ではないかと、だからある意味では私は浪江町の責務だと、
浪江町でしかできないというふうに思うんです。

教育長、そういう構えでこの事業をやらないと、いやあそこに行
けばあんな資料ある、こんな資料あるということでは、直接犠
牲者を出した、今なお回復していないこの甚大な東日本大震災・
原発事故を結びつけた震災遺構等の資料価値は、今の次長の答
弁では不十分だなというふうに思うんです。検討委員会でもあれ
これ検討しているということだからそれは期待したいとは思
うんですけれども、いま一度言います。浪江町にしかできない、
浪江町だからできる、そういう責任と役割があるのではないかと、
それをくくれば同じ言葉を使いますが、歴史の評価に耐え得る、
震災遺構、そして保存管理していく必要があるのではないかと、
教育長としての新年度予算との関係でどういう取り組みをな
されるか改めて答弁を求めていきたいというふうに思います。

それから、財源については、復興再生交付金だと、今年
は7300万円ということだけれども、復興創生期間内に整備する
ということであれば、追加予算もあり得るということではな
らなければもちろんできないと思うんですけれども、今後は財
源確保も含めてお答えいただ

ればというふうに思います。

次は、賠償支援事業、本当に私もあっちこっち行く、県内からも浪江町は大したものだと、今なお賠償係を置いて町民の相談にのっていると、馬場町長の遺言が生かされていると、みんな頑張ったんだなど、これからも頑張ってくれとこういう励ましの言葉さえいただいております。それを引き継いだのが吉田町長です。

それで、総括基準、あるいは和解事例などを集めて、それを参考にしてということだと思いうんですけれども、ADRについては簡易申し立ての方式をとっていると、簡易申し立てということは、実は総務課でも担当者の職員から聞いたことはあるんですけれども、具体的にどういうものなのか、我々議会も広げていくことができれば大いに協力したいというふうに思いうんです。

したがって、簡易申し立てなるものについて、できれば資料であると議員のポストに入れておいていただければいいと思いますけれども、言葉だけ尊重すると言うのが東電だし、それを傍観してきたのが国だと、そこをやはり突破すると、風穴をあけるということで、執念深くやっているのが浪江町だと、町民もそれに期待しているということだと思いうんです。大いにやりがいがあると思いうんです。

そういうことで一層強化していってもらいたいと思いうんですが、予算との関係でいえば1名減だと、少ない人数で大きな成果を上げるということも行政の効果ではあるけれども、まだまだADR申し立て、打ち切られてがっかりしてそのまま放置している、そういう人が多いんです。掘り起こしも含めてやるとすれば年度途中でも補正を組んでもっとやはり町民に寄り添ったADR申し立ての支援活動をしていくということが大事ではないか。具体的な今後の取り組みの考えについて、当初予算をさらに今後補強するという考えがあるかということについてお聞きしたい。

あわせて、浪江町が関係した簡易申し立ても含めてADR申し立て、実際にその提出したのは町として把握しているのは何名分かなというふうに思います。お答えください。

それから、裁判のことも話になりました。裁判についても二次、三次という報道が出されておりますけれども、浪江町が抑えているADR打ち切りの流れで裁判に踏み切った原告の数は現在何名で今後どれくらい予想されているのかということについてお聞かせいただければさらに町民の理解と協力が得られるのではないかとというふうに思います。

それから次、災害救助援護対策に関することですが、まず災害関連死の系統的な分析、専門家による分析も必要ではないかと

いうふうに思うんですけれども、今の課長答弁では国もそのアンケートをとったと、県でもそれらをもとに整理するのかなと思ったら進んでいないと、町としては関係課と連携をとりながら一般の対策で災害関連死の取り組みを進めていきたいとこういう答弁でした。一般的な取り組みということにはなると思うんですけども、場合によっては浪江町が428名、新しい震災関連死の認定者数をお示しいただいて、浪江町は多いわけだから、地震と津波と原発ということで二重三重の被害犠牲を被っているわけで、やはりもっと震災関連死の分析、それらに対する援護対策を検討すべきではないかというふうに思うんですけれども、これは町長判断だと思うんですね。そういう方向で今後取り組みをきわめていくというお考えがあるかどうかということです。

あと新しい震災関連死の認定死者数をお示してください。

それから、災害障害見舞金については、対象要件があるし、町としては震災による障害いろいろな要件はあるけれども、こういう要件に該当する人については、受け付けているということですが、これをもっと町民に示していく必要があるというふうに思うんです。答弁があったから繰り返す必要はないと思うんですけれども、震災による障害があったかなかったかということ的前提にして、障害1、2級、あるいは介護認定3以上、あるいは精神的障害のある者という要件も回答されましたけれども、精神的障害といってもどういう形で判断をするのかということになるとちょっと今の答弁だけでは理解できない部分もある、詳しいことはいいんですけれども、もう少しわかりやすくつけ加えていただければありがたいと、あわせてこのことに対する広報も強めていくべきだと、担当課としてどういうふうにされるのか。

民生費関係で、予算減の内訳というか、中身については説明でわかりました。ただ、再質問しておかなければならないのは、仮設住宅維持管理でやはり予算が減額されてきていると、15団地のものを5団地に集約したということで、集約の方向にあるということは私もわかっております。一般質問でも取り上げましたけれども、実際は2020年3月で仮設住宅打ち切りという県の方針が示されてから町その仮設入居者に対する強い立ち退きの催促の活動はちょっと問題ありというふうに思います。一般質問でも取り上げましたけれども、余りにもしつこく家の立ち退き請求要求されて、障害を発生している人がいると、ノイローゼです。ノイローゼになっている人がいるという現状も踏まえれば、せめてやはり2020年3月まで延期されたわけだからそれはそれとしてやはり入居者に寄り添うべきであ

るといふことと、大事なことはそこから先どうするんだという見通しがないということです。住居の問題、生活の問題、健康の問題、こういう問題があるわけですから、3点セットで事業を継続していく必要があると、新年度予算削減したんだから私はこれは問題だと思えますけれども、削減したけれども、その中で取り組みを改善しなければならない、そういう点が多々あるというふうに思うんです。これまでの反省を含めて今の私の再質問にどう答えるかお答えをいただきたいと思えます。

それから、町税の問題です。固定資産税でいろいろ当然のことだと思えますけれども、町は町で収納率や何かも計算してそういう計上したということですから、いずれ私はこれまでの議会に対する課税の資料による説明と新年度予算計上においては、そういう意味ではわかりやすく言うとこれも意図的な意識的な過少計上をしているのではないかというふうに判断せざるを得ないという、いま一度言います。例えば固定資産税については、前年比から4520万円の増です。ところが2月4日の全員協議会では、土地で7800万円、家屋で6400万円、1億4000万円の4分の1課税でこれだけの課税見込みだという説明をされているわけです。整合性がないというふうに考えるのは当然ではないですか。

この前課長にどれだけ減ったのかということも含めて、土地の全体について非常にわかりやすい資料をつくっていただきました。あれに基づいて設計をすればやはり全協での説明が根拠のある金額だというふうに思うんです。

いろいろ答弁はされたけれども、全協で説明されたあの数字というのはあくまでも根拠のない数字だったんですか。固定資産の評価は既に終わっているわけでしょう。言ってみれば去年の1月以降いつからその舵を切りかえたかはわからないけれども、課税の方向で課税対象物件やその減免率も含めて多種多様な検討をしてきているはずで、それで2月4日の全協に示したわけでしょう。全協では4月1日から課税するのになぜ今なんだという意見さえ出たほどです。でもそれを考えればこの間多角的な検討をしてきたというふうに私は思うんです。いいかげんな全協の説明ではなかったというふうに私は思っております。あの金額さえも少ないのではないかとすれば、平成31年度の固定資産税1億6200万円の計上は過少ではないかというそういう判断を私は一層強めるんですけれども、そのことに対して……。

○議長（紺野榮重君） 16番、質問は簡潔にお願いします。

○16番（馬場 績君） わかりやすく言っているんです。お答えいただ

きたい。

それから、住民税についても昨日の議決された一般会計補正予算からすると、新年度予算が少ない、これはどう考えても理解に苦しむんですよね。一般会計補正予算は、個人住民税は2億5190万円でした。今年度は2億3000万円でしょう。もちろん所得は変動性のあるものだから所得の把握によってはこういうふうになってくるかもしれない。しかし、少なくとも百歩譲って課長答弁を表面から受けとめたにしても、昨日議決された一般会計補正予算（第6号）の住民税は2億5190万円なんです。前年度の所得の開きはそれはあるかもしれない。私は把握しております。しかし、去年は500万円以下が全額免除でした。それは今年は400万円以下に引き下げたわけでしょう。単純に考えても昨日議決された個人住民税よりも増額するというのはこれは自然な考え方ではないかと、再度納得いく答弁を求めたいというふうに思います。

地方交付税の問題で、平成31年度の地方交付税が62億3400万円、これは補助裏もあって20億円ほど増えたということで、個別にやらないと私はこの先は調査していませんので、増額の要因についてはわかりました。

その上でお答えなかったのは、補助裏という答弁に含まれているかもしれないけれども、普通交付税の算定は基準財政需要額から基準財政収入額を引いて財源不足が出てくると、100%ではないにしてもそれが普通交付税として交付されると、浪江町の基準財政需要額、あるいは基準財政収入額は幾らになっているんですか。せめてここだけはお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、消費税増税負担分は4000万円から5000万円だと、この積算根拠についてちょっとお答えください。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 震災遺構関連でその利活用の仕方について私から御答弁申し上げ、財源につきましては次長から後ほどご答弁を申し上げます。

検討委員会からいただきました提言書の中に先ほど議員がおっしゃいましたようなお考えがそのまま載っております。基本理念ということで、地震・津波による被害に加え、原発事故により震災からそのままの形で残さざるを得なかった請戸小学校の今の姿をできるだけ変えずに残したい、これが基本的な考え方です。津波などの既に震災遺構は他県にございますけれども、原発事故まで関連するような遺構というのは今のところほかに例を聞いてございません。

そういう意味で非常に重要なものだという事は会議の中でも十分に審議されまして、ただそのときに余り形は変えないほうがいい、内容を伝えることを一生懸命な余りにいろいろな資料をいっぱい盛り込むことについてもやはり慎重でなければならないというようなご指摘がございました。そういったことも含めまして先ほど次長がご答弁申し上げましたように、今後その基本設計の段階で私どもの情報、あるいは考えなどをお示ししながら方向性を決めていただくということになってございます。

ただ私どもこれまで手をこまねいていたわけではございませんで、被災後間もなくあたりから映像をいわゆる3Dというんだそうですが、大学の協力をいただきながら確保してございます。もちろん請戸小学校に関するものはかなり重要なものは選んでとってございます。そのほかの資料などもございますので、こういったことをどんなふうに盛り込んでいくかということがこれからの課題になると。

それから、もう一つ大事なことは、そこに人がかかわらなければいけない、提案書の中にも地元の方、あるいは地域の方に加わっていただくということもございました。それから委員の中にももし機会があるのならば自分もそういうものにかかわりたいというご発言をいただくこともありましたので、そういったことも含めてどういうふうな形が一番浪江の独自のこの被災の状況を伝えることができるのか、そんなことに取り組んでまいるとというのが私どもの考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 私のほうから追加予算、財源はあるのかということでございますけれども、この後恐らく設計が終わりますと次年度整備に入るわけでございますが、整備も当交付金の対象となっておりますので、その対象の範囲で交付の予定、予算化される予定となっております。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、賠償支援の関係についてご説明申し上げます。

最初に、係の業務のほう評価していただきましてありがとうございます。

まず、簡易申し立ての部分ですが、以前ですと6ページぐらいあったものを2ページ、紙1枚を提出すればいいというふうにセンタ

一と協議の上、申立書の簡易版を作成しました。1枚目には住所、名前を書いていただく、2枚目裏面には例えば家族がばらばらだったら家族がばらばらになったところをチェックしていただくと、それだけで提出していただくと、あとの書類については、あと証拠書類とか求められるかもしれないんですけども、現時点でまずはとりあえず出していただくということが重要かなと思っています。センターのほうでも申し立て後に調査官が十分サポートすると言っております。したがって、証拠がないからというわけではなくて、調査官と話をしながら進めてもいい形ですので、まずは出していただくということで支援していきたいと思っております。

また、予算の関係でいいますと、今の課内の体制、全課内で協力しながらあと臨時職員なんかも確保しながらこの業務をやっていききたいと思っております。

あと申し立て件数でございますが、集団申し立て打ち切り後は、数十件しかないというような話を聞いておりました。その後説明会をやって10数十件に申し立てが増えたというようなことは聞いております。最近ですと1日10何件か申し立てがあったという事実も聞いておまして、現状どの程度になっているかはわからないんですが、かなり個別のADRの申し立ても浸透してきつつあるのかなと思っております。

あと訴訟のほうですが、これについては以前の説明の中で第一次で50世帯100人ほどあと第二次提訴でまた50世帯100人程度というような形での訴訟を進めるというようなことは聞いておりますが、町としてもそういう情報をなるべく把握しながら訴訟に移行したいという方については、順次案内できるような取り次ぎができるようなことで考えていきたいと思っております。

いずれにしろ、この簡易の申し立てというのをできるだけ全世帯の方がしていただけるような形での広報等に注力していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 関連死の対応についてでございますが、議員の言われます関連死の分析をしてそれに特化した事業をしていけばというようなご提案ありがとうございます。それで、町といたしましては、特化した事業というよりは本会議で事業を紹介しております各種生活再建策や健康保険関連では自殺対策や健診の事業並びに介護福祉分野では介護予防の事業などを通してそれらが関連死予防につながるものと考えておりますので、庁内各課連携して推進してまいりたいと思います。

もう一つ、精神障害の部分についてということですが、この精神障害の部分の判断につきましては、精神科医の診断書の添付をしていただき、前の質問のほうで述べました部分を審査委員会のほうに諮りまして決定されるということになります。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 仮設住宅維持管理料についての再質問についてお答えします。

これにつきましては、国・県の決定により平成32年3月まで供用期間が延長されたことに基づき、現在の浪江町の仮設の状況を踏まえて適切に予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 固定資産税、それから住民税の再質問にお答え申し上げます。

まず、固定資産税の関係でございますけれども、まず2月4日に全協において提出した資料の中身でございますが、全体で土地家屋を合わせまして全体で100とすると2億8000万円になります。そのうち国の減免によりますものが50%ですので、1億4000万円でございます。昨日議決いただきました残りの50%のうちの半分でございますから、7000万円ということになりますので、当初積算計上させていただいた数字に差異はございません。

続きまして、町民税でございますが、先ほども申し上げたとおり今日まで申告がございまして、6月には所得が確定をいたします。そういった所得の変動部分が一番大きな、所得にとっては大きなものがございますので、そういった変動の余裕という部分をみさせていただいて計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） まず交付税の関係でございますが、平成31年度の交付税については7月算定でございますので、まだ正式な数字は出ておりませんが、大体平成30年度算定におけます基準財政需要額は約41億円ほどございました。それに対して基準財政収入額が17億円程度でございます。差額で24億円程度ございまして、平成30年度の実績でいくと24億円ほどになってございます。ということで、平成31年度もこれからでございますが、基準財政需要額については、ほぼ同額を見込んでございます。

さらには消費税の関係でございますが、こちらについては消費税

増税の影響の大きいもの、例えば工事請負費でありますとか業務委託料、そういったものの当初予算の計上で予算要求書からざっと拾った数字でございます。正式な積み上げではないのでございますが、おおよその数字でございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 1点だけ、仮設住宅の問題で、2020年3月で仮設は打ち切るという方針を県は決めたと、町はそれに従って適切な予算を計上したと、そういうことでやってきたからこの議会で議論になっているんでしょう。聞く耳があるんですか。我々議会の意見をどういうふうに考えているんですか。あなたは余りにも上から目線の答弁しているよ。

○議長（紺野榮重君） 16番、感情的にならないで質問してください。

○16番（馬場 績君） いや、私は町民の代弁者だから、健康の問題もある、生活再建の問題もある、経済的な問題もある、仮設の後の住宅の問題もある、やはり町民に寄り添うべきだという立場で具体的な問題を提起しているわけでしょう。県で決めた方針だから問題ありません、そんな木で鼻をくくったような答弁はありますか。きわめて遺憾だということを申し上げて、言葉だけでないどこにいても町民、町民に寄り添った生活再建を進めていく、これを町長以下全職員が今後とも全うされるように平成31年度の当初予算審議に当たってこのことは強く申し上げておきたい。

以上で終わります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今ほど馬場議員の方からページ18ページの8番の件でお話がありましたけれども、質問がありましたけれども、一応財源の問題として整備に関しては復興創生交付金を活用するというものでありましたけれども、維持管理費については検討委員会から財政負担にならないようにとの答弁であったとは思いますが、町としてどのぐらいの予算であれば容認はできるのかということと、その辺の見通しがあれば伺いたいと思います。

あわせて帰還する人口も増えずに財政も厳しくなると思われる中で、保存に対する支出の面で将来的に町民の負担になっても理解は得られるのか、町としての見解を伺いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） まず1点目の財源、管理運営費に対する財

源でございますけれども、対象の交付金につきましては、整備費用までの交付となっております。そういった意味で、この後整備後管理運営費につきましては、当然その管理運営費に伴った財政支出があるような形で考えております。

そういった意味で、今のところ本予算の中で基本設計構想の中で、管理運営の仕方を十分議論しながら過大なる財政支出がないような形でできるようなその管理運営方法を検討していきたいと当課では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 本予算では一応管理運営費はこれからという見解ではありますけれども、私個人としての考えではもちろんありますけれども、管理運営費当然国のほうの復興交付金ですか、これが一時的なものであるというものであれば当然管理運営費というのは町の負担になると思っておりますけれども、その管理運営費に関しても継続的に国の方から補助が見込めるのか、その辺と。

あと今言ったとおり一時的に支出で終わるのであれば当然先ほどの話に戻りますけれども、管理運営費というのは町で負担になる、財政負担は当然見込むことになると思っておりますけれども、これもあわせてこれからのいう審議ではありましたけれども、その件に関してこれからということであれば、これからの審議にあわせてまた再度質問したいと思っておりますけれども、町としての見解、町民の負担になってもやむを得ないのかと、先ほど申し上げましたけれども、その辺の町としての見解を伺いたいと思っております。

あとの件は、また後日整備費用その他諸々についての提案があると思っておりますので、そのときに質問したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前11時50分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時51分）

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えいたします。

整備までは国が対応するというようなことでございますが、その後の運営については、町の努力が必要だというふうには伺っていま

す。町の大切な財産として、将来の復興に向けた一つの全国に対する呼びかけの手がかりとして、やっぱりそれは大事なものですので、何がしかのご負担は町にもお願いすることになるんだろうと。ただ、先ほどから繰り返していますように、そういったことも含めて慎重な対応が必要だという提言をいただいていますので、それをこれからの課題の解決の中で努めてまいりたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 一応これからの検討課題ということですので、再度まだ議案の提案があれば質問したいと思います。

以上で終わります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

15番、佐藤文子君。

○15番（佐藤文子君） 15番です。

私のほうから予算書の115ページの中の民生費の中の生活支援事業費の中で、7番賃金というのがございます。実は昨日の32号の中で、賃金の減額をしています。1145万4000円、上半期6名の退職者が出たということなんですが、今後先ほど副町長もご答弁なさったように、仮設住宅、来年度、今年度じゃなくて、来年ですね。3月末で解消という動きが国の中で決定されて、生活支援課というのがなかなか訪問を含めた相談事だとか、気苦労の多い課だったのではないかと思います。その中で、賃金を今回もちょっと減額しています。この賃金を減額して、職員、それから臨時職員が減少していく中で、1人ずつに係る負担が多くなっていくのではないかと懸念されます。こういったことが課の中でどのように相談されたのか。今後どのような体制で持っていくのかということをお伺いしたいと思います。

それと同時に、7番の賃金というのは臨時事務員補助員ということで、補助員の確保というか、採用というのは総務課でなされているか、総務課担当の業務だと思っております。総務課長にお伺いしたいんですが、なかなか事務員補助の募集をかけても応募される方が少ない、なおかつ途中で退職なさる方が多かったりして、各課で臨時補助員の獲得にかなり苦慮されていると。奪い合いになってしまうような話をちょっと聞いたことがあるんですね。退職なさる課長が今後その次の後任の方にどんなふうな施策を耳打ちされて、画期的なやり方があるんだったらば、ぜひ伝授していただきたいと思います。

それから、居村課長にも晴れて定年退職ということでいろいろ今までのことで震災後、去来することがあるかと思imasので、両課長には思いがあったらばご答弁と一緒にお話いただければと思imas。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○二本松事務所長兼生活支援課長兼仮設津島診療所事務所長（居村 勲君）

それでは、まず節7の賃金で臨時職員が減った分はどう対応しているのかというご質問でございます。

先ほども申し上げましたけれども、当初は昨年度21名で計上してございました。今回4名減と。主な4名といいますのは、避難生活支援係と住宅支援係のほうでございます。これはいわゆる仮設住宅の支援ということですので、直接的に携わる仮設が縮小になったということですので、業務的には減少傾向にあるということですので、この17名で何とか調整協力をしながら業務に当たっていただけるものと思っております。

発言の場をいただきましたので、では一言、ご挨拶を申し上げます。

私も32年間という役場生活でございましたが、今年度末をもって退職とさせていただきます。

これまで皆様には議会開会の質疑応答では、大変お世話になりました。皆様の思いに決して納得のいく対応がなされたかと思うと、いささか思うところがありますけれども、私といたしましては精いっぱい一生懸命答弁をさせていただきました。本当にありがとうございました。

議員各位におかれましても健康に留意されまして、今後ますますご活躍を願っております。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

失礼しました。答弁。

○総務課長（山本邦一君） それではご答弁申し上げます。

出張所等、大変な精神的なストレスを抱えているという状況も把握しております。さらには今回の臨時職員の確保の問題もございまして、なかなか特に本庁舎への臨時職員の確保というのは非常に難しい状況も続いております。新しく総務課長になられる安倍課長のほうには、今後引き継ぎ等も十分したいと思imasますが、なかなか臨時職員で確保できない部分については、やはり私のような退職した職員を使っただけとか、それをOB職員として確保していただいて、出張所等に配置するとか、そういった事業とか、もしくは実

際は今後会計年度適用職員という制度に切りかわります。平成32年度施行になります。かなりの方が会計年度の任用職員という形が変わる。臨時職員というのは、本来はもう本当に緊急的に応急的な対応ということで1カ月ぐらいの職員ということでは確保できないんですが、そういう制度に切りかわる部分もございまして、十分後任の課長のほうには引き継ぎをしたいと思っております。

あと、居村課長同様、発言の機会をいただきましたので、ご挨拶させていただきます。

このような議場という、神聖な場でご挨拶させていただき、感謝申し上げます。

私、採用後35年ですね。臨時職員時代も含めると37年になりますけれども、役場のほうに奉職させていただきました。その間、町民の皆様とか議員の皆様からいろいろなご提言いただきましたし、いろいろご心配をおかけしたこともありますし、大変ありがとうございます。その中で何とか無事に長い期間を勤めることができました。ありがとうございます。

議員さんとのかかわりでは、特に課長になってからのかかわりが多いんですが、その前であっても区域の再編とか、避難指示解除とか、かなりさまざま困難な問題がございましたが、議員の皆様からいろいろなご意見をいただきながら、私個人としてもいろいろ進むべき道を考えながら、試行錯誤しながら、繰り返しながら、何とかこの困難なところに立ち向かってこられたのかなと思っております。

今後、引き続いて、フルタイムということではないんですが、再任用職員として南相馬出張所の方で、できれば可能な限り、町民の方とかかわり合いを持っていければと考えております。ぜひお声かけいただきたいと思っております。

長い間、ありがとうございます。お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） それでは、討論させていただきます。

今退職課長のご意見というか、御礼の言葉、これは議会の中で私は聞くのは初めてでございまして。私も今から4年前に課長であったわけなんです、そのときにはそういったご意見を求められたこと

がございませんでした。初めてのの中身で、すごく新鮮でございます。
それでは、討論させていただきます。

私は住民感情を逆なでするような議案第11号 町民税等の減免に関する条例について反対の意を唱えてまいりました。この予算は、議案第11号に裏打ちされた予算であり、当然のことながら認めることはできません。

したがって、議案第40号 平成31年度一般会計当初予算についても反対するものでございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 8番、ただいまの同僚議員から議案第40号について反対討論がなされました。

私は、賛成の立場から討論させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災及び複合災害により、全町避難を余儀なくされてから8年が過ぎました。また、一部を除き避難指示解除からもうすぐ2年になろうとしております。その間、復旧、復興に向けて町民の思いを込め、行政、議会ともに努力を重ねてきました。そのかいあって、年を追うごとにその姿が見えてきたと感じます。

今議会に上程されました平成31年度当初予算は、どこにいて浪江町民の考えに基づき、念願でありました帰町された町民の生活に欠かせない買い物環境整備にかかわる予算、また健康生活維持のためにふれあいセンター周辺機能整備事業に着手を初め将来の需要を見込んだエネルギー事業も着実に進めており、産業と雇用を両立できる体制構築に有効と考えます。

特に、来年度に当たっては、営農に向けた農業関連施設の整備に取り組む予算も計上されております。放射能に汚染された農地の復興、復旧には圃場整備事業にまだまだ時間を要しながらも着実に復興に向けて進もうとする意欲が感じられます。農業再開、稲作再開も含めてなんですが、農業再開には欠かせない水の確保についても今年度は1カ所だけのため池除染についても、来年度は11カ所と大幅に強化するなど、土壌検査体制もしっかり構築されていると考えております。

そして、一歩前に出ようとする農業者のために予算配分もされていると感じております。

ほかにも町内住民の支援策はもとより、町外、県外に避難されている方についても、先ほど申し上げたとおり、どこにいても浪江町民と変わらない支援を受けられるようになっております。

現在復興創生期間中であり、さまざまな施策の継続事業等の予算も含まれており、ここで復旧復興及び各種支援策をとめるわけにはいきません。予算執行には行政、議会が一丸となることが不可欠だと思います。

よって、まだまだ難題、課題は山積しておりますが、今後の執行に期待を込めて、平成31年度当初予算について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をさせていただきます。

反対する理由は3つです。

1つは、昨日来、住民税、固定資産税の課税復活の問題で、真剣な議論が重ねられてきました。結果、増税復活の議案が強行されました。甚だ遺憾なことだと思います。それは、いまだに95%の町民が戻れない現状にあると。もし、住民税や固定資産税の課税を町民にお願いするといふのであれば、私はこういう状況だからこそ、町民の声を聞いて、それから判断すべきだと、普通の状態ではないと、減免したと言われるでしょう。しかし、特殊な特別な事情下にあつて、公平の観点から課税復活するといふのは、極めて不公平な行政運営だと。別な言葉でいえば町民不在の行政運営が明らかになったといふことだと思います。これが反対理由の第1点。

それから、第2点は、今ほどの当初予算の議案質疑でも明らかになりました。一般質問でもやってきました。仮設住宅の使用期間の延長は、県が2020年3月までと認めました。これ自体私は無理があるといふふうに思います。しかし、2020年3月までと、延長を認めながらも、実際は仮設退去の強硬な働きかけがなされてきていたと、極めて町民不在の行政ではなかったかと。もっと生活再建に目を向けた町民一人一人に寄り添った行政運営をすべきであるといふふうに強く求めておくものです。

第3点は、消費税増税の問題です。たった4000万円から5000万円といふふうに言われました。しかしこれも10月から来年3月までの概算の概算です。もし通年課税といふことになれば、それこそ1億円もあるいはそれ以上もかかることに町民の負担になってくるでしょう。町の負担になってくるでしょう。今8年が過ぎてもなお町民の生活再建ができないのにあるいは町が真剣に復興再生を進めようとしているのに、消費税10%増税は文字どおり復興再生に冷水をかぶせるものだと、国民から乖離した増税政策だといふことを厳しく

指摘をして、平成31年度当初予算ぜひ大事な予算も含まれておりますけれども、復興課税のいや課税復活のことも含めて議員の皆さんの冷静で深刻な懸命な判断を求めて反対の討論とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 10番、渡邊です。私はこの予算に賛成の意見でちょっと述べさせていただきます。

総額が395億円以上ということで、これ史上最大の予算になるのかなというふうに思っています。

これまで8年間、非常にハード面でいろいろな予算を使うような形で来ましたが、今年度はそのハード面の大体完成が目に見えてきたと。それに対する予算の投入、さらには13ページにわたって書いてあります主要事業の中にも相当数、今度ソフトのほうの予算も入っているということで、いよいよ浪江町が本格的に住民に住みやすい、そして戻りやすい環境になるための予算がきっちり綿密に組まれているということで、賛成の討論としたいと思います。

以上です。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号 平成31年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食休憩といたします。午後1時30分まで昼食休憩とします。

（午後 0時13分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時30分）

◎発言の訂正

○議長（紺野榮重君） ここで住宅水道課長より発言の訂正を求められ

ておりますので、これを許可します。

住宅水道課長。

- 住宅水道課長（戸浪義勝君） 議案第40号 平成31年度浪江町一般会計予算の質問のところで、12番、山本議員のご質問の空き家空き地バンク事業の対象物件の調査の対象を、家を貸したい方と申し上げましたが、正しくは家を売りたい方の家が対象ですので、おわびをして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第41号 平成31年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号 平成31年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第42号 平成31年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 国保については、予算資料では19ページです。

国庫支出金、それから県支出金、大幅に減額になっています。これはなぜなのでしょうかとというのが第1点。

それから、2つ目には、第2点としては3月3日の民友新聞で、県内市町村の国保料2019年度の算定結果について報道されています。これに関する資料があれば、議会にも、これよりも詳しい国保料算定の資料があれば、配付を求めたいと思いますけれども、それ

は質問から外します。

浪江町は2019年度本算定結果で9万8240円、2018年度対比で2.09、県内では前年比で下がったというのが6町村の中の1つなんです。これはなぜなんですかということですね。答弁聞いてからまた。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関久君） 国庫支出金、県支出金下がった原因でございますけれども、主に被保険者数が減少しております。平成30年度と比較いたしますと、平成30年4月1日現在が6832名おりました。現在3月1日現在で6502名、330名の減、率にしますと4.8%の減となっております。

また、国保の算定料下がった原因、要因といたしましては、1人当たり医療費の減少、あとは保険者努力支援制度における、浪江町で行っている各事業の成果が認められたのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 浪江町の新年度の国民健康保険料、税が下がった理由としては健康づくりが効果を上げているとうことでした。それはそれで大いに結構なことだと思いますけれども、でも1人当たりにすると9万8000円、もちろんこれより高いところもあるわけけれども、相当な額だというふうに思います。これもまた踏み込むといろいろな問題が出てきますので、避難先でさまざまな出費を抱えていて、通院の回数が増えているということのあらわれでもあるというふうに思います。

そこで、国庫支出金あるいは県支出金下がった理由に、被保険者の減少があるということでしたけれども、課長もご存じだと思いますけれども、国庫補助が2016年からずっと引き下げられているんです。社会保障の充実ではなくて、社会保障の後退ということになるわけですが、5年間で国保に関する国庫補助を32%から13%まで下げると、こういう国の方針が進められてきているということもあるんです。したがって、今課長が答弁された被保険者の減少だけが理由なのかということについて、いま一度お聞きしたいというふうに思います。

それから、激変緩和措置があります。福島県では激変緩和措置として6億円の手当てをしているわけですが、これもいつまで続くかわからないと。激変緩和措置について、今年は手当てされたわけけれども、今後の動向について町は把握されているかどうか、お尋ねをします。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関久君） 国からの財政支援でございますが、被保険者数の減のほかにも、徐々に過去と比較しますと、下がってきているのも事実でございます。まず、国で当初は10分の7の支援がございましたけれども、現在は10分の6、県が10分の4というふうな形になってございます。また、保険料の上昇に備えた激変緩和措置につきましても、県のほうでは急激に保険料が上がった場合には、激変緩和措置を講じる方針を続けるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） したがって、今のやりとりでおわかりのとおり、被保険者の減少だけが国庫支出金、県支出金の減少の理由ではないということだと思います。その上で、これで終わりますけれども、現在は国保税の減免措置がなされていますけれども、例えばこれ1人当たり9万8000円の保険料を納めるということになったら大変なことになるんですよ。したがって、これは大きな政策的な課題ではあるけれども、全国の知事会あるいは浪江町も参加している全国町村会、地方4団体にも国費1兆円投入すべきだと。あるいは国保税にしかない頭割り、いわゆる均等割、これも見直していくということが今後いずれかの時点で切りかえが来るということ想定すれば、国保加入者の負担にならない、そういう政策的な手が求められているということをしっかり受けとめていただいて、国保行政を進めていただきたいと。県や国に対しては、きちんと物を申すと、改善させていくと、こういうことが大事だと。そのことを強く求めておきたいと思っております。お答えは要りません。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号 平成31年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第43号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第43号 平成31年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第43号 平成31年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第44号 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第44号 平成31年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第45号 平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号 平成31年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第46号 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号 平成31年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第47号 平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 予算資料21ページに一覧表が出ております。この介護特会の今年度予算の特徴は、国庫支出金支払基金、国庫支出金だね。国庫支出金が1億100万円ほど増えていると。歳出のほうでは、保険給付で5900万円、約6000万円、地域支援事業で2500万円増えておりますけれども、保険給付で5900万円が増加しているというその中身について、予算提案の説明では、地域密着型サービス事業などの増によるという説明でしたけれども、保険給付の増というのは、それだけの理由なんでしょうか。国庫支出金がなぜ1億円増えたのかと。それから、介護給付や保険給付で5900万円、約6億円の増は地域密着型サービス事業の増。

〔「6億じゃなくて6000万」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 失礼、6億円じゃなくて約6000万円ですねの増の理由についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 増の理由ですけれども、まず個別的にいうと国庫支出金につきましては、予算書のページが272ページ、目6の災害臨時特例補助金で、前年と比較しまして4200万円弱の増とあと目1調整交付金のほうで4500万円弱の伸びがあります。こちらのほうはどちらも介護保険料の災害臨時特例分の増の分が伸びたものと思っております。あと、さらには災害臨時特例補助金の分には利用者負担額の分の伸びのほうも減免になっている分も加算されますので、その分で国庫補助金のほうが伸びていると思っております。さらには保険給付費のほうの伸びに関しまして地域密着型と申しましたが、地域密着型の給付については、今年度も平成30年度もそうでしたが、認知症関係のグループホームの入所等が避難先での地域密着型の入所があることを事前に察知できないものですから、要するに浪江町にあるグループホームは虹の家のみになっていますので、各地域にある施設の入所というのが突然入所されるような形になってまいりますので、1人当たりの経費がかなり多いものですから、それを余分にとっておくというような形、予防のためのものでもあります。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） わかりました。

その上で、福島民友新聞で介護保険料の高い自治体というありがたくないという言い方は失礼けれども、被災町村の深刻な問題として報道がありました。2019年3月10日の民友新聞ではないかと。

これ山崎議員から今朝ほどいただいた新聞記事なんですけれども、これを見ると浪江町は国保料が高い自治体で第5位なんです。1人当たり月額8400円、だからさまざまな予防事業に取り組んでいながらも、結果として被災自治体が抱える身体健康、介護の問題のあらわれだというふうに私は受けとめておりますし、それは決して間違いがないと思います。

一方では、健康でいることが何よりなので、昨日も質疑をさせていただきましたけれども、介護予防事業はやはり特に借り上げ住宅に入っている人たちは、なかなか利用の機会がないと。しかも高齢者世帯が多いという問題もあると思うんです。そこを各市町村のサービス機関と連携をとりながらさまざまな事業はやっていると思うんですけれども、県内5位というのは、ある意味ではこれだけ町民の介護状況が進行していると。介護を必要とする状況が進行しているということでもあるので、考えられることは介護予防サービス事業ということだと思うんですけれども、実態を踏まえた介護保険料低減のための健康づくりのための町の取り組み、介護保険課として具体的にこういう実態を踏まえてどういうふうに取り組んでいくというお考えなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 介護予防につきましては、議員のおっしゃるように、町としても福祉の最も推進すべき重要な課題だというふうに思っております。議員がおっしゃるように、この部分につきましては介護給付費の抑制と介護保険料の引き下げに一番有効であると認識もしております。予算書でいいますと、ページ283ページの下からなんですけれども、第3款の地域支援事業費の項2の一般介護予防事業費の中で金額から見えてこないんですけれども、こちらのほうの一般介護予防事業費の中で介護予防教室の開催や介護予防の把握、チェックリスト等ですね。あとさらには次ページ284ページの項3包括的支援事業、任意事業費の中でも包括による総合相談、権利擁護、虐待、消費者被害等、さらには285ページの予算についても家族介護の支援や成年後見の利用支援、一番最後の目の5では生活支援体制整備事業、町内のさまざまな団体と連携して、支援体制の充実や高齢者の社会参加などの事業も行なっています。

さらには、町内で来年度より介護予防事業として、専門的な知識を取得している職員の訪問による運動指導や各種相談を実施してまいります。町外につきましては、原発特例法により避難先で介護予防事業への参加ができますので、避難先市町村と連携して、町民の

発言訂正申し出あり：議長許可。「県内」を「全国」に訂正。

介護予防について実施してまいります。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町民の健康を守るためにも必要な事業に力を入れていてもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

そこで、発言の訂正です。

福島民友3月10日の浪江町の介護保険料、県内5番目というふう
に発言しましたがけれども、全国自治体の上位10位が示されていて、
その中の5番目が浪江ということだから、県内ではなくて全国で5
番目ということでした。

おわびして訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号 平成31年度浪江町介護保険事業特別会計予
算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第48号 平成31年度浪江町財産
区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号 平成31年度浪江町財産区管理事業特別会計
予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第49号 平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 後期高齢者医療特会について質問いたします。

予算資料21ページに、今年度の事業の歳入歳出が出ていますけれども、後期高齢者、いわゆる75歳以上の高齢者の加入する保険料が前年度と比べて840万円ほど増額になっていると。加入者が増えたことも想像、高齢化の中で、被保険者が増えたということも考えられますけれども、一般的には保険料については所得の段階もありますけれども、75歳以上、私もその中の1人ですけれども、75歳以上の人の所得が増えるということは余り考えられないんですが、増加の理由は何でしょうか。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関久君） 増加の理由でございますが、この保険料を納付される方は、いわゆる上位所得層で600万円以上所得のある方になりますけれども、全体の総数も増えておりますが、その中でも所得がかなりある方もそれに比して増えておりますので、このように保険料も増えたものと思われま。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の答弁は高齢者の所得が増えているということも一つの要因だということですが、これは調べておきたいと思えます。

ただ、今課長答弁で上位所得600万円以上の人は保険料徴収になるというお答えでしたけれども、多分これ間違いじゃないかと思えますね。後期高齢者の場合は633万円以上の人になっていると思えますが、私が間違っているのか、課長が間違っているのか、そこを再確認いたします。

その上で、保険料がこれだけ高くなっている、計算の基礎になる所得が増えているということでもありますが、同時に消費税増税後は特例軽減としてこれまで9割軽減されていたものが7割軽減に

なるんですね。したがって、今年度の国保会計というのは消費税増税による特例軽減の改悪とも連動している問題だというふうに思うんですが、消費税増税と特例軽減、9割軽減廃止になって7割軽減すると。収入に応じて8.5割、9割軽減ということもありますけれども、大きな流れとしては、繰り返しますけれども、9割軽減が廃止されて7割軽減となるということがあるかと思うんですが、そういうことも加味しての保険料増ということなのかどうなのか、お尋ねをします。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関久君） 保険料については、先ほども申しましたように、これは上位所得層、所得は600万円でございますけれども、かかる分でございますして、その軽減を受け方については、この保険料の対象とはなってございません。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） こだわる、ここはやはりこだわった方がいいね。軽減の対象というか、後期高齢者の保険料軽減は600万円ではなくて633万円ではないかというふうに思うんですが、いま一度確認させてください。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関久君） 633万円は介護保険のほうでございますして、後期高齢は600万円でございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 先ほどの後期高齢者の消費税増税との関係で軽減が廃止になるということを確認しましたけれども、そのことについては軽減の廃止ということで保険料の問題ではないということですが、それはわかりましたけれども、要するに後期高齢者、長生きして頑張っている人たちに対して消費税も増税になるとあるいは特例軽減として、これまで9割軽減になっていたものを廃止して7割軽減になると、まさにこれダブルパンチある意味ではトリプルパンチということで、高齢者、一般にとっても重大な問題だということ指摘して、反対の討論といたします。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第49号 平成31年度浪江町後期高齢者医療特別会計
予算を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第50号 平成31年度浪江町水道
事業会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第50号 平成31年度浪江町水道事業会計予算を採決
します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第51号 売買契約の締結につい
て（木材製品生産拠点生産機械設備購入）を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第51号 売買契約の締結についてご説明い
たします。

本案は、木材製品生産拠点生産機械設備購入について、地方自治
法第167条の6第1項の規定による制限つき一般競争入札により落
札者となった巴産業株式会社代表取締役、龍神圭一郎と契約を締結
するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処

分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、議案第51号をご覧ください。
売買契約の締結について。

1、契約の目的、木材製品生産拠点生産機械設備購入です。

2、施行箇所、浪江町大字棚塩字赤坂地内。

3、契約の方法、制限つき一般競争入札。

4、契約の金額、26億4283万200円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億9576万5200円。

5、契約の相手方、群馬県高崎市問屋町三丁目5番地7、巴産業株式会社代表取締役、龍神圭一郎。

6、工期、議会の議決を経た日から平成32年1月31日まで。

次のページの資料1をご覧ください。

今回購入する生産機械設備の一覧になります。集成材製造工場に設置するアルファベットのAからMまでのラインごとにさまざま記載してございますが、次のページの資料2に集成材製造工程の例を示してございますので、資料1と資料2を同時に対比させながらご覧いただければと存じます。

それでは、ご説明をさらに進めます。

資料2のうち、赤枠で囲っております工程が集成材製造工場での工程になります。一番上段の右から乾燥の工程では資料1におけるAのボイラー設備、B乾燥機設備がこちらに該当するものであります。

同時に資料2の中段右側にあります予備切削等級区分の工程では、資料1にございますCのラインでございまして、具体的に製作のためのカットソー、強度区分のためのグレーディングマシンなどになります。

資料2の中段左側にありますラミナーたて継ぎの工程では資料1のDにありますものでありまして、いわゆるフィンガージョイントと呼ばれる工程でございまして、引き板を縦方向に接着し、長さを出すものでありまして、そのためのカットソーやのりづけなどの工程となります。

さらに、その下の段はたて継ぎをした引き板の強度計測を行った上で集成材としてプレスする工程になりまして、資料1にございますE及びFの該当するものになります。その後プレスした集成材の仕上げや加工、最後の検査の工程がございまして、これらの工程全

体にかかわるものとしての集じん機 J A S 認定試験機などを購入する内容でございます。

さらに、その後ろのページが入札結果表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（紺野榮重君） ここで産業建設常任委員会開催のため、午後 2 時 40 分まで休議します。

委員各位は第 2 委員会室までご参集願います。産業振興課長も出席願います。

（午後 2 時 1 1 分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 2 時 4 0 分）

○議長（紺野榮重君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16 番、馬場績君。

○16 番（馬場 績君） それでは、30 分時間をいただいて、みんなで 3 件審議したんですけれども、審議未了でした。本会議質疑の了解をいただきました。

改めて町長なり課長に確認したいんですけども、今やりとりしながら説明を受けてメモしただけなので、十分な説明と質疑になるかどうかわかりませんが、私の理解の程度で、配付された資料ナンバー 2 を使って質疑をしたいと思います。

資料ナンバー 2 をご覧ください。

全体の流れは省略いたします。問題は、私らは、この流れで C L T ができるものというふうに考えていたんですよ。そうではないということが改めて明らかになりました。

要するに、F、黒ポツ、のりづけ、黒ポツ、プレス、これは集成材ではないと、圧縮板でしかない。我々が考えていた C L T をつくる場合には、のりづけとプレスをする機械が新たに必要だということなんです。しかし、この機械を購入する財源の見通しはついていない。県に何とかしてくれということで調整中だという今年か、やっぱり何度聞いても町は説明できない。そうすると、我々が望んでいた、あるいはこれまで町が説明してきた、県内あるいは全国屈指の C L T 製材工場ができるということには、現在はまだ未解決の問題があるということなんですということが明らかになった。これで

いいかというのが質疑の第1点ね。

それから、質疑の第2のポイントは、じゃ、この設備ができなかった場合、参入業者、3社が予定されているというふうにお話しされていましたがけれども、予定どおり業者の参入があり得るのかどうなのかと。こういう状況では、じゃ、このことを参入業者に説明しているのかということをお尋ねします。お答えください。

仮に、そういうトンネルの中に置かれている状況では、我々はやっぱり再検討せざるを得ないと。いわゆる参入から撤退するというふうになった場合、この事業そのものがどうなるのかと。参入業者の撤退ということも判断材料の一つに入ってくるのではないのかということについて、お聞かせください。

現在のところ、5億円から6億円の不足がどうしても生ずると。そうすると、結論として、機械も買えない、建屋もつけれない、こういう問題が起きるといふ説明だといふふうに私は理解しました。そういう問題を抱えているといふことでいいのかどうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

資料2のFの機械につきましては、集成材はつくれる機械でありまして、一旦、林野庁の予算といたしましては、集成材をつくる工場、それも優秀な集成材でございますけれども、優秀な集成材をつくる工場として最初やりなさいという指導でありました。

参入業者とは再三にわたり議論を続けていまして、県、業者、町、議論を続けておりますので、参入することを撤退するということは決してないようにやっております。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私の理解を端的に言います。それは町の願望でしかない。町の願望で、果たして参入業者が納得するのか。やりたい、そりゃ、やりたいからここまで来たわけだから。

私は、やっぱり一番いいのは、林野庁と交渉して、見通しが立つまでこの事業は保留というかな、白旗を上げるのではなくて保留にしておいて、業者とも十分協議をして、財源の見通しも立てて、その上で事業をやるべきだと。だから、昨日反対討論した懸念が、さらにこれは明らかになっちゃったんですよ。願望ではないと、実行できるというふうに断言できますか。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 再質問にお答えいたします。

まず、今回の木材製品生産拠点については、私ども、最初からCLTをやるというふうなことは言ってごさいません。最初から木材集成材、高品質の大規模なものをつくるということでやっておりました。

ただし、国のほうには、CLTについては、やっぱりこれからの木材技術の上で大切なものであるから、木材集成材がしっかりと軌道に乗った暁には、CLTにも向かっていくように支援してくださいというふうに申し上げておる次第でありまして、予算の獲得には、あくまでも高品質の大規模な集成材をつくるということで獲得したものでごさいます。

そういう点に立って、今回公募では、将来はCLTに向かっていますが、とりあえずは、まずは木材集成材をつくるというこの事業提案をしっかりと我々示して、そこで手を上げてもらって決めましたので、この今回の内容で整備されれば、きちっと撤退しなくやっていただくものと私どもは確信しているところでごさいます。

以上です。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） やっぱり無理だと。私は、復興事業の目玉になり得る事業だというふうに思っています。思っていました。思っています。しかし、現状では、非常に見通しは暗いという案件だということを改めて認識をしました。

本間副町長は、これまで町はCLTをつくるということは説明してこなかったし、業者にもそのことは言ってきたということは、正直私は初めて聞きました。だから、私の理解不足だったんでしょう。それは私の責任にしても、本来のCLTをつくるというのが目的だとすれば、あと5億円から6億円かかると。この財源の見通しはどうかというと、県と協議して財源を確保したいと。

それから、本間副町長は、この事業は完成したいというふうに言ったけれども、これも願望でしかないんですよ。だとすると非常に、私は覚悟を決めて臨んでいますから、反対討論に立っているわけだけれども、これだけの事業を、最後になって事業者が撤退したとか、あるいは町が5億円から6億円、あるいはもっと多額の持ち出しになるというような可能性も否定できないんですよ、この事業。

だから、上から読んでも下から読んでも、私は結論を急ぐべきではない、十分県や国とも協議をして、業者とも協議をして、本来のゴールが見えてきた時点でこの事業は推進すべきだと。こういう大規模な事業を町の願望だけで進めてはだめだということを、永年の私の議員経験から強く指摘をして、こういう問題に警鐘を鳴らして、反対の立場を明らかにしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号 売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第13、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第1号 副町長の選任について、ご説明いたします。

本案は、本間茂行副町長が平成31年3月31日付で退任されることになりましたので、新たに後任の副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める小林弘典氏の経歴については、同意第1号資料に記載のとおりであります。平成10年4月に福島県に入庁され、南会津建設事務所、県立会津高等学校、商工労働部商業まちづくり課、総務部財政課等を経て、現在は土木部土木総務課で活躍されており、県職員としての行政経験も豊富であります。

また、小林氏は、平成22年4月から2年間、福島県から南相馬市への派遣により、同市の自治振興、東日本大震災に伴う復興業務等に従事された経歴があり、相双地方の被災地域について、実務経験を通じた現状認識と豊富な知識を有しておりますので、当町の復旧・復興の事業の推進に当たり、適切な判断を下し得る方であります。

このことから、副町長として適任であると考えておりますので、

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（紺野榮重君） ここで全員協議会開催のため、3時10分まで休議します。

議員各位は、直ちに全員協議会室にご参集願います。

なお、町長も出席願います。

（午後 2時55分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時10分）

○議長（紺野榮重君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第1号 副町長の選任についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第14、請願・陳情審査報告を議題とします。

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） ただいまの朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いいたします。

[文教・厚生常任委員会委員長 佐藤文子君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（佐藤文子君） それでは、陳情第1号の趣旨説明をいたします。

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の審査結果について、ご説明をいたします。

臓器移植の普及によって、薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われています。一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっております。

こうしたことから、平成22年に臓器の移植に関する法律が改正され、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により臓器を提供することが可能になりました。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しています。

しかし、臓器提供者が必要数を大きく下回っているのが現状であり、その理由として、ドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されております。

文教・厚生常任委員会においては、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させ、多くの命が救われることを期待し、事務局長朗読のとおり採択とすべきと決定いたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

採決は、起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

それでは、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号については、採択とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第15、発議第1号 臓器移植の環境整備を
求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 提出者の佐藤文子君から提案理由の説明を求め
ます。登壇でお願いします。

15番、佐藤文子君。

[15番 佐藤文子君登壇]

○15番（佐藤文子君） 意見書の提案の説明をしたいと思います。

先ほどの陳情の採択を踏まえまして、委員会での協議の結果、事
務局長朗読のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ご苦労さまです。

趣旨は大いに賛成です。やっぱりこういう方向で、臓器移植を求
める人に応えていく必要があるなというふうに思いました。

そこで、この意見書（案）の中段に、平成22年7月の臓器移植に
関する法律が改正されたということですが、この法律の正式な名称
は後で調べればわかると思いますので、法律の名称はいいです。

ただ、この法律に、この趣旨のところに書いてある「国において、
国民の臓器を提供する権利、提供しない権利、移植を受ける権利及
び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとっ
て安全で身近なもの」、理念といえば理念だけれども、臓器移植に
関する法律の基本命題がこの下段には書かれていると思うんです
が、臓器移植に関する法律の中には、提供する権利、提供しない権
利云々等について明記されている法律なのか、どうなのか。

意見書採択を求めるということで、こういうことを書き入れた、
それはそれで説得力はあるんですけども、この法律そのものが、
基本的な事項について、どういうふうに扱われているのかな。そこ
は委員会で審査されたかどうか。されていなかったら、いないとい
うことだけで結構ですけども。

○議長（紺野榮重君） 佐藤文子君。

○15番（佐藤文子君） 中身というのは、私たちの委員会では特別取り
上げませんでした。これは、そもそも平成30年6月に第1号とし

て陳情書を受けたものが当委員会に付託を得たわけなんです、私たちがちょっと勉強不足だとか、この件についてもうちちょっと掘り下げていく必要があるのではないかということで、継続にしていまいました。

今回、馬場議員のおっしゃるように、法律の中身というのはよくわからないんですけれども、ただ、昨今の世情が、池江璃花子選手ですか、そういった白血病のドナーの提供者が増えたとか、それから、最近、6歳児未満の脳死が群馬県で出まして、10例目となる、東北大だとか、それから東京大学病院だとか、東邦大医療センターとかで移植がされたんですね。10歳未満の女子とか、肝臓とかそういったものが提供されたという事例がありました。喫緊のニュースで、今の状況がそういうことだということなので、今回採択に至ったわけですが、本当に私たち最初に付託されたときに、中身もよくわからないし、勉強不足だし、ここの勉強が必要だということで、今まで継続してきました。

今後、当委員会でも平成22年4月の臓器移植に関する法律という中身を、採択にはなって意見書を提出という今段階になりましたけれども、機会があれば今後とも勉強していきたいと思えます。中身はよくわかりません。

以上です。

○議長（紺野榮重君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（紺野榮重君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎副町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで、本年3月31日をもって退任される本間茂行副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 退任するに当たり、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことを御礼を申し上げます。

浪江町の副町長という重責を担わせていただき、3年半、非力ながらも務め上げることができましたのも、吉田町長初め議員の皆様方、職員の皆さん、馬場前町長、そして町民の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。

顧みますと、私が赴任をした3年半前は、想像を絶する災害から4年半が経過をし、浪江町役場の機能が二本松事務所に移ってから丸3年を迎えたときでございまして、当初の発災以来の避難の混乱、苦労というものから比べると、少しは落ち着きを取り戻しておりましたが、浪江町内の除染やインフラ復旧などは思ったようにはかどっておらず、果たして避難指示を解除して再び浪江町に帰れる日が来るのかと、誰もが不安、危惧を持っていた時期でございました。

私は、これまで培ってきた県職員としての経験を生かしながら、国や県と積極的に協議、調整するとともに、町長や職員の皆さんがやりたいこと、進めたいことの実現に向け全力を尽くし、議会の皆様方と綿密なコミュニケーションを心がけ、職責を果たしてまいりました。

そのような中、皆様方のご努力、ご支援、ご理解、そして馬場前町長のリーダーシップなどにより、一部の地域において、2年前、避難指示が解除となり、浪江町再生の新たな一步のスタートラインの場にかかわれ、微力ながらも尽力できましたことに感慨を覚えると同時に、改めまして身の引き締まる思いをいたしました。

その後2年間は浪江町内で生活をし、皆様方が知っている以前の浪江町ではございませんが、四季折々の豊かな自然や穏やかな天候、にぎやかなお祭りなど、浪江町のすばらしさを実感しながら、大規模水素エネルギー研究フィールドの誘致など、新しい浪江のまちづくりの一助を担わせていただき、充実した日々を過ごさせていただきました。

一方で、私を選任いただいた馬場前町長がお亡くなりになり、私が退任するまでお支えをすることができなかったことは、本当に残念ではございましたが、吉田町長のもとでも引き続き副町長を務めさせていただき、至らない点は多々ありましたが、吉田町長が進めようとする新しい浪江のまちづくり、町のこし政策の一助を担わせていただき、深く感謝を申し上げます。

これからは、残りの職業人生、常に浪江町のことを考え、少しでも浪江町の復興に携わってまいりたいと考えております。

議員の皆様方の引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、退任のあいさつといたします。

皆様、3年半、本当にありがとうございました。

[拍手]

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月5日の本定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、議案第11号の平成31年度の町税等の減免に関する条例につきましては、一般質問でもさまざまなご意見をいただき、慎重なご審議をいただきご承認をいただきましたことは、苦渋の決断ではありましたが、町の再生と持続的発展に向けた私どもの考え方にご理解をいただき、町税等の減免に関する条例に対しご同意をいただいたものと感謝を申し上げます。

また、平成31年度当初予算につきましては、請戸漁港荷さばき施設整備や請戸地区水産加工団地整備、また米の乾燥調製施設整備事

業や交流・情報発信拠点施設整備など、町の復興の象徴となる事業の関連予算につきましてご承認をいただきました。

これら事業への着手により、町のさらなる復興・再生が推進され、前進する町の姿を発信していくことが、今後帰町される町民の皆様の大きな希望になるものと考えております。

さらに、追加提案させていただきました副町長の同意案件につきましてもご承認を賜り、まことにありがとうございます。小林氏につきましては、これまでの経験を十分に生かし、当町振興のため、その手腕を発揮していただきたいと考えております。

また、本間副町長においては、3年半にわたり、この困難な状況の中、復旧・復興に当たり、先頭に立ってご尽力をいただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

今年の夏には、待望のスーパーマーケットが開業いたします。こうした一つ一つの取り組みを重ね、町民の皆様が希望の持てる、帰還したいと思えるまちづくりに一步ずつ着実に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、これまでと同様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、予算整理のため、平成30年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご承認くださるよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年浪江町議会3月定例会を閉会します。

（午後 3時34分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 高 野 武

署名議員 半 谷 正 夫

署名議員 紺 野 則 夫